

学習院女子大学
点検・評価報告書
2025(令和7)年度

点検・評価報告書 様式

学習院女子大学

点検・評価報告書

2025（令和7）年度

目 次

序 章	3
第1章	理念・目的	5
第2章	内部質保証	11
第3章	教育研究組織	21
第4章	教育・学習	28
第5章	学生の受け入れ	51
第6章	教員・教員組織	64
第7章	学生支援	76
第8章	教育研究等環境	90
第9章	社会連携・社会貢献	102
第10章	第1節 大学運営	108
	第2節 財務	116
終 章	120

序章

本学は学則で「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究をはじめとする諸活動及び運営について、広く点検評価を行う」（第2条）ことを定め、この基本方針のもとに、2018年に大学基準協会の第三期機関別認証評価を受けた。

この認証評価において示された5つの改善課題については、すでに対応を開始していたアドミッション・ポリシーへの求める学生像の明示の課題を除き、本学内部質保証推進システムの中核を構成する中期計画に基づく事業計画に位置づけて改善に取り組んだ。そして、2022年に改善の取組結果を「改善報告書」にまとめて大学基準協会に提出し、同協会より「提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる」との検討結果を受けるとともに、再度報告を求める事項は「なし」とされた（根拠資料 2-9、2-10）。

この間に、本学はまた2021年に学校法人学習院の中期計画「学習院 VISION150」のもとで新たな中期計画を策定し、翌年より実施している。この中期計画は教育、研究、社会貢献、管理運営の各分野にわたっているが、例えば教育の分野では、海外調査や国際シンポジウムの開催などを通じてリベラルアーツ教育の再検討を進めるとともに、共通科目の改革を行い、データサイエンス教育プログラムの導入、多文化学際科目群の新設による学際科目の増設、探究的で実践的な「インディペンデント・スタディ（課題研究）」の開講、伝統文化演習科目の増設などを進めている（第1章基本情報一覧）。

加えて本学は、内部質保証推進システムの適切性の検証等を行うために、2021年度に外部評価を実施した。同評価において内部質保証推進システムの適切性に対して肯定的な評価を得るとともに、カリキュラム改革等で具体的な提言を受け、それを上記のリベラルアーツ教育の再検討や共通科目の改革等に反映させている（根拠資料 2-8）。

本学は最短で2026年4月に学習院大学との統合を計画し、計画通り統合が実現すれば本学の国際文化交流学部は学習院大学国際文化交流学部、大学院国際文化交流研究科も同様に学習院大学大学院国際文化交流研究科になる予定である。この統合は同一性の保持を前提として計画されていて、種々の改善策もその制約を受けることになる（根拠資料 0-1【ウェブ】）。その一方で、コロナ禍の影響や学習院大学との統合計画の公表などにより、入学者選抜試験における志願者数の変動が激しく、入学者の定員管理が大きな課題になっている（根拠資料 5-6【ウェブ】）。

本点検・評価報告書はこのような課題を含めて本学の現状分析、分析を踏まえた長所と問題点、改善・発展方策と全体のまとめを記し、大学基準協会の第四期機関別認証評価の資料とするものである。

点検・評価報告書 様式

大学概況

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 1998（平成10）年 |
| (2) 所在地 | 東京都新宿区 |
| (3) 理念・目的 | 学習院女子大学は、国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 国際文化交流学部
国際文化交流研究科 |
| (5) 収容定員 | 1440 人（学士課程）
20 人（修士課程） |

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	(学)学習院規程集
寄附行為又は定款	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kikaku/kouki.html
学則、大学院学則	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku_g.pdf
履修要項・シラバス	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=51 、 https://g-port.gwc.gakushuin.ac.jp/campusweb_se/top.do
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
学習院女子大学学則 第1条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
国際文化交流学部	学習院女子大学学則第3条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf
国際文化交流研究科	学習院女子大学院学則第1条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku_g.pdf
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学習院 VISION150 (事業計画 A)	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kikaku/operation.html
事業計画 B	事業報告書 (2022年～2024年)
備考：事業計画 A：法人の中期計画、事業計画 B：本学独自の中期計画	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的 (本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

学習院女子大学（以下、「本学」という。）は大学の理念・目的、またそれを踏まえた学部及び研究科の目的を設定し、公表している。

① - 1 大学の理念・目的

本学の理念および目的は「学習院女子大学学則」（以下、「学則」という。）の第1条第1項で「本学は、国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成することを目的とする」と定めている（第1章基本情報一覧、学部学生便覧9頁）。

本学は国際文化交流学部の1学部であり、その目的は学則第3条第2項で「国際文化交流学部は、関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする」と定めている。

国際文化交流学部は日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科の3学科で構成される。3つの学科の目的はそれぞれ学則第3条第3項の一から三で「日本文化学科は、日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する人材を育成することを目的とする」、「国際コミュニケーション学科は、国際関係と異文化に対する広範な知識と深い理解力、併せて高度の言語並びにコミュニケーション能力の習得を通して、国際社会に積極的に貢献する人材を育成することを目的とする」、「英語コミュニケーション学科は、英語による高度なコミュニケーション能力を有し、豊かな国際的教養と論理的思考力を備え、国際・情報化社会で活躍する人材を育成することを目的とする」と定めている。

学習院女子大学大学院は国際文化交流研究科の1研究科であり、その目的は学習院女子大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）の第1条で「本大学院は、国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地

点検・評価報告書 様式

域研究の専門家の養成及びそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とする」と定めている（第1章基本情報一覧、大学院学生便覧7頁）。

① -2 理念・目的の公表

学則および大学院学則は本学ウェブサイトに掲載し公表している。加えて、特に理念・目的に関する部分については、「学習院女子大学の理念・目的（建学の精神）」、「学習院女子大学の教育目標（人材育成方針）」、「教育研究上の目的」、「学習院女子大学大学院の教育目標（人材育成方針）・教育研究上の目的」として、本学ウェブサイトの「基本方針」のページで公表している（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

また、オープンキャンパス等では、学長が全体説明の中で来場者に本学の理念・目的を伝えている（根拠資料 1-2）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学は、大学として中期計画の諸施策を策定している。

② -1 中・長期計画の策定

本学は学校法人学習院の事業計画に基づき中期計画を策定し、法人の中期計画における計画（本学部分）を、女子大学の中期計画の中心に位置づけている。

1877（明治10）年に創設された学習院は、2027年に創立150周年を迎える。学校法人学習院は2022年度より中期計画「学習院 VISION150」を策定し、これに従って法人本部および学習院内の各学校が事業を進めている（第1章基本情報一覧）。本学も2022年から2027年の6年間で現行の中期計画の実施期間としている。当然ながら、法人の中期計画は、実施期間の最終年度に計画の総括が行われ、総括の内容を踏まえた上で次期の中期計画が立案される。

本学は、「学習院 VISION150」の本学部分として10本の事業計画を立て、これらが本学の中期計画の中心となっている。それらは表1-1の通りである。

「学習院 VISION150」に示した事業計画は10本であるが、本学全体の事業計画は他にもある。本学では法人の事業計画に組み入れたものを「事業計画A」と称し、それとは別に本学独自の事業計画も策定しており、それらは「事業計画B」と称している。事業計画Bは立案、実施、点検・評価を本学内で行うことから、事業計画として外部に公開してはいない（公開している事業計画は「学習院 VISION150」[事業計画A]の10本のみ）。

点検・評価報告書 様式

事業計画Aは法人として外部に公開するものであるため、本学の理念・目的に関連し、今後の本学の進むべき方向性を示すような事業計画が選ばれている。それに対し、事業計画Bは本学の各部署が中心となって立案し、運営委員会と教授会で承認したものであり、本学の実際の運営に関わるものが多い。事業計画Bは必要に応じて各部署で年度ごとに計画の追加や見直し等が行われ、それが運営委員会での審議を経た後、教授会で承認される。

なお、事業計画Aは法人がウェブサイトで年度ごとの進捗状況を公表するものであることから、年度ごとに事業計画Bとは別のスケジュールで立案、報告の作業が行われる。

表 1 - 1 「学習院 VISION150」における学習院女子大学の中期計画

分野	計画の柱	実施計画	推進主体
教育	グローバル化	新たな留学機会の創出とキャンパスにおける国際交流の促進	運営委員会
	ポストコロナにおける新しい教育	ポストコロナの国際化の展開	教務部
	リベラルアーツ教育の再定義	新しいリベラルアーツ教育の構築	プロジェクトチーム
	学士課程教育の充実	共通科目のカリキュラム改革	教務部
	学習支援環境の充実	リベラルアーツ教育の充実に対応する総合的な学習支援体制の構築	運営委員会
研究	国際研究の推進	グローバルな研究交流の推進	国際学研究所
	若手研究者の養成	学際研究の推進と若手・中堅研究者への支援	運営委員会
社会 貢献	地域・社会等の課題解決に資する事業	新展示室の開室と教育・研究活動の発信	学芸員課程委員会
	産官学連携の強化	「グローバルで多様性に開かれた学びの空間」を地域とつなげる	運営委員会
管理 運営	運営を支える基盤の確立	グローバルで多様性に開かれた学びを支える環境の整備	運営委員会

※法人ウェブサイト「中期計画・事業計画」より作成（第1章基本情報一覧）。

事業計画Aは法人があらかじめ年度ごとの予算を決めており、その予算枠で実施計画を立てていることから、財政的な裏付けは十分にある。実施計画ごとに実際に行う事業は、実施前年度に法人によるチェックを受けたものだけが学習院理事会により承認され、予算化される。事業計画Bは学内で実施計画が立案されるが、これも前年度に法人に予算を申請し、法人財務部によるチェックを経た後、承認されたものだけが予算化される。

② - 2 中期計画の検証

本学では「内部質保証に関する方針」を定め、本学ウェブサイトで公表している。この方針には、全学内部質保証推進組織である運営委員会において、本学の理念・目的、教育目標の実現に向け、各部門は3ポリシーの不断の検証に取り組むこと、また、事業計画書・事業報告書に基づいて、教育研究活動等の自己点検・評価を行い、恒常的に教育研究水準の向上

点検・評価報告書 様式

及び教育研究活動の改善に努めることが明記されている。

本学では「学習院女子大学自己点検・評価規程」に基づいて「自己点検・評価委員会」が設置され、この委員会が自己点検・評価の実務を担当している（規程集【DVD】）。

点検・評価の作業は、各年度後半に行われる、当該年度事業報告・次年度事業計画の作成（書類の様式としてこれらは一体になっている）の後に、主要な自己点検・評価の作業はその事業報告・事業計画書のチェックによって行われている。

点検・評価の実際のプロセスの概要は次の通りである。

- (1) 学内の各部門（大学、学部、学科、研究科、附置教育研究機関・附属施設、資格課程、事務運営課）が当該年度の事業の達成状況をまとめ、その内容をふまえてさらに事業計画を立案し、これらを合わせて「実施計画書 兼 報告書」を作成する。これを関連する会議体で審議、決定し、自己点検・評価委員会に提出する。
- (2) 自己点検・評価委員会が各部門の「実施計画書 兼 報告書」を次の3点を中心にチェックし、その結果を運営委員会および各部門に報告する。
 - ・当該年度の実施計画に照らして、実施状況は適切なものとなっているか。
 - ・適切な根拠資料が示されているか。
 - ・実施計画の全体（目的・内容、到達目標等）と当該年度実施状況に照らして、翌年度の事業計画が示されているか。特に、当該年度実施状況や直近の環境変化をふまえて必要な追加的な措置の検討などが含まれているか。また、自己点検・評価委員会は点検・評価内容全体をまとめた「自己点検・評価報告書」を毎年度作成し、運営委員会に提出する。
- (3) 自己点検・評価委員会の意見を受けて、各部門が計画内容・報告内容に必要な修正を加え、「実施計画書 兼 報告書」を運営委員会に提出する。
- (4) 運営委員会が各部門から提出された「実施計画書 兼 報告書」を検討し、必要に応じて各部門に修正を求めた後、全体をまとめて教授会に議題として提出する。また、運営委員会は「自己点検・評価報告書」について検討し、確定する。
- (5) 教授会が事業計画全体を審議し、決定する。また、運営委員会が「自己点検・評価報告書」について教授会に報告する。

本学の自己点検・評価の仕組みにおいては、各部門が取り組むべき課題は基本的にすべて中期計画とリンクさせる形で事業計画に盛り込まれており、それを点検・評価することで中期計画と同時に本学全体の自己点検・評価が行われ、その結果が各年度の「事業報告書」にまとめて収録される（第1章基本情報一覧）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

1で示したとおり、本学は大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、社会に公表している。ただし、学生便覧やウェブサイトで形式的には周知がなされているものの、教職員や学生において本学の理念・目的が十分に理解されているかどうかを確認しておらず、周知を徹底する努力が必要であろう。

点検・評価報告書 様式

大学としての中期計画は、学校法人学習院の中期計画とリンクさせる形で策定している。法人の中期計画「VISION150」に組み込まれた 10 本の事業計画（事業計画 A）は、事業計画書・事業報告書とともに法人ウェブサイトで公開されている。それ以外の事業計画 B については外部に公開していない。しかし、いずれの事業計画についても、実施部門ごとに、自己点検・評価委員会、運営委員会の検証を経た後、事業報告書として教授会で承認される。ここでは進捗及び達成状況も検証している。

ただし、法人の中期計画に組み込まれた事業計画 A については法人内での審議・承認のプロセスが必要となるため、学内のみの事業計画 B とは別のスケジュールで実施計画の立案、予算の申請、実施報告の作成を行っている。特に、予算の申請時期が年度前半になるため、事業の結果が検証されていない段階、場合によっては計画された事業がまだ実施されていない段階で、次年度の予算案を立てることになってしまっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的を教職員と学生に周知する活動を制度化する必要がある。たとえば、教職員においては 4 月に行われる年度の最初の教授会において大学の理念・目的を確認する、学生に対しては春学期ガイダンスで大学の理念・目的を周知する、などの活動が考えられる。

予算の立案が実施結果の検証より先になってしまう点は改めることが望ましいが、組織としては審議の過程が法人全体で何段階にもなるため、予算の立案を遅くすることができず、改めることが困難である。

しかしながら、概ね本学は大学の理念・目的を適切に定め、周知し、定期的に検証することに努めているといえよう。

点検・評価報告書 様式

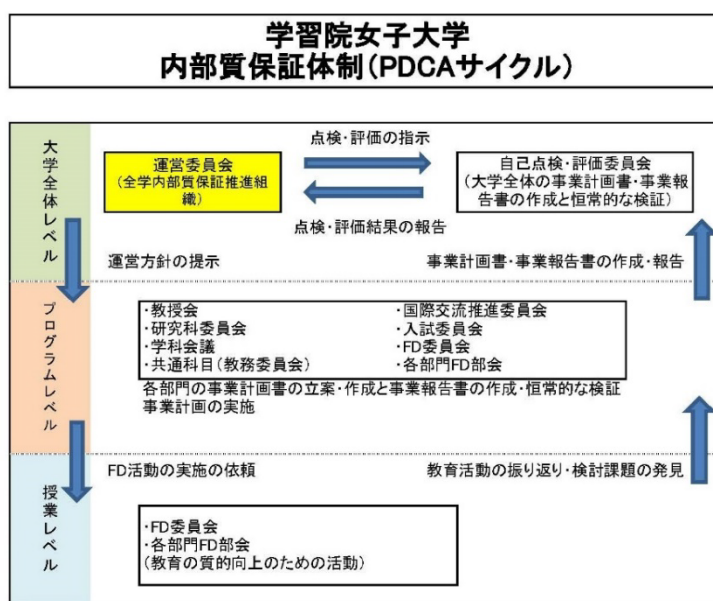
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証に関する方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
学習院女子大学運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画及び予算の策定 ・内部質保証体制の整備・維持、検証及び改善方針の策定 ・その他重要事項に関する実施計画等の策定
	名簿（URL・印刷物の名称）
	令和6年度役職・委員一覧
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
	特になし			
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/kaizenhoukoku2022.pdf
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.juaa.or.jp/updata/evaluation_results/74/20230403_374573.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

点検・評価報告書 様式

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2
 ※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/tenkenhyoka2018.pdf
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
教育研究上の基本組織	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=7
学位授与方針	基準 4 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/3_policy/
教育課程の編成・実施方針	基準 4 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/3_policy/
学生の受け入れ方針	基準 5 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/3_policy/
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織、教員数 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/staff_number2024.pdf 学位及び成績 https://gr-info.gwc.gakushuin.ac.jp/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/student_number2024.pdf
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/career2024.pdf
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://g-port.gwc.gakushuin.ac.jp/campusweb_se/slbssrch.do
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=51
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	キャンパス概要、運動施設概要（キャンパスマップ） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/campusmap.html キャンパス概要、運動施設概要（校地、校舎、講義室・演習室等の面積） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/building_area2024.pdf その他の学習環境 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/campus_life/post_5.html 主な交通手段 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/access.html 耐震化率・耐震化完了計画 https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/sisetu_sin/facility.html#c04
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kaikei/index.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	学生の修学に係る支援（奨学金） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/scholarship.html 学生の修学に係る支援（国際交流・留学（海外協定校・学生交換数等）） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/global/ 学生の修学に係る支援（大学間連携） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/fcampus/ 進路選択に係る支援（キャリア支援部） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/career/ 心身の健康に係る支援（カウンセリングルーム） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/campus_life/counseling/ 心身の健康に係る支援（保健室） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/campus_life/dispensary.html
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/zaimu/index.html
備考：	

点検・評価報告書 様式

【※】 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	大学ポータル https://up-j.shigaku.go.jp/department/category02/0000000259702001.html
学位の取得状況	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/career2024.pdf
学生の成長実感・満足度	令和 5 年度卒業時アンケート結果（令和 5 年度卒業生対象） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/2023_graduation_survey.pdf 令和 5 年度卒業生アンケート結果（卒業後 5 年目、平成 30 年度卒業生対象） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/news/docs/令和5年度卒業生調査報告書.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照
学修時間	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=51
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	※基礎データ表 2、3 参照
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	学則上は可能だが、柔軟化はしていない
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	なし
FD・SD の実施状況	I R データ集（Web 公表なし）（根拠資料 2-2, 2-3）
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/campus_life/docs/rinen.pdf
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/campus_life/docs/tantousha.pdf
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://g-port.gwc.gakushuin.ac.jp/campusweb/se/slbsrch.do
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/licenseholders_and_employed.pdf
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/licenseholders_and_employed.pdf
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	授業評価アンケート https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/2023spring_report.pdf https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/2023fall_report.pdf
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証（本文）

評定：S・(A)・B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
- ・大学全体規模や学部・研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は内部質保証のための方針を適切に設定している。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させている。

① - 1 内部質保証のための方針と体制

本学は「内部質保証に関する方針」を定め、本学ウェブサイトで公表している（第2章基本情報一覧）。そこでは次のように書かれている。

内部質保証に関する方針

学習院女子大学は、全学内部質保証推進組織である運営委員会において、本学の理念・目的（建学の精神）、教育目標（人材育成方針）の実現に向け、各部門が定めるディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の不断の検証に取り組む。また、運営委員会及び自己点検・評価委員会において、事業計画書・事業報告書に基づいて、教育研究活動等の自己点検・評価を行い、恒常的に教育研究水準の向上及び教育研究活動の改善に努める。

この方針に基づき、本学では「学習院女子大学内部質保証規程」を定めている（規程集【DVD】）。

本学には学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、大学院研究科委員長、学科主任、図書館長、事務統括部長が構成員となる運営委員会が置かれ、運営委員会が全学内部質保証推進組織となることが「学習院女子大学運営委員会規程」に定められている（規程集【DVD】）。また、自己点検・評価活動を担う組織として、「学習院女子大学自己点検・評価規程」に基

点検・評価報告書 様式

づき自己点検・評価委員会を置いている（規程集【DVD】）。副学長が内部質保証担当となり、自己点検・評価委員会委員長に就く。さらに、事務運営課にはIR担当職員と自己点検・評価担当職員各1名を置いている。

自己点検・評価委員会は、毎年度12月～1月頃に各実施部門から提出された事業計画の実施計画・実施報告を、あらかじめ用意された点検・評価シートに従って点検・評価し、運営委員会にその結果を「事業報告書」にまとめて報告している（第1章基本情報一覧）。運営委員会は自己点検・評価委員会の報告書をさらにチェックし、必要な加筆・修正を終えた報告書を最終的に確定し、教授会に報告する。「事業報告書」の最初に「自己点検・評価委員会による総括」がまとめられており、運営委員会・教授会の大学運営に対する委員会からのコメントとなっている。

運営委員会は、事業計画の点検・評価以外に、学生の学習成果に関する点検・評価も行う。本学では学生の学習成果の可視化の一環として、正規のカリキュラムにおける学習成果の把握以外に、運営委員会が実施部門となって3つの調査を実施している。第1は（株）ベネッセ i-キャリアが実施するGPS-Academicで、これは学生の多面的な能力・学力を客観評価、主観評価、学生意識調査により測定するアセスメントテストである（根拠資料2-1）。これにより測定された学生の学力は、本学の過去の学年との比較、他大学との比較が可能になる。第2は卒業時アンケートで、卒業時に学生の成長実感、満足度、DPについての自己評価を調査する（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」）。第3は卒業生アンケートで、卒業後一定期間を過ぎた時点で、本学での学びを振り返って評価してもらう調査である（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」）。GPS-Academicと卒業生アンケートは外部に委託して実施しており、調査結果がまとまった後に教職員に対して結果報告会を実施している。

事務運営課では「IRデータ集」を毎年度発行している（年度ごとのデータを総合するために発行は翌年度となる）（根拠資料2-2、2-3）。第1号は2023年（2022年度のデータ）に発行された。本学の意思決定場面で活用できるデータがこのデータ集で総覧できるようになっている。

こうした報告や調査の結果を運営委員会が総合的に検討し、本学の中長期的な大学運営方針と現時点で必要となる教育上の施策を決定している。

①-2 自己点検・評価に関する本学のスタンス

本学の事業計画の策定と自己点検・評価に関しては、現在の自己点検・評価の体制が整備された2017年度以来、「事業計画の追加性を重視すること」と「実施計画に対する点検・評価の結果を次年度に反映するか否かの判断は各部門に委ねること」の2点を主要な方針としている。「追加性」とは、その事業が現状の改革や新たなチャレンジをとまなうようなものであることを表わす。

これら2つの方針は、各実施部門が計画の達成に重きをおくことで計画の策定が防衛的、消極的になり、実施できそうな計画のみが立案されるようになる懸念に基づく。そのような姿勢で策定された事業計画では、計画立案から実施、自己点検・評価に至るプロセスが容易に形骸化すると考えられるからである。したがって、決して事業計画の達成度を軽視するわ

点検・評価報告書 様式

けではないが、それだけで各実施部門の取り組みを評価することはしていない（第1章基本情報一覧「令和5年度事業報告書」、4頁）。

① - 3 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関する調整・支援

本学の場合、国際文化交流学部のみでの単一学部の大学であることから、「全学的」であることは「国際文化交流学部全体」を意味する。よって、学部間の調整等の必要がないことから、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して「全学的な」調整や支援のための組織は特に置かず、運営委員会・教職課程委員会がその役割を担っている。

本学では、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、特にその目的のために設けられた調整・支援の制度はない。しかし、本学には特別研究費という名目で、毎年専任教員に配分される個人研究費以外に、特定の研究課題を設定して研究計画とともに申請をした場合に、特別に追加で研究費が認められる制度がある。特別研究費は「学術研究の振興」に加えて「教育の改善等」が目的とされており、これにより教育の改善のために特別研究費を支給することが可能になっている（規程集【DVD】「学習院女子大学特別研究費取扱要領」）。たとえば、「生成AIの教育利用：実態調査と活用法の構築」（2024年度、共同研究、100万円）、「教養系学部を対象としたシラバス分析手法の開発」（2022年度、共同研究、100万円）などが認められている（根拠資料 2-4-1～2-4-4）。

① - 4 自己点検・評価の定期的な実施

本学では、自己点検・評価活動を毎年度実施しており、その結果を「事業報告書」にまとめている。報告書に示された課題に関しては、大学として着実に対応を進めている。

たとえば、前回の大学評価のために大学基準協会に提出した2022年度の「事業報告書」では、「全学的な視点での課題」の一つに「学習成果の可視化」があげられている（第1章基本情報一覧「令和4年度事業報告書」、3頁）。これに基づき、2023年度から卒業時アンケートと卒業生アンケートを実施することとなった。卒業時アンケートと卒業生アンケートの調査結果は本学のウェブサイトで公表している（（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」））。

本学国際文化交流学部の3つの学科は教育職員免許状が取得できる教職課程認定を受けている。日本文化学科では国語、国際コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科では英語の中学・高校教諭一種免許が取得可能である。教職課程には教職課程主任を含む2名の専任教員（1名は日本文化学科、1名は国際コミュニケーション学科と兼任）が所属している。教職課程の運営のために、「学習院女子大学教職課程委員会規程」に基づいて教職課程委員会を設置している（規程集【DVD】）。教職課程委員会は、教職課程所属の専任教員2名、各学科選出の専任教員3名、学部長、事務統括部長の計7名で構成され、教職課程所属教員のうち1名が教職課程主任となり、委員会の委員長を務める。教職課程委員会は2021年度以降、原則として毎年度教職課程の自己点検・評価を実施することとなっている。2022年度には教職課程の運営の有効性・適切性ととも、自己点検・評価活動の適切性を評価する目的で、第三者外部評価委員による外部評価を実施した。外部評価

点検・評価報告書 様式

の結果は本学ウェブサイトで公開している（根拠資料 2-14【ウェブ】）。外部評価のため、2021 年度の教職課程の自己点検・評価報告書は例年よりも大部で詳細なものとなっている。2022 年度は外部評価の結果を当該年度の自己点検・評価活動の結果とした。なお、2023 年度以降、自己点検・評価活動が実質的には行われているものの、その結果報告となる文書が作成されていないことから、自己点検・評価委員長より報告書の作成を強く要請し、2023・2024 年度の教職課程の点検・評価に関する報告書が作成されることとなっている（2025 年 3 月 7 日現在）。

① - 5 学生の意見と外部の視点の取入れ

本学では毎年 1 回、輔仁会女子大学支部の総務委員会（学生の委員会）との話し合いの場として、輔仁会女子大学支部協議会を開催している。輔仁会とは、学習院の学生、生徒、児童の課外活動を統括する団体であり、各校に支部をもつ。本学が公認する学生の団体は、輔仁会女子大学支部に属することになる。

協議会は例年秋学期に開催している。主として総務委員会がアンケートにより本学のさまざまな側面について学生の意見や要望を集約し、その結果をもとに総務委員会役員と輔仁会女子大学支部長である学長の他、協議会構成メンバーである学生部長・学生委員とで協議するものである。事前に寄せられた要望については学内各部署で検討し、どのような対応が可能かを話し合い、回答として学生に提示している。協議会では、授業（このような授業内容の科目を設けてほしい等）、施設設備（学内の購買施設、学内のインターネット環境、食堂について等）をはじめ、図書館、学生食堂等に関する意見・要望について話し合われる（根拠資料 2-5）。

また、本学では父母会幹事会を通じての意見聴取も毎年行っている。学生の総務委員会への対応と同様、各部署で適切な対応について議論し、できる限り改善を行っているところである（根拠資料 2-6）。

さらに、自己点検・評価活動を実質化し、いっそうの改善を進めるために、大学基準協会に依頼して実施する認証評価の中間年に外部評価委員による外部評価を実施している。プロセスは以下のとおりである。まず本学が「外部評価のための自己点検・評価報告書」を作成し、事前にそれを 4 名の外部評価委員に読んでもらい、質問事項を送付してもらった（根拠資料 2-7【ウェブ】）。その後、外部評価委員と学長以下の本学の代表とが面談し、質疑と応答を行った。最終的に、質疑と応答の結果をふまえて、委員ごとに評価書を作成してもらうとともに、外部評価委員長には前文を執筆してもらい、それらをまとめて「外部評価委員評価書」とした（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

① - 6 行政機関、認証評価機関等からの指摘への対応

本学は認証評価機関等から指摘された事項に対し、適切に対応している。なお、近年は行政機関から指摘された事項はない。

2018 年度に実施された大学評価において、本学は大学基準協会から 5 つの改善課題を示された。2019 年 3 月の大学評価前に対応を開始していたアドミッション・ポリシーへの求

点検・評価報告書 様式

める学生像の明示に関する課題以外の4つの課題に対応することを事業計画に組み入れた。そのうえで、それらの毎年度の自己点検・評価で各課題の改善状況をチェックし、内部質保証推進組織としての運営委員会が適宜必要な対応を行い、5課題のすべてについて必要な改善が図られた。改善結果は2022年度に「改善報告書」にまとめて大学基準協会に提出した（根拠資料 2-9【ウェブ】）。大学基準協会からの「学習院女子大学に対する改善報告書検討結果」では、「再度報告を求める事項」は「なし」との記載とともに、「提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる」との評価を得た（根拠資料 2-10【ウェブ】）。また、2021年度には改善のプロセスを検証する目的で、学外の委員による外部評価を実施した。2018年度の「点検・評価報告書」と「大学評価（認証評価）結果」、2021年度の「外部評価のための自己点検・評価報告書」と「外部評価委員評価書」、2022年度の「改善報告書」と「改善報告書検討結果」は、いずれも本学ウェブサイトから閲覧できるようになっている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学修上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

本学は大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

②-1 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を、本学ウェブサイトの「公表情報」のページに集約する形で適切に公表している。

専任教員の研究活動については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の researchmap の機能を利用し、「各教員が有する学位及び業績」として公表している。また、本学が毎年度発行する『学習院女子大学紀要』において、その年度の教員の「教育研究活動報告」を掲載している（根拠資料 2-11）。自己点検・評価結果は「大学評価・自己点検」という項目にまとめられている。財務については「財務情報」という項目から法人のウェブサイトへと移動して確認できるようになっている。その他の諸活動の状況等も「公表情報」のページで確認できる。

②-2 学生の学習実態、学修上の成果に関わる情報の公表

学生の学習実態、学修上の成果に関わる情報についても、本学ウェブサイトの「公表情報」のページで公開している。

学生の学習実態については、「卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、学位授与数」と「退学者数、中退率」、「留学者数」、「授業評価アンケート実施結果報告書」を公表している。

点検・評価報告書 様式

学修上の成果に関わる情報については、「卒業時アンケート結果」と「卒業生アンケート結果」を公表している（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」）。

②-3 広報誌の発行

本学は広報誌「Yawaragi」を毎年度3月に発行している。この広報誌には、本学の教育研究活動や学生の学習や課外活動等が概観できるようにわかりやすくまとめられている。

また、国際交流推進センターは外国の大学との協定締結や学生の留学（受入れ、送出し）の状況、学生の留学生活のレポートなどをまとめて記載した「国際交流推進センター通信」を毎年度、4月と9月の2回発行し、オープンキャンパス等で配布している。

「Yawaragi」と「国際交流推進センター通信」は本学ウェブサイトの「刊行物の紹介」のページでPDF版をダウンロードして読むことができる（根拠資料 2-12【ウェブ】、2-13【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学は内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

③-1 内部質保証システムの有効性及び適切性についての点検・評価

本学では、内部質保証システム自体の有効性・適切性についての点検・評価も、運営委員会による内部質保証のサイクルの中で着実に行っている。内部質保証システムの点検・評価を運営委員会が行う仕組みとしているのは、大学全体の専任教員数が限られており、専任教員の業務負担を減らす必要があるためである。運営委員会が内部質保証を適切に推進しているかは、外部評価委員によって点検・評価される。

具体的な点検・評価による内部質保証システムの改善の事例としては、本学の「令和5年度事業報告書」にある事業計画Aについての点検・評価方法の変更があげられる（第1章基本情報一覧「令和5年度事業報告書」、3頁）。2021年度に実施された外部評価において、1人の外部評価委員から「評価プロセスが『持続可能』であることも重要であり、この点で、評価疲れを起こすことのない工夫は、継続的に考えていく必要がある」と指摘されたことを踏まえ、点検・評価プロセスを一部簡素化した（根拠資料 2-8【ウェブ】、13頁）。この変更により、自己点検・評価委員の作業とともに、事務担当職員の作業も軽減される一方で、自己点検・評価の水準自体はほとんど低下しないと「事業報告書」では述べられている（第1

点検・評価報告書 様式

章基本情報一覧「令和5年度事業報告書」、4頁)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は小規模大学であることから、他の業務や委員会に携わらずに内部質保証のみに専念できる教職員を置くことができない。しかしながら、少ない人数ながらも、内部質保証と自己点検・評価の活動を誠実に実行しており、その結果を学外に公表している。

他方で、1学部のみの本学は専任教員が45名(2024年度)と少なく、点検・評価される者と点検・評価する者がほぼ同じになってしまう。運営委員会は、大学の運営のために方針を策定し、事業計画や予算計画を立案していく役割を担っている。しかし、運営委員会の委員の大半は自己点検・評価委員会の委員を兼ねている。特に、大学運営の中心的役割の一端を担う中期計画担当の副学長が、同時に自己点検・評価委員長に就いている。学内の様々な事業を俯瞰的に把握し、一部は自ら推進している副学長が自己点検・評価の役目を兼務することには、細部の事情を把握したうえでの実質的な点検・評価活動を可能にするという点で一定の合理性はあるが、逆に副学長が職務を誠実に遂行しなければ、途端に内部質保証と自己点検・評価の活動が形骸化してしまうリスクがある。事業計画の各実施部門の長が同時に自己点検・評価委員となっている以上、そうしたリスクは副学長に限らず、各部門が抱えていることになる。このリスクを回避するため、本学は2つの対策を取っている。第一に、各学科から選出された(各実施部門の長となっていない)自己点検・評価委員が各実施部門および運営委員会の実施計画・実施報告をチェックしている。第二に、より重要なものとして、大学全体の内部質保証のプロセスの有効性、適切性を点検・評価するために、外部評価委員による第三者外部評価を実施しており、点検・評価結果を公表している(根拠資料2-7【ウェブ】、2-8【ウェブ】)。

また、自己点検・評価のサイクルについて言えば、事業計画Aと事業計画Bの当該年度事業報告・次年度事業計画のスケジュールが、法人の事情によりずれてしまうことから、自己点検・評価のサイクルを二重で回す必要が生じてしまい、教職員の負担が増えてしまっている面がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学を運営する者と点検・評価する者が同一者になる問題には現行で可能な対策を講じている。自己点検・評価のサイクルが二重になってしまう問題は、「学習院 VISION150」が学校法人学習院とそのすべての学校の事業計画を束ねた中期計画であることから年度ごとの計画立案と予算措置に時間がかかるという事情があり、本学単独の意思決定では進められないため、現時点では解決が難しい。それでもPDCAサイクルを回す努力が続けられていることは本学の教職員の職業意識の高さを示すものではあるが、望ましい状況であるとは言えない。

第3章 教育研究組織（本文）

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他を適切に設置している。

① - 1 学部・研究科、附置教育研究機関、附属施設、その他

本学はその理念・目的に沿って学部（国際文化交流学部）、大学院（国際文化交流研究科）、4つの附置教育研究機関（図書館、国際学研究所、語学教育センター、環境教育センター）および1つの附属施設（国際交流推進センター）を適切に設置している。国際文化交流学部には3学科（日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科）、3資格課程（教職課程、司書課程、学芸員課程）、1講座（日本語教員養成講座）、1プログラム（データサイエンス教育プログラム）を置いている（第1章基本情報一覧、学部学生便覧5頁）。

<学部・研究科>

国際文化交流学部（学士課程）は「学習院女子大学学則」（以下「学則」）第1条の目的・方針を達成するため、日本文化、国際コミュニケーション、英語コミュニケーションの3学科を置き、「関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成」を行っている（第1章基本情報一覧）。

日本文化学科は、「日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する人材を育成すること」を、国際コミュニケーション学科は、「国際関係と異文化に対する広範な知識と深い理解力、併せて高度の言語並びにコミュニケーション能力の習得を通して、国際社会に積極的に貢献する人材を育成すること」を、英語コミュニケーション学科は、「英語による高度なコミュニケーション能力を有し、豊かな国際的教養と論理的思考力を備え、国際・情報化社会で活躍する人材を育成すること」を、それぞれの目的としている。

こうした学科構成は、国際文化交流の「日本を知り、世界に伝える」、「世界を知り、日本に伝える」、「英語によって文化交流の仲介者となる」という要素に沿っており、国際文化交流の担い手を育成するという本学の責務に適合している。3学科の学生定員は学則第3条第4項において表3-1のとおりに定めている（第1章基本情報一覧）。

点検・評価報告書 様式

表 3-1 学習院女子大学の入学定員・収容定員

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化 交流学部	日本文化学科	140名	5名	570名
	国際コミュニケーション学科	170名	5名	690名
	英語コミュニケーション学科	45名	なし	180名

なお、学部運営のために、専任の教授、准教授、講師で構成される教授会（学則第9条）が置かれ、運営に必要な事項は「学習院女子大学教授会規程」で定めている（規程集【DVD】）。

大学院・国際文化交流研究科（修士課程）は、「学習院女子大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第1条に示されている目的・方針を達成するため、修士課程のみ（大学院学則第3条）の国際文化交流研究科国際文化交流専攻が置かれ、国際文化交流の専門家に必要な実践能力・研究能力・問題解決能力を育成するため、「アートマネジメント」「国際協力」「日本学・比較文化」「国際関係・地域研究」の4つのプログラムを提供している（第1章基本情報一覧）。

「アートマネジメント」プログラムでは、芸術と文化の創造・普及活動の現場において、企画・制作・運営を担当するための専門知識と技術の獲得を、「国際協力」プログラムでは、地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等の国際協力に必要な専門知識及び能力の養成を目的としてカリキュラムを編成し、「日本学・比較文化」プログラムでは、歴史的な経緯と現代の状況を踏まえた比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟することを目指し、「国際関係・地域研究」プログラムでは、諸外国・諸文化との相互理解をより専門的に追究することを目指してカリキュラムを組んでいる。

また、国際交流の学際的・総合的性格を考慮し、柔軟な思考と広範な視野を養うため専門領域の異なる複数の教員による研究指導を行い、特定専門領域にとらわれない多角的視点からのアプローチや、様々な研修・インターンの機会を通じた実践経験の機会を提供するなど、国際文化交流の担い手を育成するための工夫が随所でなされている。入学定員は10名、収容定員は20名である（第1章基本情報一覧「大学院学則第5条」）。国際文化交流研究科には授業を担当する専任教員で構成される国際文化交流研究科委員会（以下「研究科委員会」）が置かれ、必要な事項は「学習院女子大学国際文化交流研究科委員会規程」に定められている（第1章基本情報一覧「大学院学則第7条」、規程集【DVD】）。

<附置教育研究機関—図書館、国際学研究所、語学教育センター、環境教育センター>

本学には、学則第5条により、図書館、国際学研究所、語学教育センター、環境教育センターの4つの附置教育研究機関が置かれ、それぞれに委員会が組織され、各委員会が事業計画の立案と実施、予算執行に責任を負っている。

学習院女子大学図書館（以下「図書館」）は、戸山キャンパスにある図書館建物（戸山図書館）にあり、大学の教育・研究上必要な資料を収集し、整理、保管して利用に供することを第一の目的としている。同時に、学生の学習・研究の場として、また司書課程の教場としても利用されている。図書館の組織運営に関する必要な事項は「学習院女子大学図書

点検・評価報告書 様式

館規程」に定められている（規程集【DVD】）。

国際学研究所（以下「研究所」）は、（１）国際文化交流研究、（２）国際問題研究、（３）比較文化研究、（４）アジア太平洋研究、（５）並びに外国における日本研究支援、を推進し、本学の教育理念の一層の充実に資することを目的に、①学術上の研究及び調査並びにその成果の発表、②文献・資料の収集及び出版・公開、③研究会、講演会、シンポジウムなどの開催、④その他、これらの設立目的達成のために必要とする事業、というさまざまな学術研究活動を積極的に展開している。研究所の運営のために国際学研究所委員会が置かれ、研究所の組織運営に関する必要な事項は「学習院女子大学国際学研究所規程」に定められている（規程集【DVD】）。2024年度、研究所には専任教員の研究員15名（所長を含む。）が所属している。研究所の近年の活動内容は、添付した資料のとおりである。また研究所は、英文の学術誌『The Gakushuin Journal of International Studies』を毎年1回発行している（根拠資料3-1【ウェブ】、3-2）。

語学教育センターは、（１）本学における語学教育に関連する事業や（２）学校法人学習院（以下「学習院」という。）が付託する英語教育に関する事業を実施するために置かれ、学習院の全学校の児童・生徒・学生を対象として語学（主に英語）教育を実施している。運営に関する必要な事項は「学習院女子大学語学教育センター規程」に定められている（規程集【DVD】）。2024年度現在、同センターには、本学の外国語科目1群および外国語科目2群を担当する専任教員の所員11名と、また学習院の法人理事および他校の教員である客員所員7名が所属し、事務処理と生徒対応のために教育嘱託の副手1名が配属されている。主な活動に、学習院の国際交流基金による小学生から大学生までを対象に行われる語学講座「英語力養成講座」、一般社団法人霞会館の霞会館教育助成金により夏季に集中して行われる語学講座「学習院霞会館イングリッシュ・セミナー」がある（根拠資料3-3【ウェブ】）。

環境教育センターは、環境教育に関する学問体系及び理念を構築しつつ、国内外の環境問題に関する研究を行い、学術交流の促進及び知識の啓蒙をはかるとともに、学習院女子大学のみならず、学習院の全学校組織における環境教育の推進及び世界の環境教育の振興に寄与することを目的として設置されている。主な事業は、（１）環境に関する研究、調査の実施及び研究成果の発表、（２）学習院における環境教育の推進、（３）学習院が設置する各学校の教員及び研究者の研修、（４）教育研究資料の収集及び公開、（５）研究会、講演会、講習会等の開催、となっている。運営に関する必要な事項は「学習院女子大学環境教育センター規程」に定められている（規程集【DVD】）。同センターは共通科目の人間・環境系科目群のなかの環境系科目を担当する専任教員を中心に構成され、現在11名の専任教員が所員となっている。近年の活動内容は、添付した資料のとおりである（根拠資料3-4【ウェブ】）。

<附属施設——国際交流推進センター>

学則第5条の2により、附属施設として国際交流推進センターを設置し、本学における専任教員・学生の国際交流の推進、外国人留学生の受入促進及び本学に在学中の留学生の支援を目的に、主に、（１）外国人留学生の受入準備、学修指導及び生活指導、（２）本学学生の国外留学、語学研修及び国際交流に対する支援、（３）海外の大学及び学術・研究機関との交流推進、（４）海外協定校の選定と協定の締結、海外語学研修校の選定、（５）外国人留学生に対する日本語補習授業、などの業務を行っている。同センター内にはアドミッション・

点検・評価報告書 様式

オフィスがあり、協定校からの留学生の受入審査、海外に向けた本学の広報活動などを行っている。所長、専任職員 2 名、事務嘱託職員 1 名で構成される事務室とともに、国際交流推進委員会が置かれ、予算執行や事業に関する責任を負っている。これら運営に必要な事項は「学習院女子大学国際交流推進センター規程」に定められている（根拠資料 3-5【ウェブ】、規程集【DVD】）。

<資格課程、講座、教育プログラム>

本学では、学則第 26 条により教職課程を、第 26 条の 2 により司書課程、学則第 26 条の 3 により学芸員課程を、学則第 26 条の 4 により日本語教員養成講座を置いている。

教職課程は、教育職員免許状を取得しようとする者のために設置され、中学校教諭・高等学校教諭の一種免許状（日本文化学科は国語、国際コミュニケーション学科・英語コミュニケーション学科は英語）が取得できる。同課程には専任教員 2 名が配置され、さらに教職課程を運営するための組織として教職課程委員会が設置されている。同委員会は、教職課程主任、各学科の専任教員、学部長、事務統括部長等で構成される全学的な組織である（学部学生便覧 255 頁、規程集【DVD】「学習院女子大学教職課程委員会規程」）。

司書課程は、図書館法に定める司書資格の取得を目指す学生のために設置され、専任教員 2 名が運営にあたり、事務処理と学生対応のための副手 1 名（情報科目と兼任）が配属されている。なお、学習院大学の学生は本学との協定により、科目等履修生として本学の司書課程を履修し、司書資格を取得できる（学部学生便覧 275 頁、大学院学生便覧 88 頁）。

学芸員課程は、博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする学生のために設置され、同課程の運営のために専任教員 4 名で構成される学芸員課程委員会が置かれており、事務処理と学生対応のための副手 1 名（大学院と兼任）が配属されている（学部学生便覧 276 頁、大学院学生便覧 89 頁、規程集【DVD】「学習院女子大学学芸員課程委員会規程」）。

日本語教員養成講座は、日本語教員を目指す学生の教育のために設置され、専任教員 2 名が中心となって運営している（学部学生便覧 279 頁）。

データサイエンス教育プログラムは、データサイエンス教育プログラムを修了しようとする者のために、専任教員 2 名が中心となって運営している。2024 年度より文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」におけるリテラシーレベルの認定を受けている（学部学生便覧 282 頁、根拠資料 3-6）。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上まっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価報告書 様式

本学は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいる。

②-1 教育研究組織に関わる事項の定期的な点検・評価、現状・課題等の把握

教育研究組織の適切性については内部質保証システムのもとで定期的な点検・評価がなされ、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握し、その結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげている。

学部（学科、資格課程）及び研究科（専攻）、附置研究所、センター、その他の組織は、すべて規定等の定めに従い、教授会、研究科委員会、各委員会を通じて、学問の動向や社会的要請等に十分に配慮したうえで大学の理念・目的に沿って適切に運営され、各委員会は予算執行や事業に責任を負っている。

これら教授会、研究科委員会、各委員会とは別に、大学意思の積極的形成及び大学運営の効果的推進を実現するために運営委員会が置かれている（第1章基本情報一覧「学則第10条」）。同委員会は、本学の全学的な内部質保証推進組織となっており、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、大学院研究科委員長、学科主任及び事務統括部長をもって組織される。同委員会に関する必要事項は「学習院女子大学運営委員会規程」に定められている（規程集【DVD】）。

また、教授会の下に、各学科に学科会議が設けられ、教育課程や学生支援などのうち学科に関わる具体的案件の多くは、教授会や運営委員会、並びに、下記の委員会等の会議体から、まず学科会議に諮られ、その審議結果が諮問した会議体に報告され、その内容を審議して最終的結論に至る仕組みとなっている。

このほかに、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、図書委員会、学芸員課程委員会、国際交流推進委員会、人権問題委員会、自己点検・評価委員会が置かれ、各運営に関する必要事項は、「学習院女子大学教務委員会規程」「学習院女子大学学生委員会規程」「学習院女子大学入学試験委員会規程」「学習院女子大学図書委員会規程」「学習院女子大学学芸員課程委員会規程」「学習院女子大学国際交流推進センター規程」「学習院女子大学人権問題委員会規程」「学習院女子大学自己点検・評価規程」に定められている（第1章基本情報一覧「学則第10条の2、規程集【DVD】）。また、学則に示された委員会以外にも、いくつかの委員会が恒常的あるいは臨時に設置されている。

全学的内部質保証のために事務運営課にIR担当職員を配置し、また学生の学習成果の把握と大学IRのためのデータ収集を兼ねたアセスメントテスト「GPS-Academic」（外部委託）を毎年度実施している。

各教育研究組織では、年次の事業計画書と事業報告書の作成、それを通じた自己点検・評価の根拠蓄積、それらに基づく全学的な改善・成果の点検・評価という、PDCAサイクルが整備され、適切に機能している。具体的には、3学科、研究科委員会、教務委員会、国際交流推進センター、図書館、環境教育センター、国際学研究所、語学教育センターが、年度ごとに事業計画及びそれに基づく自己点検・評価の結果としての事業報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において全学的な視点から大学としての事業計画、事業報告書原案を作成したうえで、この事業計画、事業報告書原案は、内部質保証推進組織とし

点検・評価報告書 様式

での運営委員会が全学的な教学マネジメントの視点を踏まえて審議・承認する。この一連の過程を経て、運営委員会では、各部門の課題が大学全体の教育研究組織上の課題として位置づけるべきか否かの判断し、その判断に基づき適切な対応方針を策定している。

一例ではあるが、前回の認証評価以降に、自己点検・評価と内部質保証のシステムによる成果として、次のような改善・向上・取り組みがなされている。

- ・本学での学びを「リベラルアーツ」と特徴づけており、現代的なリベラルアーツとはどのようなものかを大学全体で探究している。中期計画の中でアメリカのリベラルアーツ・カレッジの調査を行うとともに、2022年度と2023年度に現代のリベラルアーツをテーマとするシンポジウムを開催し、書籍化して公表している（根拠資料 3-7【ウェブ】、3-8）。
- ・リベラルアーツの特徴を活かすために、共通科目のカリキュラム改革を行った。
 - (a) データサイエンス・AIの社会的重要性の急速な高まりの中で、学生の理解と運用能力を育成するため、データサイエンス教育プログラムを設置した（学部学生便覧 282 頁）。
 - (b) グローバル社会の複雑で多様な課題を国際的・学際的視点から考察していく力を育成するため、本学の国際性と学際性を強化するため、海外との同時双方向授業科目を増設した（学部学生便覧 57 頁）。
 - (c) 自治体と連携し具体的課題に国際的・学際的に取り組む科目などの多文化学際科目群を新設した（学部学生便覧 231 頁）。
 - (d) 探究的で実践的な学びの深化を図るため、学生自身の関心に応じて独自に調査研究を進めることができる、本学独自の授業科目「インディペンデント・スタディ（課題研究）」を新設した（学部学生便覧 230 頁）。
- ・共通科目外国語科目 1 群（英語）の担当教員から 1 年生の英語のスピーキング能力をさらに向上させる必要が指摘され、運営委員会にワーキンググループを設置して検討し、希望者に対して 2025 年度に外部企業による英会話のオンラインレッスンを試験的に提供することが運営委員会に提案された。この提案はいったん教務委員会で審議した後、運営委員会・教授会に諮る予定となっている（2025 年 3 月 7 日現在）（根拠資料 3-11）。
- ・図書館では、コロナ禍のように大学への登校が難しくなる事態に備えて、学生が自宅でもある程度の学習ができるように、中期計画の一環として、年間の図書費の 10% 以上を電子書籍の購入にあてている。さらに、学生の学習の便宜のために図書館内のすべてのデスクに電源コンセントを設置した。
- ・環境教育センターが中心となり、本学の研究成果を社会に広く還元する目的で、中期計画の一環として 2024 年度に 2 回、シンポジウムとワークショップを開催した（2025 年度にも開催予定）（根拠資料 3-9【ウェブ】、3-10【ウェブ】）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

以上により、大学の理念・目的に沿って、教育研究組織（学部（学科、課程）及び研究科（専攻）、附置研究所、センター、その他の組織）を設置し、規程等を定め、自己点検・評価に基づくPDCAサイクルのもと適切に運営している。また、それらは学問の動向や社会

点検・評価報告書 様式

的要請等に十分に配慮したうえで構成している。

また、内部質保証システムのもと、本学の理念・目的に沿って、教育研究組織の適切性について定期的な点検・評価が行われ、現状や課題の適切な把握、その結果を活用した教育研究組織に関わる事項の改善・向上に向けて取り組んでいる。

- ・全学的には、国際化、グローバル化の推進が図られ、一定の成果を上げている。
- ・学部（学科・課程）と研究科（専攻）は、本学の理念と教育目的を達成するために、適切に設置され、学部・学科・課程と研究科のカリキュラム等を適切な根拠に基づいて点検・評価することを通じて、改善・改革を積極的に果たしている。
- ・図書館は大学にふさわしい図書館としての機能を十分に備えており、大学の研究・教育のための中核施設とするべく、いっそうの設備・機能の充実を図っている。
- ・国際学研究所、語学教育センター、環境教育センター、国際交流推進センターもそれぞれに有意義な活動を行っている。なお、語学教育センターと環境教育センターは、学習院の「一貫教育」の方針に沿って、学習院全体に関わる語学教育事業、環境教育事業も担っている。語学教育センターでは、「英語力養成講座」や「イングリッシュ・セミナー」を開催し、学習院全体の英語教育に貢献している。一方、環境教育センターは、毎年、様々な学術・教育イベントを開催しているほか、学外の団体との共同によるイベントなども実施している。（根拠資料 3-3【ウェブ】、3-4【ウェブ】）

しかしながら、学習院大学との統合に向け、附置教育研究機関や附属施設も体制について大幅な変更が予定されているため、新たな組織体制における自己点検・評価の仕組みについての検討が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

分析からも明らかなように、いずれの附置教育研究機関、附属施設も本学の理念・目的を支える重要な機関・施設である。学習院大学との統合に向けて、新たな環境の中で、それらの活動をいかに継承し、発展させていくかを検討する必要がある。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
国際文化交流学部	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/3_policy/
国際文化交流研究科	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/3_policy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあ たりの授 業時間	URL・印刷物の名称
2学期制	13週	105分	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=51
備考：			

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
講義・演習	45時間(15時間)	学則第27条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf
外国語	45時間(30時間)	学則第27条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf
備考：			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

点検・評価報告書 様式

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、学年等	履修登録単位数の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
国際文化交流学部 2014年度～2018年度入学者及び2016年度～2020年度3年次編入者	20単位	各学期	○	当該学期直前の学期のGPAが2.5以上の者については、1学期22単位	○
国際文化交流学部 2019年度以降入学者及び2021年度以降3年次編入者	24単位	各学期	—		○
備考：安易な履修を制限し、履修登録科目の授業内容が深く理解できるよう授業外学習時間（予習・復習を含む自主的な学習時間）を適切に確保するため。					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
国際文化交流学部	134単位以上	30単位	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ba.pdf#page=51
国際文化交流研究科	30単位以上	14単位	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/faculty/docs/binran24ma.pdf#page=63
備考：			

※関係法令：大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
大学院設置基準第16条及び第17条、

専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

注：[学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第13条の2、第14条、第21条、第21条の2、第22条、第27条、第27条の2及び第28条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため国際文化交流研究科は省略		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

点検・評価報告書 様式

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注2）規程・URL
備考：前回評価から変更がないため国際文化交流研究科は省略		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
国際文化交流学部	卒業要件単位数の充足、卒業論文等の評価、GPAによる判定、学力アセスメントテスト等の実態把握に基づいて総合的に行う。	学習成果の把握に関する方針 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html IR データ集
国際文化交流研究科	修了要件単位数の充足、修士論文等の評価	
備考：IR データ集（根拠資料 2-2、2-3）		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
国際文化交流学部	平成31（2019）～令和6（2024） 自己点検・評価委員会 令和3（2021）外部評価委員会	事業報告書 外部評価のための自己点検・評価報告書 外部評価委員評価書
国際文化交流研究科	平成31（2019）～令和6（2024） 自己点検・評価委員会 令和3（2021）外部評価委員会	事業報告書 外部評価のための自己点検・評価報告書 外部評価委員評価書
備考：事業報告書（第1章基本情報一覧）、外部評価のための自己点検・評価報告書（根拠資料 2-7）、外部評価委員評価書（根拠資料 2-8）		

第4章 教育・学習(本文)

評価：S・A・(B)・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習のあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が習得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学は達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習のあり方を示している。

① - 1 学位授与方針の明示、教育課程及び教育・学習の方法の明確化

国際文化交流学部を構成する3学科及び大学院国際文化交流研究科における教育課程は、いずれも本学の建学の理念を示す学則第1条「理念・目的」に沿った、国際文化交流学部及び国際文化交流研究科の教育目標（人材育成方針）に基づいて編成されている。「卒業認定・学位授与に関する方針」（DP）、ならびに、「教育課程の編成及び実施に関する方針」（CP）は、授与する学位ごとに設定され、学生便覧や本学ホームページ上（大学紹介）で公表している。また、オープンキャンパスや学外各地で行う大学説明会などにおいても、受験生や父母などに対して説明も行っている。なお、上記DPならびにCPは、2026年に予定される学習院大学との統合もみすえ、従来の方針を引き継ぐ形で作成されたものである（学部学生便覧71-73頁、大学院学生便覧69-70頁、第4章基本情報一覧）。

① - 2 学位に照らした学習成果の適切性

国際文化交流学部3学科のDPは、各学科とも大きくは「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」に分類される8つの観点から総合的に構成されている。また、各学科のCPは、年次ごとの段階的な形でそれらを着実に達成するよう体系的に構成されている。

各学科ともそれぞれのCPにおいて、概ね、1・2年次において4年間の学習の動機付け、基礎能力、問題発見・解決能力、表現力、語学力、異文化理解能力、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、幅広い分野を体系立てて学ぶ。3・4年次においては専門演習等を通して、日本文化学科では日本文化の高度な研究を、国際コミュニケーション学科では高度なコミュニケーション能力と豊かなグローバル感覚を、英語コミュニケーション学科では6か月の海外研修（2年次）の成果も踏まえたうえで外国文化と国際情勢の知識を培い、国際社会で活躍できるスキルを身につけていく。

国際文化交流研究科のDPにおいては、修士論文審査基準ならびに特定課題研究報告書審査基準を明確化し、CPにおいてそれを実現するための科目構成や研修の実施を明らかにしている（学部学生便覧71-73頁、大学院学生便覧69-70頁）。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学は学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

②-1-1 開設授業科目の適切性と教育課程の体系的編成

＜国際文化交流学部＞

国際文化交流という専門性のもとにおかれた3つの学科がそれぞれの学位を授与するという全体像において、授業科目は3学科の共通科目と、それぞれの学科の専門科目に大別されている。

共通科目には、外国語科目1群（英語）、外国語科目2群（英語以外の言語）、情報技術科目群、日本語表現法科目群といった汎用性の高い技能等を身につける科目群を設定しているほか、国際文化交流に関わる実務や幅広い基礎的な教養の涵養を目指す特別総合科目群、国際文化交流論科目群、国際文化交流演習科目群、人間・環境系科目群、多文化学際科目群等を設置しており、多様な専門領域にかかわる学際的視点からのリベラルアーツ教育を実践している。

日本文化学科では、教育目標の柱である「日本について知ること」を実現するために、「芸術・思想」「民俗・歴史」「現代社会」「比較文化」の4つのフィールドを総合的、かつ専門的に学習して、日本文化の伝統や特質を踏まえた十分な理解が得られるように専門科目群を体系的に編成している。日本文化学科のカリキュラムは、3年次より民俗・歴史コース、日本語・日本文学コース、芸術文化・アートマネジメントコース、現代文化コースに分かれ、履修すべきバランスがその専門性に応じて異なるが、日本文化基礎演習科目群、日本文化基礎科目群、日本文化専門演習科目群の他に、民俗・歴史系科目群、文学・芸術・思想系科目群、現代社会系科目群、比較文化研究科目群、卒業研究・卒業論文がおかれ、日本文化を多様な視点から総合的にとらえる素養を身につけることができるよう体系だった科目群を配置している（学部学生便覧 85-89 頁）。

国際コミュニケーション学科では、国際社会で活躍するために必要な知識とコミュニケーション能力、豊かなグローバル感覚を身につけるために、「国際関係」「比較文化・地域研究」「コミュニケーション」などの専門科目を段階的に学習して、学際的な認識と理解が深まるように専門科目群を体系的に編成している。国際コミュニケーション学科も、日本文化学科同様、3年次より国際関係コース、地域文化コース、英語圏文化コース、多様な領域を幅広くカバーするジェネラルコースに分かれる。カリキュラムの基本的な構造は概ね日本文化学科同様で、国際コミュニケーション基礎演習科目群、基礎科目群（国際関係基礎科目群、地域文化系基礎科目群、英語圏文化基礎科目群、英語演習基礎科目群）、国際コミュニ

点検・評価報告書 様式

ケーション専門演習科目群の他に、各コースの専門性に応じた国際関係専門科目群、地域文化系専門科目群、英語圏文化専門科目群、さらに外国語演習専門科目群、卒業論文・卒業論文が配置され、全体のバランスに目配りしつつ、それぞれの専門性も身につけることができるようになっている（学部学生便覧 137-141 頁）。

英語コミュニケーション学科では、国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力を養うために、英語の「4技能」（読む、書く、聞く、話す）をバランスよく向上させ、アカデミック・レベルの諸能力を習得する。また、国際社会で活躍するための教養と日本文化を基軸とした異文化理解、論理的思考力を養うように専門科目群を体系的に編成している。英語コミュニケーション学科については、他の2つの学科と異なり、3年次からコースに分かれるという形はとっていない。ただし、1、2年次を対象とした基礎的な科目群と、2年次以上を対象とする専門的な科目群に大別されている。基礎的な科目群としては、英語コミュニケーション基礎演習科目群、英語コミュニケーション英語演習基礎科目群、国際関係基礎科目群、地域文化系基礎科目群、英語圏文化基礎科目群が置かれ、幅広い基礎を体系だてて学ぶしくみとなっている。また、専門的な科目群としては、英語コミュニケーション英語演習専門科目群、国際関係専門科目群、地域文化系専門科目群、英語圏文化専門科目群、英語コミュニケーション専門演習科目群、卒業論文・卒業研究がおかれ、語学の習得にとどまらない幅広い教養を身につけるとともに、英語コミュニケーションの専門性が十分に身につくよう体系だった科目設置がなされている（学部学生便覧 195-197 頁）。

<国際文化交流研究科>

大学院研究科は国際文化交流学部教育の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、国際文化交流の多様な領域の専門家、それにかかわる学術研究の専門家を養成し、学位を授与する。この理念に基づいて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の4つのコースが置かれている。

アートマネジメントプログラムでは、芸術と文化の創造・普及活動の現場における専門知識と技術の獲得を、国際協力プログラムにおいては国際協力に必要な専門知識及び能力の養成を、日本学・比較文化プログラムにおいては比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟することを、国際関係・地域研究プログラムでは諸外国、諸文化との相互理解をより専門的に追究することをそれぞれ目指し、CPを設定している。

各プログラムは、それぞれの目的に応じた専門能力を養うため、演習科目群、研修科目群、実務演習科目群、特殊研究科目群、さらに修士論文／特定課題研究という体系的な科目群によって編成されている（大学院学生便覧 69-70 頁、73-77 頁）。

②-1-2 学習の順次性とその可視性

<国際文化交流学部>

学生が秩序だった学習の過程を進むことができるよう、すべての科目に関し、学生便覧において配当年次を明示している。また、4年間にわたって複雑なカリキュラムを順序だてて履修することができるよう、学科ごとに（日本文化学科、国際コミュニケーション学科はコ

点検・評価報告書 様式

一スごとに)履修計画モデルを提示している(学部学生便覧 90-93 頁、142-145 頁、198 頁)。

学科ごとに学修の順次性について、簡単に説明する。日本文化学科では、1 年次において大学 4 年間の学習の動機付け、初年次の基礎能力の育成、問題発見・解決能力、自分の考えを伝える表現力を養うことを目的に、基礎演習科目、日本文化基礎科目を履修する。さらに、1・2 年次には、専門科目群や初年次教育の科目群の学習過程で習得した知識を世界に向けて的確に発信する国際的なコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、英語(外国語科目 1 群)と他の言語(同 2 群)、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を共通科目群として体系的に学習する。3・4 年次には、基礎演習を含む専門科目群、共通科目群で学んだことを踏まえ、日本文化の様々な分野の高度な研究を深めるために専門演習科目群の様々な科目を学び、4 年次ではその集大成として卒業論文、卒業研究に取り組む(学部学生便覧 71 頁)。

国際コミュニケーション学科においても、学修の順次性の構造は基本的に日本文化学科と同じである。1・2 年次において、大学 4 年間の学習の動機付け、基礎能力の育成、問題発見・解決能力、自分の考えを伝える表現力を養うことを目的に、基礎演習科目、国際関係基礎科目、地域文化系基礎科目の多様な科目を学ぶ。また、その学習過程で修得した知識を世界に向けて的確に発信するコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、共通科目群として、国際共通語の英語(外国語科目 1 群)と他の主要な言語(同 2 群)、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を体系的に修得する。さらに、3・4 年次には、基礎演習を含む専門科目群、共通科目群で学んだことを踏まえ、様々な問題の発見と分析および解決能力の習得を図るために専門演習科目群、外国語演習科目群を学び、4 年次は卒業論文、卒業研究等に取り組むことで、高度なコミュニケーション能力と豊かなグローバル感覚を培い、国際社会で活躍できるスキルを身につけていく(学部学生便覧 72 頁)。

英語コミュニケーション学科の 1 年次には、大学 4 年間の学習の動機付け、初年次の基礎能力の育成、問題発見・解決能力、自分の考えを伝える表現力を養うことを目的に、基礎演習科目、英語演習基礎科目、国際関係基礎科目、地域文化系基礎科目の多様な分野の科目を学び、基礎力を身につける。また、専門科目群や初年次教育の科目群の学習過程で修得した知識を世界に向けて的確に発信する国際的なコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、共通科目群として、国際共通語の英語(外国語科目 1 群)と他の主要な言語(同 2 群)、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を体系的に学習する。その上で 2 年次には海外の講義などを英語で受講する「海外研修」(6 か月間)で実践的な英語コミュニケーションの学習を行う。3・4 年次には、英語演習専門科目群、専門演習科目群、専門演習科目群特殊演習や、他学科の「地域文化」「国際関係」科目などを履修し、4 年次に卒業論文、卒業研究等に取り組むことで、外国文化と国際情勢の知識を培い、国際社会で活躍できるスキルを身につけていく(学部学生便覧 73 頁)。

また、本学では、カリキュラムの体系性を可視化するため、各授業にアルファベットと数字の組み合わせからなるナンバーを付与する、コース・ナンバリングを行っている。コース・ナンバリングは、当該科目の学問分野、段階、識別番号、開講部門を体系だって示すもので

あり、ナンバリングのルールとともに学生便覧やシラバスに明示している。本学で開講される授業の学問分野はより高次のカテゴリーの順に「系」「分野」「分科」と徐々に細かく分類され、分科のレベルにおいてアルファベット3文字の記号で示される（例：INF 情報学）。また、配当年次を示す数字、各科目に付与された識別番号、開講部門（共通科目、各学科専門科目等）が示され、一目でその科目の位置付けが把握できるようになっている（学部学生便覧 77-79 頁）。

2025 年度より、学位プログラムごと（本学では学科ごと）にカリキュラムマップを本学ウェブサイトに掲載することになっており、学生および学外のステークホルダーに本学の学位プログラムのカリキュラムの全体像を示す。

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科は、2年間の修士課程のみであるため、修士論文／特定課題研究が2年次に履修するよう定められていることを除けば、配当年次の制約はなく、各科目のコース・ナンバリングも行われていない。

学部と同様に、2025 年度よりカリキュラムマップを本学ウェブサイトに掲載することになっており、学生および学外のステークホルダーに本学の学位プログラムのカリキュラムの全体像を示す。

② - 1 - 3 授業科目の位置づけと到達目標の明確化

国際文化交流学部、大学院国際文化交流研究科ともに、授業科目は学修の内容や授業形態に基づいて科目群として整理され、学生便覧に示されている。

各授業科目の到達目標はシラバスに明示されている。

なお、主要授業科目については、2024 年度に学科ごとに主要と認める授業科目を選定しており、2025 年度より基幹教員がすべての主要授業科目を担当することとなっている（根拠資料 4-1-1、4-1-2）。

② - 1 - 4 学生の学習時間の考慮と授業期間及び単位の設定

国際文化交流学部では3学科とも合計 134 単位、大学院国際文化交流研究科では合計 30 単位（ただし修士論文／特定課題研究はこれに含まれない）の修得が、卒業もしくは修了の必須条件となっている。

学部、大学院ともに、各学期 105 分授業全 13 週（期末試験期間を除く）で2単位としている（ただし、共通科目の外国語科目1群（英語）、外国語科目2群（英語以外）は各週2回の授業で2単位としている）。学部においては、各学期の履修上限を24単位に制限するCAP制を敷いており、4年間8セメスターを通して堅実かつ計画的に履修するように学生を指導している（学部学生便覧 51 頁、大学院学生便覧 63 頁）。また、学部、大学院ともに、各授業科目のシラバスにおいて、予習もしくは復習のために要される準備学習時間の目安を明示し、2単位の修得に必要な学習時間を確保するよう学生に対して適切な指示を与えている（根拠資料 4-2、根拠資料 4-3）。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方法に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

本学は、課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっており、また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っている。

③ - 1 授業形態、授業方法の適切性

<国際文化交流学部>

国際文化交流学部のCPは、学科ごとに独自に構成されているが、概ね1・2年次において大学4年間の学習の動機付け、基礎能力、問題発見・解決能力、表現力の育成を行い、3・4年次において様々な研究分野の知見をふまえて高い専門性を養成するという構図は、基本的に共通するものである。

基本的な授業形態は講義と演習に分かれる。英語（外国語科目1群）は専門教育を十全に行うための前提として1・2年次に集中的に履修されるよう配置され、英語について「聞く・話す・読む・書く」のいわゆる4技能をバランスよく習得できるようにしている。学生が教員の専門的な指導を受けながら主体的な学習成果を発表する演習科目は、3・4年次のみではなく、基礎的なレベルから段階を踏んで学習できるように1・2年次から必修科目として実施している。また、講義科目においてもその専門性に依りて配当年次が段階的に定められており、多くの授業において課題を提示して主体的な学習を促すこと（もしくはリアクションペーパーなどで講義内容を復習すること）などの取り組みが行われている。

また、その他にも多様な授業形態を用意することによって、CPが見据える学習成果が達成できるようにしている。

(a) 特別授業

講義、演習のいずれも対象となるもので、授業の専門性をより高めることを目的として、学外から各分野の専門家、実践家を招聘して行う授業である。1つの科目でこれを行うことができるのは原則として1回であるが、当該科目の開設部門において適否を審査したうえで実施し、例年、全体で40件ほど行われている。本学

点検・評価報告書 様式

の特別授業において、招聘される専門家は大学の教員等の研究者に限定されず、様々な分野の実務家等も含まれており、学際性と多様性を旨とする本学のリベラルアーツ教育に大きく寄与している（根拠資料 4-4）。

(b) オムニバス授業

オムニバス授業とは、全体を統括する役割の教員を置きつつ、ある1つのテーマを授業回ごとに異なる分野を専門とする教員が担当することによって、そのテーマをより深く学習することを意図する授業形態である。この形態は、主に共通科目の特別総合科目群と多文化学際科目群の授業において行われている。多文化学際科目群は、旧来は特別総合科目群、国際文化交流論科目群に属していた6科目に新規に開設された4科目が加わった形で構成され、2023年度にスタートした。この科目群は、開学以来本学の教育が志向していた国際性と学際性をかけあわせ、これをさらに強化するものである。多角的な視点からのアカデミックなアプローチは、学生にとって豊かな知的刺激を与えうるものである。また、本学の教育の趣旨であるリベラルアーツ教育をより深化させるためには、1つのテーマの授業を1名の専門家のみが担当するよりも、多様な領域にまたがる多人数の教員が参画することが非常に有効である（根拠資料 4-5）。

(c) 探求的な授業

近年、生徒・学生による主体的かつ探求的学びの実践が、様々なレベルの教育において強く求められている。本学では、2023年度に探求的学びを実践する場として、社会演習科目群に「インディペンデント・スタディ（課題研究）」を増設した。この授業では、アカデミック・リサーチとキャリア教育の融合を目標に、①探究計画の立案、②探究調査の実施、③探究成果の発表の3つの部分から構成され、自分でリサーチ・テーマを定め、調査の方法を学んだうえで個人もしくはグループで主体的に探求調査を進め、最終回で成果を報告する形をとる。この授業は2年次秋学期に設定され、専門演習において独自の研究を進める前の段階において、探求的な学習を実践し、なおかつキャリア教育をも見据えるまったく新しいコンセプトによるものであり、それぞれの学生がその後専門演習等においてさらに進める学際的かつ専門的な学習を基礎づけるものでもある（根拠資料 4-6）。

(d) 研修

通常の授業は基本的に毎回の授業を学内で行うものであるが、そこで得られた知見を実際の体験を通してより深く身につけるために各種の研修を行っている。国内で行うものとしては、長崎県、福島県等の遠隔地においてフィールドワーク等を行っている（自然環境論Ⅱ、Ⅴ）。カナダで行う英語の研修の他に、中欧5カ国、アメリカ合衆国、韓国においてそれぞれの専門性に基ついた現地の研修を行っている。また、授業科目ではないものの、ラオス、タイ、ベトナム、スイスにおける研修も実施しており、国際性と学際性を身につける絶好の機会として、その役割を果たしている（学生便覧 56 頁）。

(e) 海外同時授業

本学では、海外協定校とオンラインによる同時授業を2件行っている。1つはカナダのレスブリッジ大学と行うもので、日本の政治、地理、近代史をカナダとの関

点検・評価報告書 様式

係から学ぶもので、本学とレスブリッジ大学の双方の学生が参加しつつ英語で行われている。もう1つは、韓国の誠信女子大学と行うもので、東アジア地域の文化、社会、歴史等の諸問題を日韓双方の学生による課題探求型の授業であり、日本語で行われている。いずれの授業も異なる視点をもった同世代の学生たちが相互に知的刺激を与え合う意義深いものであり、本学の目指すリベラルアーツ教育の深化に大きく貢献するものである（根拠資料 4-7、4-8）。

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科のCPは、国際文化交流に関わる学術の専門的知識を身につけることだけでなく、実践面への応用力を身につけ、現場での実践が可能な専門家の養成を目指している点が大きな特徴である。したがって、授業形態や方法もその観点から工夫されている。

本研究科の授業科目は、演習科目、研修科目、実務演習科目、特殊研究科目及び修士論文／特定課題研究に区分される。このうち、演習科目と修士論文は伝統的な大学院教育で古くから行われている形であり、前者において担当教員の専門分野の学術的基礎を修め、後者において学生自身の課題に基づいた論文を執筆するものである。それに対し、特定課題研究とは、学生自らが設定したテーマに応じて、インターン研修、海外特別研修、又は国際文化交流研修を通じて獲得した研究の成果をまとめるものであり、現場における実践家としての教育を意図するものである。特定課題研究提出の前提となるインターン研修と海外特別研修は、研修科目群に置かれるもので、学生は国内外における国際文化交流に関わる実践的な経験を積むものである。また、実務演習科目群においては、例えば企画立案、プレゼンテーション、ドラフティング、文化資料処理法などの実務的な学習を修める。特殊研究科目群においては、そのような学習を支える具体的な切り口からの研究を行う。

このような授業形態、方法に基づいた教育により、様々な分野の専門家を輩出するに至っている（大学院学生便覧 73 頁、81-83 頁）。

③-2 ICTを利用した遠隔授業

2020 年度から 2022 年度までのコロナ禍においては、緊急避難的な手段として Zoom を利用した遠隔授業を行っていたが、2023 年度より通常の授業形態に戻っており、教員がやむをえぬ理由で休講した場合の補講等のごく一部の授業で遠隔授業を取りいれている以外は、原則として対面授業を行っている。つまり、本学はあくまで対面で人を育てる方針である。ただし、上述のように海外同時授業に関しては例外である。これはカナダのレスブリッジ大学や韓国の誠信女子大学の学生と本学の学生が遠隔の地にありながら、相互に学術的な交流をするもので、遠隔授業ならではの大きなメリットをもたらしている（根拠資料 4-7、4-8）。

なお、本学は学則第 25 条の 2 第 2 項において、授業は「文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」と定めており、学則上は多様なメディアを高度に利用した遠隔授業を実施することが可能である。しかし、上記の補講等の例は全授業回数（13 回）のうちほんの数

点検・評価報告書 様式

回にすぎない。また、レスブリッジ大学や誠信女子大学との海外同時授業では、学生は本学の教室で授業を受講し、教室内には本学の教員がいて授業の進行に関与している。したがって、本学は、上記にあげた遠隔授業の例のいずれも、大学設置基準第 25 条第 2 項の遠隔授業に該当するものとして位置づけていない。

③-3 授業の目的の效果的達成

本学は、授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性に鑑みて次のような対応をとっている。

- (a) 共通科目における外国語科目 1 群（英語）と外国語科目 2 群における日本語（留学生対象）に関して、入学時に学習到達度を測るプレイスメントテストを実施し、学生個々の学力にあった語学授業が可能となるようにしている。この 2 つの語種において能力別クラス編成を行うのは、他の語種（中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語）においては受講生が初学であるために学力差がないのに対して、学生の学習状況が多様であることに配慮するためである。1 年次の英語 LISTENING においては 18 クラス、BASIC READING においては 12 クラスが用意され、非常にきめ細かな授業対応を可能にしている。留学生の日本語に関しては 3 段階のクラス分けを行っている（根拠資料 4-9）。
- (b) 学生が効果的な学習を実現するため、本学はシラバスの活用を重視している。下にあるように、各授業において求められる予習・復習の内容や学習時間の目安なども明記されており、学生の主体的学習の一助となっている。各授業科目のシラバスは、本学ポータルサイトの G-Port にて公開されている。下記は、シラバスに記載されている主な項目である。

講義コード

科目ナンバリング

講義名

担当者名

単位

配当年次

授業概要（授業でどのようなことをやるかという全体像）

到達目標（授業を受けることによって何をどこまで到達できるようにするか）

授業内容（全 13 回の各講義の内容）

授業計画 / コメント

授業方法（講義、発表などの形式、学生と教員の連絡手段）

使用言語

準備学習（毎回の授業に対して必要な予習や復習に必要な時間の目安、その内容）

成績評価の方法・基準（複数の基準による場合のそれぞれのパーセンテージなど）

点検・評価報告書 様式

課題等に対するフィードバック

教科書・参考文献

カリキュラムマップ (URL が示され、当該学生にとっての所属学科・コースにおける位置づけ等がわかるようになっている)

各教員の記述のばらつきを新年度開始前の時期に教務委員会が全シラバスをチェックし、必要に応じて調整を行っている (根拠資料 4-10)。また、実際の授業とシラバスの整合性に関しては、授業ごとに実施されている学生による授業評価アンケートにこの点を問う項目を設けて教員自身が確認できるようにしている (根拠資料 4-11)。

- (c) 本学では、各授業における教員と学生の連絡手段として、必ず G-Port (学内ポータルサイト) か WebClass (学習管理システム) を使用することになっており、これを上記シラバスの「授業方法」の欄に明記することを義務づけている。これらにおいては、学生の提出物に対するコメント送信機能等が備わっており、学生に対するフィードバックとして活用されている。
- (d) 本学では、学生たちが十分な学びを得られるよう、ラーニングサポートルームを学生研究室に設置し、学修支援を行っている。これは学部生、大学院生の希望者を対象として、学習に関してさまざまなアドバイスを与えるもので、普段の授業の受け方からレポート、プレゼンテーション準備のサポートなども行う。また、留学生の日本語を含む語学の学習支援も行っている (根拠資料 4-12【ウェブ】)。
- (e) 学生の中にはさまざまな障害や心身の疾患をかかえた者も一定数いるため、教務部が保健室やカウンセリングルームと連携し、そのような学生からの授業における配慮願の提出を受けつけている。配慮願には、それぞれの学生にとって授業において必要とする配慮等が具体的な事項として明示され、それを当該学生が履修している授業科目の担当者と共有することにより、円滑な学習を可能にしている (根拠資料 4-13、4-14)。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続き (学生からの不服申し立てを含む) を学生に明示しているか
- ・既修得単位や実践的な能力を習得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続き及び体制が明確であるか
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか

本学は成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価報告書 様式

④-1 成績評価の客観性、厳格性、公正・公平性

本学では、学生一人一人の授業に対する習熟度を測り、効果的な学習指導に役立てることを目的にGPA制度を導入している。GPA (Grade Point Average) とは、各科目の成績評価に一定のGP (Grade Point) を与えて数値化し、その累積に対する平均値を示すものである。これにより、学生一人一人の履修状況を客観的に把握することができる。GPA 制度により、学生の成績は下記の6類型に振り分けられる。

表 4-1 本学における成績評価基準とGP

評価	素点	GP	評価基準	相対評価による 評価区分ごとの割合
S	90~100	4.0	設定された目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。	上位 10%以内
A	80~89	3.0	設定された目標を十分に達成している。	上位 30%以内
B	70~79	2.0	設定された目標を達成している。	上位 70%以内
C	60~69	1.0	設定された目標を最低限達成している。	
F	0~59	0.0	設定された目標を達成していない。	
X	評価なし	0.0	試験未受験・出席不良等、成績評価の前提を満たしていない。	
N			修得単位として認定されたもの	

演習科目、語学科目、30名未満の小規模クラスに関しては、必ずしも相対評価になじまないため、上に示した「上位～%以内」という数字は適用されないが、30名を超える講義科目には上の相対評価の基準により、公正かつ厳格な評価を与えている。

上記のうち、単位を取得できるのはS、A、B、Cの4段階である。GPAの計算にあたっては、S=4点、A=3点、B=2点、C=1点、F=0点、X=0点として平均値を小数点以下1桁までを四捨五入によって算出する。各学生のGPAは、各学期ごと及び入学後積算された値がそれぞれ算出され、学習の状況を正確に把握できるようにしている（学部学生便覧 57-58 頁）。

期末試験の実施にあたっては、試験期間を設けて厳正に行っている。授業の履修者数に並び、授業担当教員以外の専任教員もしくは職員が補助として試験監督にあっている。具体的な基準は以下の通りである（根拠資料 4-15）。

履修者数 50名まで	担当者のみ 1名
履修者数 51~90名	担当者+補助（専任教員 or 職員） 1名計 2名
履修者数 91~135名	担当者+補助（専任教員 or 職員） 2名計 3名
履修者数 136~175名	担当者+補助（専任教員 or 職員） 3名計 4名
履修者数 176名以上	担当者+補助（専任教員 or 職員） 4名計 5名

④-2 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続きの明示

各授業の成績評価の基準に関しては、各授業担当の教員が決定している。シラバスにおい

て評価の具体的な項目（授業への取り組み、小課題、最終課題、期末試験など）に評価の割合を明記することにより、成績評価の厳正性と透明性を確保している（根拠資料 4-2）。

試験のみならず、レポートにおける不正行為の定義や範囲等に関しては、学生便覧において周知を図っており、基礎演習や日本語表現法の授業においても指導が行われている（学生便覧 291-292 頁）。また、近年の生成AIの急速な普及に伴い、2023 年度より本学としての基本的立場を周知している。現時点においては、生成AIの利活用は基本的に授業担当者の指示に従うものとしているが、今後も社会情勢が急速に変化していくことも予想され、引き続き、大学としての方針を検討していく（根拠資料 4-16）。

個々の科目の成績評価と単位の認定に関して、その妥当性について疑義がもたれた場合、学生は所定の手続きに基づいて教務部に成績調査の依頼をすることができる。教務部を通して各担当教員に調査の依頼がなされ、担当教員から修正の申告があった場合は、教務委員会にてその内容を精査し、成績の変更が妥当と認められた場合は、教授会の審議を経てそれが承認されることとなっている（根拠資料 4-17）。

④-3 単位認定の適切性

<国際文化交流学部>

本学は、学際性を旨とするリベラルアーツ教育を標榜しており、これを実現する意味においても、他大学における既修得単位や公的な審査を経て認められた技能に対し、広範に単位認定を行っている。以下、次のように分けて説明していく。

- I 入学以前に修得した他大学の単位【編入学者を除く学部生対象】
- II 入学以前に修得した他大学の単位【編入学者対象】
- III 在学中に修得した他大学の授業や技能審査等による単位認定

まず、上記「I 入学以前に修得した他大学の単位【編入学者を除く学部生対象】」について述べる。本学入学前に他大学に在籍し、単位を修得済みの場合、合計 30 単位を上限に単位を認定している。ただし、この上限 30 単位のうちには、同じく本学入学前に公的な技能審査等（例：TOEFL 等）による認定単位も含むものとする。申請者は、新年度の授業開始の時期までに、教務部に他大学における履修要項と講義内容、さらに成績証明書を提出し、これを教務委員会で審議している。

次に「II 入学以前に修得した他大学の単位【編入学者対象】」である。本学 3 年次に編入した者に関しては、後述する技能審査等（例：TOEFL 等）による認定単位も含めて合計 66 単位が、卒業に必要な単位として認定される。本学を卒業するのに必要な単位数は合計 134 単位なので、およそその半分の単位が認定可能である。また、他大学で修得した司書課程や教職課程に関わる単位についても、シラバス等を添えて教務部に申請し、上述の 66 単位に含めたうえで認定されることがある。

そして「III 在学中に修得した他大学の授業や技能審査等による単位認定」であるが、次の 6 つに分けて説明していく必要がある。

- III-1 留学による修得単位
- III-2 他大学における修得単位
- III-3 技能審査による単位認定

点検・評価報告書 様式

Ⅲ-4 語学教育センター「英語力養成講座」による修得単位

Ⅲ-5 海外協定校、協定校付属語学学校等における語学プログラムの受講による単位認定

まず、「Ⅲ-1 留学による修得単位」であるが、48 単位（編入学生は 24 単位）を上限に、在学中に留学した海外大学等の修得単位を認定することがある。申請者は、留学から帰国後、海外大学における成績証明書、授業科目の概要を提出のうえ、これを教務委員会で審議する。認定にあたっては、審議のうえ、本学の既存の科目として認定する場合もあり、それが難しいと判断される場合は自由選択科目として認められ、卒業に必要な単位に算入される。

以下、Ⅲ-2～Ⅲ-5 について説明していくが、これらの合計の認定単位は 30 単位（編入学生は 15 単位）が上限とされている。

「Ⅲ-2 他大学における修得単位」には 2 種類のものがある。1 つは学習院大学との協定により、演習科目や本学開設科目と重複しない科目に関して単位が認定され、自由選択科目として本学の卒業に必要な卒業単位に算入される。もう 1 つは、f-Campus 制度を利用した単位修得である。f-Campus 制度とは、本学の他に学習院大学、日本女子大学、立教大学、早稲田大学の 5 大学からなる単位互換制度のことで、互いの学生が特別聴講生として他大学の授業を履修することができるものである。これは 2 年時以上の学生が対象で、他大学における修得単位は合計 12 単位が上限である。

「Ⅲ-3 技能審査による単位認定」に関して、本学では TOEFL 等の語学や、情報処理技能に関して、公的な技能審査試験による認定を得た者に対して、本学開設科目への単位認定を行っている。修得後 2 年以内の合格証明書やスコアレポートを教務部に提出のうえ、教務委員会で審議している。認定している主な授業科目と単位認定基準は表 4-2 の通りである（学部学生便覧 61-65 頁）。

表 4-2 国際文化交流学部における技能審査試験による単位認定

科目分類	本学科目	認定基準
英語コミュニケーション学科専門科目	TOEIC Basics	TOEIC Listening & Reading Test 700
	TOEIC Skills	TOEIC Listening & Reading Test 750
外国語科目 1 群	BASIC READING	TOEFL (iBT) 68 Reading 17
	READING & WRITING	TOEFL (iBT) 79 Writing 17 Reading 20
	BASIC LISTENING	TOEFL (iBT) 68 Listening 17
	NEWS LISTENING	TOEFL (iBT) 79 Listening 21
	INTENSIVE READING & WRITING	TOEFL (iBT) 88 Writing 20 Reading 24
	SPEAKING PRACTICE	TOEFL (iBT) 88 Speaking 24
	SPEAKING SKILLS	TOEFL (iBT) 88 Speaking 24
外国語科目 2 群	ドイツ語基礎 I・II	ドイツ語技能検定試験（独検）3 級合格
	フランス語基礎 I・II	実用フランス語技能検定試験（仏検）3 級合格
	イタリア語基礎 I・II	実用イタリア語検定試験 5 級合格
	中国語基礎 I・II	中国語検定試験 4 級合格

点検・評価報告書 様式

	韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ	「ハングル」能力検定試験5級または韓国語能力試験（検定）1級合格
	スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ	文部科学省認定スペイン語技能検定試験5級合格
情報技術科目群	情報リテラシー・表計算ツールとデータ分析	ITパスポート試験合格

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科では、幅広い修学機会を可能にするため、次の3大学5研究科と学生交流に関する協定を結んでおり、相互の学生が単位を修得する機会を設けている。

日本女子大学大学院家政学研究科修士課程

日本女子大学大学院文学研究科博士課程前期

日本女子大学大学院人間社会研究科博士課程前期

早稲田大学大学院文学研究科芸術学（演劇映像）専攻、美術学（美術史）専攻

学習院大学大学院人文科学研究科

修得できる単位の上限は、日本女子大学大学院10単位、早稲田大学大学院8単位、学習院大学大学院8単位となっている（大学院学生便覧56-59頁）。

④-4 学位授与の実施手続と体制

学位授与の決定にあたって、国際文化交流学部においては教授会メンバーにより卒業判定会議、国際文化交流研究科においては研究科委員会メンバーにより修了判定会議が開催され、卒業、修了となる者と原級に留まる者を厳格に判定している。本学は Semester 制をとっているため、毎年、9月と3月に計2回行っている。なお、卒業判定終了後、その結果は直ちに学生に周知されるが、学生から当該学期の成績（単位修得）に関して疑義が申し立てられた場合はこれを速やかに調査し、修正された場合は、その修正結果を反映させたうえで判定会議を再度開催し、誤りのないよう徹底を図っている（根拠資料4-18）。

④-5 学位授与方針に則した学位の授与

<国際文化交流学部>

各学科のDPは学生便覧等で公表しているが、このDPに基づいてCPを設定し、さらにこれを具体的な形で履修規定を定め、この履修規定の要件をすべて満たした者に対し学位を与えている。

日本文化学科においては、CPにおいて、教育目標の柱である「日本について知ること」を実現するために、「芸術・思想」「民俗・歴史」「現代社会」「比較文化」の4つのフィールドを総合的、かつ専門的に学習するものとし、1・2年次には、専門科目群や初年次教育の科目群の学習過程で習得した知識を世界に向けて的確に発信する国際的なコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、英語（外国語科目1群）と他の言語（同2群）、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を共通科目群として体系的に編成している。3・4年次に

は、基礎演習を含む専門科目群、共通科目群で学んだことを踏まえ、日本文化の様々な分野の高度な研究を深めるために専門演習科目群を編成し、4年次は卒業論文、卒業研究に取り組むものとしている。これを具現化したものが「日本文化学科履修方法一覧」であり、この要件をすべて満たした者に対し「学士（日本文化）」を授与する（学部学生便覧 88 頁、71-73 頁）。

国際コミュニケーション学科においては、CPにおいて、国際社会で活躍するために必要な知識とコミュニケーション能力、豊かなグローバル感覚を身につけるために、「国際関係」「比較文化・地域研究」「コミュニケーション」などの専門科目を段階的に学習して、学際的な認識と理解が深まるように専門科目群を体系的に編成し、1・2年次には、大学4年間の学習の動機付け、基礎能力の育成、問題発見・解決能力、自分の考えを伝える表現力を養うことを目的に、基礎演習科目、国際関係基礎科目、地域文化系基礎科目を開講し、初年次教育の充実を図り、さらに初年次教育の科目群や専門科目群の学習過程で修得した知識を世界に向けて的確に発信するコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、共通科目群として、国際共通語の英語（外国語科目1群）と他の主要な言語（同2群）、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を体系的に編成している。3・4年次には、基礎演習を含む専門科目群、共通科目群で学んだことを踏まえ、様々な問題の発見と分析および解決能力の習得を図るために専門演習科目群、外国語演習科目群を編成し、4年次は卒業論文、卒業研究等に取り組むことで、高度なコミュニケーション能力と豊かなグローバル感覚を培い、国際社会で活躍できるスキルを身につけるものとしている。これを具現化したものが「国際コミュニケーション学科履修方法一覧」であり、この要件をすべて満たした者に対し「学士（国際コミュニケーション）」を授与する（学部学生便覧 140 頁、71-73 頁）。

英語コミュニケーション学科においては、CPにおいて、国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力を養うために、英語の「4技能」（読む、書く、聞く、話す）をバランスよく向上させ、アカデミック・レベルの諸能力を習得し、国際社会で活躍するための教養と日本文化を基軸とした異文化理解、論理的思考力を養うように専門科目群を体系的に編成するものとしている。1年次には、大学4年間の学習の動機付け、初年次の基礎能力の育成、問題発見・解決能力、自分の考えを伝える表現力を養うことを目的に、基礎演習科目、英語演習基礎科目、国際関係基礎科目、地域文化系基礎科目を開講し、初年次教育の充実を図っています。また、専門科目群や初年次教育の科目群の学習過程で修得した知識を世界に向けて的確に発信する国際的なコミュニケーション能力を培い、異文化理解を深めるために、共通科目群として、国際共通語の英語（外国語科目1群）と他の主要な言語（同2群）、情報処理、日本語表現法、国際文化交流論、人間関係論、自然環境論、スポーツ・健康科学、海外研修など、様々な分野の科目を体系的に編成している。2年次に海外の講義などを英語で受講する「海外研修」（6か月間）を実施し、3・4年次には、英語演習専門科目群、専門演習科目群、専門演習科目群特殊演習や、他学科の「地域文化」「国際関係」科目などを履修し、4年次に卒業論文、卒業研究等に取り組むことで、外国文化と国際情勢の知識を培い、国際社会で活躍できるスキルを身につける。これを具現化したものが「英語コミュニケーション学科履修方法一覧」であり、この要件をすべて満たした者に対し「学士（英語コミュニケーション）」を授与する。（学部学生便覧 197 頁、71-73 頁）

点検・評価報告書 様式

国際文化交流学部の各学科は、学部教育の集大成にあたる卒業論文・卒業研究において、学科のDPに則した学修を達成しているかどうかを確認している（具体的な方法は⑤-3で説明する）。卒業論文・卒業研究を、学習成果を可視化するための最重要の成果物と位置づけて、その成果を標準化された評価基準で評価することにより、学位授与の適切性を担保している（根拠資料 4-19）。

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科は、DPにおいて、国際文化交流に係る学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成、並びにそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とすることを謳い、これに基づきCPにおいて、アートマネジメントプログラム、国際協力プログラム、日本学・比較文化プログラム、国際関係・地域研究プログラムの4つのプログラムを提供するとしている。また、在学期間に30単位以上を修得し、集大成として修士論文もしくは特定課題研究を提出する。

この目的を十分に達成するために、修士論文においては、先行研究の十分な調査、研究の独創性、論文構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）、注表記、引用、参考文献の妥当性、研究史において研究の位置づけが明確であること、的確な問題提起があること、理論や事実に基づく分析の妥当性という明瞭な基準が設けられ、厳正な審査が行われている。また、特定課題研究報告書においても、高度な専門性を有する研修計画であるか、先行研究の十分な調査に基づくものか、「海外特別研修」又は「インターン研修」での活動に裏付けられた理論や事実に基づく分析の妥当性があるか、研究報告書の構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）、注表記、引用、参考文献の妥当性、研究史において研究の位置づけが明確であるか、的確な問題提起があるか、といった明瞭な基準が設けられ、これに基づいて厳正に審査のうえ、要件を満たした者に「修士（国際文化交流）」を授与する（大学院学生便覧 69-70 頁）。修士論文または特定課題研究の評価の適切性は、指導教員が研究科委員会に提出した審査報告書に基づいて、大学院担当教員が全員参加する修了判定会議において確認される。

また、国際文化交流研究科修士課程を修了する者は、年度末に修士論文発表会で修士論文または特定課題研究の成果を教員と大学院生の前で口頭発表することになっている。修士論文発表会は研究成果の公表機会であるだけでなく、学習成果を可視化し、学生の研究能力の水準がDPを満たすものであるかどうかを大学院関係者全員で確認する意味ももっている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

本学は学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

⑤ - 1 学習成果の把握・評価

本学では、現在の社会の趨勢により、大学が学習成果（本学は正規のカリキュラムでの学びというニュアンスをもつ「学修」ではなく、より幅広い学びを含意する「学習」を使用する）の把握に関する方針を定め、適切に教育についての評価を行い、教育の質を向上させていくことが要請されていることから、学習成果の把握に関する方針の制定が必要であると考え、2024年4月1日付けで「学習成果の把握に関する方針」を次のように定め、ウェブサイトで公開している（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

1. 学習院女子大学のカリキュラムの評価は、卒業判定、科目ナンバリング、GPAの活用、各種の在学生および卒業生の調査、シラバス記載内容等の実態把握に基づいて総合的に行います。
2. 学生個人の学習成果の評価は、卒業要件単位数の充足、卒業論文等の評価、GPAによる判定、学力アセスメントテスト等の実態把握に基づいて総合的に行い、学修支援に生かします。

⑤ - 2 学習成果の把握・評価の指標や方法の適切性

<国際文化交流学部>

本学はDPにおいて、幅広い分野の諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を身につけ、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを謳っている。上述の「学習成果の把握に関する方針」は、卒業論文・卒業研究によるDPの達成の確認、在学時におけるアセスメントテストの他に、卒業時アンケート（4年次3月に実施）、卒業生アンケート（卒業後5年を目途に実施）を絡めて総合的にその学習成果を把握するものである。

卒業論文・卒業研究については次項で説明する。

「アセスメントテスト」としては、株式会社ベネッセ i-キャリアが行っている GPS-Academic を採用し、これを学生が在学時に受検している。GPS-Academic は、年間約 20 万人の大学生が受検する適性検査であり、社会で活躍するために必要な問題解決のための力を「思考力」「姿勢・態度」「経験」の3つの観点から多角的に測定し、大学教育や、社会進出後に必要となる汎用的能力を測定するものである。これにより本学学生の強みや課題を他大学との比較の中で把握することが可能となり、また、学内の学科ごとの傾向などについても客観的なデータのもとで比較することが可能である（根拠資料 2-1）。

また、学生本人が自分自身の学習をどのように評価しているかという観点も非常に重要であり、卒業時にアンケートを実施し、さらに卒業後に実際に社会で活躍している最中の者にも卒業生アンケートを実施している。本学在学中の学習が非常に有効であることがうかがわれる結果となっているが、今後も常にこのようなフィードバックを活用していく必要があると考える（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」）。

点検・評価報告書 様式

GPS-Academic、卒業時アンケート、卒業生アンケートの結果については、専任教員に対してその結果と分析内容が示され、本学の教育の自己点検・評価の重要な資料となっている。

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科においては、学生が指導教員の科目に登録、出席することが強く求められている。指導教員は授業内での学生の受講姿勢や課題への取り組み、授業外での論文指導などを通じて、学生と対話をしながら、学生の学習成果を把握・評価している。

また、1年次に研究計画発表会（春学期）、2年次に修士論文・特定課題研究の中間報告会（春学期）、口頭試問と修士論文・特定課題研究報告会（修士論文・特定課題研究報告書の提出後）が実施されており、その際の質疑応答等を通して適切な論文指導を行い、講評を述べている。これらが学生の学習成果の把握・評価の重要な機会となっている。

⑤ - 3 学習成果の把握・評価の活用

DPに示された学習成果の達成度を客観的な形で把握するのは非常に困難であるが、大学における学習の集大成とも言える卒業論文・卒業研究に着目し、この成果の可視化を図っている。具体的な方法は学科によって異なるが、日本文化学科と英語コミュニケーション学科においては、卒業論文・卒業研究におけるルーブリック評価を導入している。ルーブリック評価とは、評価項目と評価基準を定めた表を用いて学習の達成度を測定する評価方法である。この方法は、評価を与えたあとにそれを可視化する効果のみならず、執筆開始前に学生に提示することにより、より効果的に執筆することの手助けにもなりうる。また、可視化することにより、学生自身が自分の強みと足りないところを把握することができるため、漠然とした段階的評価よりもその後に向けての指標にもなりうるものである。また、国際コミュニケーション学科ではルーブリックの形をとるものではないが、DPに基づきクオリティとパフォーマンスの両観点から5段階の基準を設定して各教員が総合評価を行う。このように、学習成果の把握と評価の主体は各学科であるが、内部質保証推進組織である運営委員会がこれをモニタリングする役割を果たす。

また大学院においては、研究の各段階で研究発表会を行い、それぞれの学習成果を把握している。修士論文の評価においては、主査1名と副査2名が「先行研究の十分な調査に基づく独自性」などの3項目で達成度を4段階で評価し総点を決め、その評価結果を研究科委員会で確認して学習成果の検証を行っている（根拠資料 4-20）。

しかしながら、学生の学習成果に関して様々なデータの収集が行われている一方で、そのデータの活用が十分になされているとは言えない面がある。データの活用の方途についてさらなる検討が必要である。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること

<評価の視点>

点検・評価報告書 様式

- ・教育課程、及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学は教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に向けて積極的に取り組んでいるが、定期的な点検・評価が仕組みとして整備されているとは言えない面がある。

⑥－1 教育に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等

現状において、教育課程の内容や方法に対する自己点検が、体系だって整備されていると言いはれ、今後の課題として取り組んでいかなければならない。

しかしながら、現在、学習院大学との統合を計画し、その準備を進めているところであり、教育課程・教育方法等に関する自己点検・評価の体制、方法、プロセス、周期等については2026年4月に予定している統合の後に学習院大学の方式で実施する予定であるため、大きな変更を伴う検討は2026年度以降にならざるを得ない。

⑥－2 教育に関する自己点検・評価における適切な情報の活用

⑤－3で述べたように、各学科主体で卒表論文を中心にDPに学習成果を把握することとしている。また、学習成果の客観的評価のためのアセスメントテスト（GPS-Academic）やアンケート調査（卒業時アンケート、卒業生アンケート）を実施しており、教育評価のための適切な情報を収集している。けれども、その結果を教育の見直しに有効に結びつけていく仕組みが十分ではない面がある。

⑥－3 外部の視点や学生の意見の取り入れ

各科目ごとに授業評価アンケートを実施し、その結果を各担当教員に対してフィードバックを行っている。教員はアンケート結果に基づいて改善に向けた報告書を提出し、その後の授業の向上に役立っている。現状では、学部長にアンケート結果が提出されるものの、アンケート結果を組織立てて活用する仕組みにはなっていない（根拠資料4-21）。

なお、本学では卒業時のみならず、卒業後に一定の期間社会経験を積んだ卒業生に、本学在学中の学習の何がどのように有効であったか（有効ではなかったか）を問う卒業生アンケートも行っている。卒業生は本学に在学していたという点で内部の視点に立つものである反面、社会人という外部の視点にも立って評価を行うものであるため、自己点検・評価の客

点検・評価報告書 様式

観性を高めるには有効な方法であると言えるだろう（第2章基本情報一覧「学生の成長実感・満足度」）。

本学の教育の取り組みの評価については、自己点検・評価に基づく7年に1度の大学基準協会の認証評価を受けることや、認証評価のおおよそ中間年に実施する外部評価によってその客観性を高めている。外部評価委員は、学習院女子大学外部評価規程により「他大学の教員」2名、「高等学校又は同等の教育課程における教育経験を有する者」1名、「企業又は官公庁等に所属し、国際的な経験を有する者」1名の計4名で構成される。他大学、高等学校、企業や官公庁からのチェックを受けることで、本学の社会的な評価や教育内容に対する期待度に関して外部の目による評価を行っている（規程集【DVD】「学習院女子大学学外部評価規程」）。

⑥-4 自己点検・評価の結果の活用

自己点検・評価を行うための様々な取り組みが成されているものの、それを組織だてて教育の内容や方法の改善・向上に結びつける方策は十分とは言えない状況にあり、今後の改善が必要とされる。

2. 分析を踏まえた調書と問題点

教育・学習面に関して、目標とする学習成果の公表状況（評価項目①）、DPに照らしてふさわしい授業科目や教育課程の体系的編成（評価項目②）、学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導・支援体制（評価項目③）、成績評価、単位認定及び学位授与の適切性（評価項目④）、学習成果の把握・評価（評価項目⑤）の諸点においては、概ね適切な対応がとられていることが確認できたと考える。他方、評価項目⑥の教育内容・方法の改善と向上に向けた取り組みという観点から、本学はより組織的かつ効果的な対応を検討する余地があると考えられる。今後に向けての重要な課題とするべきものである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

在学中の4年間を通して、学生が有意義で十分な学習成果を上げるための取り組みや、それを客観的に把握するための可視化の取り組みという点においてはさまざまな方法が実践されている。また、個々の改善の取り組みは、実質的には学習成果の把握に基づいて導入・開始されたものである。けれども、どういう学習成果の把握に基づいてどのような教育課程や教育内容の改善を行ったのかを記録する仕組みが整備されていない。そのため、ある取り組みが何を目的とするものなのかが時として不明確で、それゆえに何がどのように改善されたのかを検証することが難しいケースもある。可視化された学習成果を如何にして内部質保証に結びつけていくかという組織だった方法の確立と実行が今後に向けた課題として残されている。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
国際文化交流学部	一般選抜（A・B・C方式） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/docs/2025general.pdf 学校推薦型選抜 A（指定校制）・B（公募制）、海外帰国生徒入試、総合型選抜 外国人留学生入試、社会人入試、編入学試験（3年次編入） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/recommendation.html https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/docs/2025_specialentrance_guidelines.pdf
国際文化交流研究科	大学院入試（9月期・2月期） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/docs/2025_graduateschool_guidelines.pdf 卒業生大学院特別入試 https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/admission/docs/2025_graduateschool_SP_guidelines.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学入学志願者選考規程	(学)学習院規程集
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評価：S・A・**B**・C

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学は、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。

①-1 学生の受け入れ方針の設定と公表

本学は学生の受け入れ方針を学位プログラムごと（国際文化交流学部においては学科単位）に設定し、公表している。

本学は国際文化交流学部を設置されている3つの学科、また本学大学院も国際文化交流研究科国際文化交流専攻、それぞれに「入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、本学ウェブサイトで公開している（根拠資料 5-1【ウェブ】、5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】、5-4【ウェブ】）。「入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」は「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」として各入学者選抜区分（大学院を含む）の入学者選抜要項にも記載している（根拠資料 5-5【ウェブ】）。

国際文化交流学部の3つの学科の場合、「入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」では、まず「(1) 入学者に期待される資質・能力（求める学生像）」が示され、続いて「(2) 入学試験」として入学者選抜試験の内容が具体的に示される。

国際文化交流学部では、「(1) に示した資質・能力をもつ人を選抜し、また多様な学生を受入れる」という目的のため、9つの区分で入学者選抜を実施している。このうち学校推薦型選抜A（指定校制）と学習院女子高等科推薦入学については入学者選抜要項を一般公開していない。残りの7つの入学者選抜区分については、区分ごとに試験科目や資質・能力を判断する観点が異なることから、区分ごとに試験科目、配点、合否判定方法、資質・能力を判断する観点などについて文章で分かりやすく説明している。大学院国際文化交流研究科には3通りの入学者選抜区分があるが、このうち学内推薦入試については募集要項を公表していない。残りの2つの入学者選抜区分については、区分ごとに試験科目や資質・能力を判

点検・評価報告書 様式

断する観点が異なることから、区分ごとに試験科目、配点、合否判定方法、資質・能力を判断する観点などについて文章で分かりやすく説明している。

①-2 入学者選抜の公平、公正な実施

本学は入学者選抜を公平かつ公正に実施している。

本学は「学習院女子大学入学志願者選考規程」を定め、入学者選抜はこれに基づいて行われる（規程集【DVD】）。選抜実施の際には「入試本部」を設置し、入学者選抜の最終責任者である学長、学部・研究科の責任者である学部長または研究科委員長、入試実施の責任を負う教務部長と入試委員長（後述）、出題責任者が選抜実施の最中は本部に控え、何か急な対応が必要になった場合は緊急に協議をして、公平・公正を第一として適切に対応を決定する。

入試の作問に関しては、入試委員長が不正や事故が起こらないよう最大限の注意を払って、科目ごとの作問作業を全体的に監督している。専任教員の中から専門分野を考慮して入学者選抜の出題責任者と出題委員を選び、高等学校の指導要領に基づき出題範囲や難易度が適切であるか、出題に誤りはないか、解答不能な問題や正解が複数ある問題がないかを、出題責任者が中心となって出題委員全員で点検している。ただし、本学は記述式解答の問題を多く出題しており、正解が複数ある問題も出題することがある。点検においては、複数の正解がありうることを確認したうえで、それぞれの解答について相対的な正しさの度合いに基づいて配点を決めている。一般選抜の場合には、試験実施後に外部に問題と正解をチェックしてもらっている。不適切な出題の可能性を指摘された場合には、まずは出題委員が集まって不適切な出題かどうかを再度検討する。その報告を得たうえで、学長、学部長・研究科委員長、入試委員長、出題責任者が集まり、出題ミスであるかどうかを最終的に判断し、対応策を決定する。出題ミスである場合には緊急に採点をやり直し、学長以下で決定した対応策に従って対処をする。その後、出題ミスについて文部科学省に報告するとともに、合格発表とともに本学ウェブサイトで公表し、どのような対応をとったかを周知することになっている。

合否判定においては、一般選抜だけでなく、それ以外のいわゆる「特別入試」においても、試験結果を客観的に評価できる形にしている（英語、日本語、小論文、学科に関わる試験は各 50 点満点で点数化、口頭試問・面接は基準を設けて 5 段階で評価）。それぞれの試験、採点実施の後、教授会構成員が合格者検定会議を開催して、各科目の総合成績に基づいて審議し、合格者（一般選抜 A 方式、B 方式では補欠合格者も）を決定している。本学の特徴は専任教員全員（大学院の場合は大学院担当の専任教員全員）が合格最低点の決定に関与するところであり、それにより恣意的な合否判定は極力排除されている。

入学者選抜要項が一般に公開されない学校推薦型選抜 A（指定校制）および学習院女子高等科推薦入学でも選抜の公平・公正は守られている。学校推薦型選抜 A（指定校制）では、指定校の選定基準を設定し、過去の入学者選抜データに基づいて指定校と推薦枠（学科及び依頼人数）を決定している。適正な入学者数を確保するために、指定校選定基準を変更することはあるが、特定の高校を対象に恣意的に推薦依頼をすることはない。学習院女子高等科推薦入学の場合は、入学者選抜を実施する 2 年前に学校法人学習院内の各校の代表者が集まる会議において協定事項として推薦基準を決定する。学習院女子高等科推薦入学の推薦

点検・評価報告書 様式

基準は学校推薦型選抜A（指定校制）の出願条件とほぼ同程度となっており、内部推薦志願者を優遇することはない。

①-3 入学者選抜関連情報の分かりやすい提供

本学は入学者選抜関連の情報を分かりやすく提供するように努力している。

受験生が本学の受験を検討するのに資するよう、本学では入学者選抜に関する情報（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、合格最低点、最終倍率など）をできるかぎり公開しており、本学ウェブサイトの「過去の入試データ」のページや大学案内の「入試ガイド」のページを見れば、これらの情報を得られるようになっている（根拠資料 5-6【ウェブ】、5-7【ウェブ】、大学案内 59-60 頁）。大学案内は本学ウェブサイトでも公開している。

本学では定期的にオープンキャンパスとイブニング学校説明会を実施している。イブニング学校説明会は、仕事などのために平日の夕方や夜でなければ学校見学に来られない保護者と高校生を対象とする学校説明会である。オープンキャンパスやイブニング学校説明会では、学長による大学説明と入試委員長または入試担当副学長による入試制度説明が行われる。全体説明では分からなかったこと、疑問に思うこと、確認したいことがあれば、その後の個別の相談ブースで質問を受け付けている。オープンキャンパスやイブニング学校説明会ではいわゆる「過去問」も配布している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

本学は適切な定員を設定して学生を受け入れており、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理する努力をしている。

②-1 学生の適正な受入れ

本学が設定する収容定員数は適切であると言える。しかし、ここ数年は国際文化交流学部、大学院国際文化交流研究科のどちらも定員管理がうまくいっておらず、厳しい対応が必要となっている。

<国際文化交流学部>

本学は国際文化交流学部の1学部のみであり、その入学定員、収容定員は、学則第3条第4項及び大学院学則第5条で表5-1のように定められている。

点検・評価報告書 様式

表 5 - 1 国際文化交流学部・大学院国際文化交流研究科の定員

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化交流学部	日本文化学科	140名	5名	570名
	国際コミュニケーション学科	170名	5名	690名
	英語コミュニケーション学科	45名	—	180名
	合計	355名	10名	1,440名
国際文化交流研究科	国際文化交流専攻	10名	—	20名

しかし、直近5年の入学者選抜の結果を見ると、定員管理が必ずしもうまくいっていない。まずは国際文化交流学部から見ていきたい。2019年度から2023年度までの5年の入学者選抜の結果をまとめたのが表5-2である。

表 5 - 2 2019～2023年度の国際文化交流学部3学科の入学者選抜結果

学習院女子大学 過去5ヵ年(平成30-令和4年度)の志願者、合格者、入学者数の推移

国際文化交流学部		2019(平成31)年度				2020(令和2)年度				2021(令和3)年度				2022(令和4)年度				2023(令和5)年度			
		定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
日本文化学科	一般A方式	60	463	150	50	60	380	161	62	60	452	211	52	60	234	150	53	60	409	289	78
	一般B方式	20	320	27	21	20	257	33	24	20	200	78	41	20	140	75	55	20	108	48	26
	推薦A(指定校制)	40	43	43	43	40	53	53	53	40	44	44	44	40	36	36	36	40	42	42	42
	推薦B(公募制)	10	23	17	17	10	19	11	11	10	10	9	9	10	6	6	6	10	22	23※	23
	海外帰国生徒	若干名	9	5	3	若干名	5	2	0	若干名	7	2	0	若干名	8	4	1	若干名	1	1	0
	社会人	若干名	0	0	0	若干名	1	0	0	若干名	1	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0
	外国人留学生	10	12	8	4	10	19	15	10	10	12	5	5	10	0	0	0	10	1	1	1
	学習院女子高等科推薦	若干名	1	1	1	若干名	2	2	2	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	2	2	2
	小計	140	871	251	139	140	736	277	162	140	726	349	151	140	424	271	151	140	585	406	172
国際コミュニケーション学科	一般A方式	70	695	226	65	70	670	284	79	70	567	286	64	70	467	246	50	70	584	316	45
	一般B方式	30	516	39	22	30	428	60	33	30	296	84	47	30	201	112	69	30	198	113	76
	推薦A(指定校制)	50	51	51	51	50	67	67	67	50	52	52	52	50	42	42	42	50	57	57	57
	推薦B(公募制)	10	41	14	14	10	15	11	11	10	22	12	12	10	15	15	15	10	35	34	34
	海外帰国生徒	若干名	12	9	4	若干名	18	6	3	若干名	15	4	0	若干名	4	1	0	若干名	5	1	0
	社会人	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0
	外国人留学生	10	29	16	10	10	25	12	8	10	9	6	4	10	12	9	3	10	6	4	4
	学習院女子高等科推薦	若干名	1	1	1	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	1	1	1
	小計	170	1,345	356	167	170	1,223	440	201	170	961	444	179	170	741	425	179	170	886	526	217
英語コミュニケーション学科	一般A方式	30	260	90	29	30	131	74	32	30	149	76	16	30	57	36	7	30	99	68	10
	一般B方式	10	151	16	12	10	80	13	9	10	45	23	14	10	44	28	18	10	27	13	5
	推薦A(指定校制)	5	3	3	3	5	5	5	5	5	6	6	6	5	2	2	2	5	6	6	6
	総合型選抜(AO)	若干名	13	11	4	若干名	28	9	3	若干名	14	8	1	若干名	12	8	1	若干名	14	12	2
	学習院女子高等科推薦	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0
	小計	45	427	120	48	45	244	101	49	45	214	113	37	45	115	74	28	45	146	99	23
総計	355	2,643	727	354	355	2,203	818	412	355	1,901	906	367	355	1,280	770	358	355	1,617	1,031	412	

※国際コミュニケーション学科の不合格者1名は、日本文化学科に第二志望合格。

(本学ウェブサイトの「過去の入試データ」の「過去5ヵ年の志願者、合格者、入学者の推移」より転載(根拠資料5-8【ウェブ】)。)

学部全体で見れば、学部全体の志願者は2019年度の2,643人から2022年度の1,280人にまで減少し続けた。2022年度の志願者数は2019年度の半分以下になっている。2023年度には学部全体では志願者数がやや増加したが、安心できるような回復ではなかった。

表5-2から2019年度から2023年度の5年の各学科の定員充足率(入学定員ベース)

を算出したのが表 5-3 である。

表 5-3 2019~2023 年度の国際文化交流学部 3 学科の定員充足率（入学定員ベース）

	定員	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		入学者	定員充足率	入学者	定員充足率	入学者	定員充足率	入学者	定員充足率	入学者	定員充足率
日文	140	139	99%	162	116%	151	108%	151	108%	172	123%
国コミ	170	167	98%	201	118%	179	105%	179	105%	217	128%
英コミ	45	48	107%	49	109%	37	82%	28	62%	23	51%
総計	355	354	100%	412	116%	367	103%	358	101%	412	116%

表 5-2 は志願者が減少していることを示すが、表 5-3 はそれでも本学が学部全体で定員を確保しようとしている努力を講じていることを示すものである。しかし、2020 年度からの英語コミュニケーション学科の志願者の減少は著しく、2021 年度以降は明らかに定員割れを起こしている。このため、学部全体としては、英語コミュニケーション学科の定員不足分を他の 2 学科でなんとかカバーしなければならないと考え、日本文化学科と国際コミュニケーション学科はかなり無理をして学科の募集定員より多くの入学者を確保しようとした。IR データ集第 2 号の 55 頁以降に示されているとおり、本学のいずれの学科も一般選抜 A 方式および B 方式の倍率が急激に低下し、また偏差値も下がり続けた（根拠資料 2-2、55 頁）。こうしたデータは本学の危機感を強めることとなった。

2023 年 7 月に学校法人学習院は本学と学習院大学を最短で 2026 年度に統合する計画を発表した。従来の志願者数の減少傾向を受けて、学内では統合を前に英語コミュニケーション学科の定員割れの解消が最重要の課題だとの考えが強まった。日本文化学科と国際コミュニケーション学科でも定員確保が重視された。

しかしながら、受験生の減少に対する危機感を反映した「とにかく定員の確保を」という目標設定は、結果的には、本学の判断を誤らせることとなった。表 5-4 は本学の主要な入学者選抜区分の 2024 年度の結果をまとめたものである。

表 5-4 本学の主要な入学者選抜区分における 2024 年度の結果

入学者選抜区分	学科	募集人数	志願者数	合格者数	倍率	入学者数
一般選抜 A 方式	日文	60	705	218	3.1	50
	国コミ	70	944	219	4.1	26
	英コミ	30	123	105	1.1	48
	学部計	160	1,772	542	3.1	124
一般選抜 B 方式	日文	20	273	102	2.1	87
	国コミ	30	383	88	3.5	65
	英コミ	10	58	18	2.4	12
	学部計	60	714	208	2.7	164
学校推薦型選抜 A	日文	40	47	47	1.0	47

点検・評価報告書 様式

(指定校制)	国コミ	50	71	71	1.0	71
	英コミ	5	15	15	1.0	15
	学部計	95	133	133	1.0	133
学校推薦型選抜B (公募制)	日文	10	27	25	1.1	25
	国コミ	10	47	47	1.0	47
	学部計	20	74	72	1.0	72
総合型選抜	英コミ	若干名	22	19	1.2	9

(本学ウェブサイト「過去の入試データ」のページより作成(根拠資料5-6【ウェブ】)。

2024年度入試では、年内に実施される特別入試による入学者の確保はまずまず本学の想定どおりに進んだと言える。表5-4を見るかぎり、学校推薦型選抜A及びBと総合型選抜で合格者を多く出し過ぎているように見える。事実その通りではあるが、これはあくまで学校推薦型選抜A及びBと総合型選抜の出願条件を緩和したうえでのことである。したがって、本学としては、依然として状況は甘くないと判断した。実際のところ、本学が最も重要と考える入学者選抜区分である一般選抜A方式では志願者が大幅に増加したものの、英語コミュニケーション学科は2019年度の半分以下の志願者数であったし、合格者の手続率は伸びず、志願者数に対して入学者数は少なかった。一般選抜A方式だけを見れば、募集人数160名に対して入学者数は124名であり、定員充足率は77.5%にすぎない。一般選抜B方式の合格者検定会議の時点では、A方式の手続率は想像以上に低く、何人の合格者を確保できるのかまったく予想がつかない状況であった。そのため、本学は定員割れのリスクをぜひとも回避するため、一般選抜A方式と同じようにB方式でも手続率が低くなるという想定のもとで合格者検定会議を進めざるを得なかった。

結果だけを見れば、この想定は大きく誤っており、一般選抜A方式の入学者は当初想定された最悪の状況よりは多くなり(それでもこの入学者選抜区分の定員を満たしていない)、一般選抜B方式の手続率はかなり高くなった。本学の入学定員が355名であるのに対し、2024年度入学者選抜では最終的に516名(3年次編入を除く)が入学し、定員充足率145.3%というきわめて大きな定員超過となった。収容定員ベース(3年次編入を含む)で見ても、2024年5月1日現在、国際文化交流学部の収容定員1,440名に対して在籍学生数は1,682名、収容定員充足率は116.8%となっている。学科別に見ても、日本文化学科が収容定員570名に対して在籍学生数699名で収容定員充足率は122.6%、国際コミュニケーション学科が収容定員690名に対して在籍学生数807名で収容定員充足率は117.6%、英語コミュニケーション学科が収容定員180名に対して在籍学生数176名で収容定員充足率は97.8%である。国際文化交流学部の収容定員充足率116.8%という数値は、本学と学習院大学との統合後、学習院大学の学生数と合わせた場合には収容定員9,700人の大学となるため、学生定員の管理としては実に大きな定員超過になってしまう。したがって、2025年度入学者選抜から、国際文化交流学部は厳しい定員管理を実施しなければならない。

<国際文化交流研究科>

大学院国際文化交流研究科は、慢性的な定員未充足に悩まされている。表5-5は2019

点検・評価報告書 様式

年度から 2023 年度までの 5 年について国際文化交流研究科の入学選抜の結果をまとめたものである。なお、2024 年度の入学選抜結果は、9 月期が志願者 2 名、合格者 2 名、入学者 1 名、2 月期が志願者 5 名、合格者 2 名、入学者 2 名、学内推薦及び卒業生特別入試（定員は若干名）は志願者 0 名であった（大学基礎データ表 3）。

表 5 - 5 2019～2023 年度の大学院国際文化交流研究科の入学選抜結果

学習院女子大学 過去5ヵ年(平成30-令和4年度)の志願者、合格者、入学者数の推移

国際文化交流研究科(修士課程) 当該年度5月1日現在

	2019(平成31)年度				2020(令和2)年度				2021(令和3)年度				2022(令和4)年度				2023(令和5)年度				
	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者	
国際文化交流専攻	9月期	若干名	2	1	1	若干名	4	3	3	若干名	4	2	2	若干名	2	1	1	1	0	0	
	2月期	若干名	5	3	3	若干名	5	3	3	若干名	8	3	1	若干名	2	0	0	若干名	3	2	1
	学内推薦	若干名	0	0	0	若干名	0	0	0	若干名	1	1	1	若干名	2	2	2	若干名	2	2	2
総計	10	7	4	4	10	9	6	6	10	13	6	4	10	6	3	3	10	7	5	3	

2019 年から 2024 年まで、大学院国際文化交流研究科はずっと定員割れを起こしている状況である。とはいえ、私立大学の人文科学・社会科学系大学院の修士課程・博士前期課程の定員割れは本学に限ったことではなく、首都圏であっても大半の大学院が陥っている状況である。その意味では、人文科学・社会科学系大学院が定員を満たさないことには構造的問題だとも言える。表 5 - 6 は首都圏にあり、本学の大学院国際文化交流研究科と比較的近い分野の研究科・専攻の定員充足率を示している。いずれの大学院も定員充足の点で課題を抱えていることが分かる。

表 5 - 6 本学の競合校と考えられる他大学大学院（修士課程または博士前期課程）の定員充足率（2023・2024 年度）

大学院・研究科・専攻	入学定員	入学者数		定員充足率	
		2023	2024	2023	2024
東洋大学大学院国際学研究所国際地域学専攻	15	5	33%	6	40%
法政大学大学院国際文化研究科国際文化専攻	15	7	47%	9	60%
明治学院大学大学院国際学研究所国際学専攻	10	2	20%	9	90%
青山学院大学大学院総合文化政策学研究所文化創造マネジメント専攻	15	10	67%	4	27%

（各大学のウェブサイトに掲載されている公開情報から作成。）

私立大学の人文科学・社会科学系の大学院研究科の大半が定員割れを起こしているのが現状だとしても、何らかの手立てにより定員充足を図る必要があることは言うまでもない。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

点検・評価報告書 様式

- ・学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は学生の受入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

③- 1 学生の受入れに関わる点検・評価

本学では学生の受入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。

<国際文化交流学部>

国際文化交流学部においては、イブニング学校説明会を開催している。これは、土曜・日曜に開催されるオープンキャンパスにはなかなか来られない保護者と高校生のために実施する学校説明会である。事務運営課職員からの発案であった。実施初年度は2017年であったが2017年度入学者選抜における来場者の志願率が高かったため、以後毎年度数回開催している。落ち着いた雰囲気の中でじっくりと入試相談ができることから、来場者には好評を得ている。「教員と学生の距離が近い」という本学の長所を知ってもらえる良い機会になっている。

内部質保証推進組織である運営委員会は、2022年度に学内の事業計画Bとして「入試制度改革①（一般選抜）」と「入試制度改革②（特別入試）」の2本の事業計画を立てた（立案は2021年度）。「入試制度改革①（一般選抜）」では、「一般選抜A方式、B方式それぞれの募集定員、実施時期、試験科目の適切性を検討して必要な改革を行う」という到達目標が掲げられた。

また、2022年度に先立つ2022年2月、入学者選抜制度検討委員会が設置された（根拠資料 5-9）。入学者選抜担当の副学長がこの委員会の委員長となり、様々な入学者選抜データから本学の学生募集戦略を考え、運営委員会に提案するのがこの委員会の役割である。本学では現在、この委員会が入学者選抜制度について点検・評価をし、具体的な方策を検討して、入試担当副学長が検討結果を運営委員会と教授会に提案している。

続いて、2022年3月には、他大学との競合関係を考慮して、一般選抜A方式の日程を変更することが決定された。また、学校推薦型選抜B方式と総合型選抜の出願資格の緩和が決定されるとともに、入学者選抜制度検討委員会にワーキンググループを設置して特別入試のあり方を検討することとなった（根拠資料 5-10）。さらに、2022年12月には2025年度から一般選抜C方式を実施することが決定された。また、一般選抜A方式には新たに科目として数学が追加され、試験科目は国語、英語、日本史・世界史・数学から1科目選択という形の3科目入試（英語コミュニケーション学科はこれに英語ライティングが加わる4科目）となった。その後の検討で、一般選抜C方式の試験は2科目とし、国語（現代文のみ）と英語

点検・評価報告書 様式

(外部の英語資格・検定試験を利用)となった。

その後、2023年7月、学校法人学習院は本学と学習院大学を最短で2026年度に統合する計画を発表した。学内では、統合を前に英語コミュニケーション学科の定員割れをできるかぎり解消する必要があるとの考えが強まった。日本文化学科と国際コミュニケーション学科でも定員確保が重視された。そこで、推薦指定校の反応率(推薦依頼に対する出願数の割合)が低下傾向にあるというデータに基づき、入学者選抜制度検討委員会の審議結果を踏まえて、学校推薦型選抜A(指定校制)の選定基準を緩和し、推薦依頼数を大幅に増やした(根拠資料5-11)。

こうした改善の努力により、2024年度の入学者選抜では目に見えて志願者が増加したが、結果として大幅な入学定員の超過を招いてしまった。また、2024年度入学者選抜における志願者の回復が、学習院大学との統合計画の発表による影響と、ポスト・コロナの社会情勢の変化による国際系学部の人気回復の影響とが、それぞれどの程度であるのかを判断する必要があるが、これについては根拠とできるデータや判断材料がないのが実情である。

<国際文化交流研究科>

国際文化交流研究科では、慢性的な定員未充足の状況を踏まえ、入学者選抜の見直しが必要なのではないかという問題意識のもと、研究科委員会において入学試験問題について検討など、入学者選抜制度の検討が行われた(根拠資料5-12)。

2022年度からの学内中期計画(事業計画B)においては、研究科委員会が「留学生に特化した大学院入学前「外国人研究生制度」の整備」を実施計画に掲げた。これは、アジア圏を中心とする大学院進学希望の外国人学生を研究生として受け入れ、大学院での学修が可能となるレベルの日本語の習得や、日本において学術研究を進めるための総合的なアカデミックスキル養成を目的とする1年の学修プログラムの設置を目指すものである。けれども、2022年度においてもコロナ禍の影響が色濃く残り、入国する留学生数などについて先行きが不透明であったこと、「外国人研究生」(仮称)という制度が「留学」の在留資格を得るための方便とされる懸念があることなどから、この計画は中止となった。それに代わるものとして、卒業生にリスキリングやリカレント教育の機会を提供するための卒業生大学院特別入試を導入することとなった(根拠資料5-13)。

③ - 2 学生の受け入れに関わる事項の改善・向上のための取り組み

<国際文化交流学部>

学生の受け入れに関わる事項について国際文化交流学部が改善・向上に取り組んだ事例として、以下のような事柄があげられる。

2023年度には委員会のもとに設置されたワーキンググループにより、英語コミュニケーション学科以外に日本文化学科と国際コミュニケーション学科にも総合型選抜を導入することが検討された。2023年7月にはワーキンググループから総合型選抜を日本文化学科と国際コミュニケーション学科にも導入するべきであるという結論が出された(根拠資料5-14)。しかし、ちょうどその時期には本学と学習院大学との統合計画が持ち上がっており、現時点で大きな入学者選抜制度の変更は難しいという判断から、総合型選抜の導入は統合

点検・評価報告書 様式

後の学生確保の状況を見たとえであらためて検討することとなった。

2023 年度の入学選抜制度検討委員会の主要な課題に、特別入試の見直し、特に学校推薦型選抜Aの推薦指定校の選定と学校推薦型選抜Bの推薦基準に関する検討があった。以前は年度ごとに志願者が増えたり減ったりを繰り返していたが、2023 年時点では減少傾向が明らかになったために、学生確保がきわめて大きな課題になっていた。2022 年度から一定程度の推薦依頼数の拡大が行われていたが、2023 年度にはさらに依頼数が拡大された。とりわけ定員割れの激しかった英語コミュニケーション学科については、大幅に推薦依頼校を増やすこととした（根拠資料 5-15）。

2023 年度に学校推薦型選抜Aの推薦依頼校の大幅な追加、学校推薦型選抜Bの推薦基準の緩和は相応の効果があつたが、結果として2024 年度入学者は大きく定員を超過することになった。そのため、2024 年度の入学選抜制度検討委員会では、2023 年度に反して、いかに推薦依頼数を減らすかが中心的な課題となった。2023 年度に追加した依頼校はさすがに依頼校から外すことは難しいと判断し、これまで一定程度の出願があつた既存の依頼校の依頼数を減じるという苦渋の選択を迫られることとなった。入学選抜制度検討委員会では推薦依頼校数を2024 年度入試の503 校から279 校に、推薦依頼人数を1,245 名から529 名に大きく減じる方針をまとめ、これを運営委員会に提出し、運営委員会で審議の結果承認された（根拠資料 5-16）。さらにこの方針は教授会においても承認された。

2023 年度までの志願者数の減少傾向に対するもう一つの対応策は、すでに述べた一般選抜C方式の導入であった。3月に実施されるC方式は、他大学を残念ながら不合格になった優秀な受験生を本学が獲得する意図で設定された。英語資格・検定試験を利用することも新しい試みであった。出願状況や入学後の学習成果の確認によって、今後さらに英語資格・検定試験を利用する入学選抜区分を増やしていくことも考えられた。しかし、学習院大学との統合計画が発表され、本学の入学選抜制度と学習院大学の制度との一貫性を保つ必要から、学習院大学として3月に選抜試験を行うことが困難であると判断し、一般選抜C方式は2025 年度をもって廃止することとなった。

いずれの取り組みも一定の成果に結びついてはいるが、18 歳人口の急激な減少、コロナ禍における国際系学部・学科（特に留学をとまなう学部・学科）の敬遠傾向の余波、「女子大学ばなれ」と言われる受験生の動向による志願者数の大幅な減少と統合計画の発表による志願者数の増加との間で、本学の定員管理は難しい判断を迫られている。2025 年度入学選抜に向けては収容定員超過の解消が最大の課題となっており、2024 年度を通じて継続的に定員管理についての具体的方策を求め続けている。

<国際文化交流研究科>

国際文化交流研究科では、本学が女子大学であることから、卒業生のリスキリングやリカレント教育の必要性が考慮され、同時に定員充足の方策も兼ねて卒業生大学院特別入試を実施することが決定され、2024 年度から実施している（根拠資料 5-17）。しかしながら、本学大学院と学習院大学大学院が統合する計画が発表された後、学習院女子大学の卒業生は学習院大学の卒業生ではないため、また2023・2024 年度の2年続けてこの入学選抜枠に志願する卒業生がいなかったことから、大学院統合後は卒業生大学院特別入試を廃止することとなった。本学の学生に大学院への進学を奨めるため、2024 年度から、従来の大学院

入試担当委員による大学院入試説明会に加えて、研究科委員長が大学院について説明する学内説明会を実施している（根拠資料 5-18）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

上記に示したとおり、本学は誠実に定員管理を実施しようとしている。しかし現実には、国際文化交流学部と大学院国際文化交流研究科のいずれも定員管理がうまく行っているとは言えない状況にある。

これまで国際文化交流学部のみを有する本学は、入学定員 355 名、収容定員 1,440 名という小規模大学であったため、定員管理について比較的ゆるやかな基準が適用されてきた。しかしながら、学習院大学との統合が計画されている 2026 年度に向けては、従来の定員管理の経験知がもはや通用しない状況に加え、より一層厳しい定員管理が求められていくことになる。そうした苦しい状況の中で、暗中模索しているのが現状と言えよう。

大学院国際文化交流研究科は慢性的な定員割れ状況にある。この状況を改善する効果的な方策は残念ながらまだ見いだせていない。

これらの意味で、本学は学生の受入れに課題を抱えていると結論づけざるを得ない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

<国際文化交流学部>

学習院大学との統合計画のため、完成年度を迎えるまで入学者選抜制度に関しても大きな変更を加えることができない。したがって、定員の変更などの対応策は考えられない。地道な努力を積み重ねる以外にとるべき道はないと言えよう。

まず国際文化交流学部に関しては、これまでの定員管理の経験知が通用しなくなる事態に備え、真摯に多方面にアドバイスを求めていく必要がある。特に、学習院大学アドミッションセンターと密にコミュニケーションを図り、学習院大学の入試動向を知り、分析し、国際文化交流学部らしきを残しつつも新しい状況に適応した入学者選抜を考えていかなければならない。入学者数の適切な「読み」に基づく合格者数の判断についても、これまでのデータの蓄積をもつ学習院大学アドミッションセンターの知恵を借りる以外になかろう。

さらに、2023 年度まで続いた志願者の減少傾向について、18 歳人口の減少をひとまずおいておくとすれば、コロナ禍における国際系学部・学科の敬遠傾向と、「女子大学ばなれ」による人気低下とがどの程度影響を及ぼしたのかを検証する必要がある。しかし、それを検証できるだけのデータがないというのが現実である。

なお、2025 年度入学者選抜においては、3 月 19 日現在での入学手続完了者数が日本文化学科 103 名、国際コミュニケーション学科 128 名、英語コミュニケーション学科 54 名、学部計は入学定員 355 名に対し 285 名となり、2025 年度の学部全体の学生数は収容定員 1,440 名に対し 1604 名となる見込みである。

<国際文化交流研究科>

大学院については、何よりも国際文化交流学部の学生に大学院進学への意識づけを行っ

点検・評価報告書 様式

ていく必要がある。中央教育審議会大学分科会が2023年12月に出した「人文科学・社会科学系における大学院教育振興方策について（審議まとめ）」（3頁）によれば、学部学生における大学院進学に関する意識調査から次のことがわかっている。

- 人文科学・社会科学系の学生は理学・工学・農学系の学生と比較して大学院進学希望者の割合が低く、また「進学するつもりがない」と回答した学生のうち、そもそも大学院に関心がない者や、大学院でどのような教育研究が行われているか分からないと感じている者が過半数となっている。
- 大学院での教育研究のイメージとして、ほとんどの人文科学・社会科学系の学生は、大学院に進学すると専門的な知識や研究能力が身に付くと考えているものの、社会で幅広く役立つ能力やスキルが身に付くと考えている学生は半数程度にとどまっている。
- さらに、キャリアパスや将来のイメージについて、多くの人文科学・社会科学系の学生が大学院は研究者や大学教員志望の人が行くところと考えており、大学院卒は学部卒よりも就職に有利であり、希望する仕事やより高い収入が期待できると考えている学生は少ない。

学部学生には大学院進学に関して様々な誤解があるようである。また、たとえば「大学院は研究者や大学教員志望の人が行くところ」というようなイメージは、とすれば大学教員の側にさえあるだろう。しかし逆に、大学院での学びがどのようなものか、それによって将来の可能性がどのように開けていくのかを丁寧に説明し、こうした誤解を解くことができれば、大学院への進学希望者を増やすことも期待できるだろう。本学のような修士課程のみの大学院は、学部学生に将来のキャリアパスをイメージさせ、（それが何であれ）よりよい人生の可能性を示すことができなければ、学生を確保する見通しが立たない。

それゆえ、たとえば学部などで実施されている総合型選抜は、むしろ大学院の入学選抜に導入することも考えられる。本学においては、入学選抜制度検討委員会のワーキンググループがすでに総合型選抜のプラス面・マイナス面を検討した経緯があるので、それを大学院の入学選抜に適用可能かを再度検討することは難しくないと思われる。入学選抜のプロセスの中で大学院とはどのようなところか、どのような学びをし、どのような能力が身に付くのかを志願者に実感してもらうことができれば、ある程度の将来の展望をもって大学院に入学することができ、さらには専攻と志願者のニーズのミスマッチなども防げるに違いない。

なお、定員管理の努力の結果、2025年度入学選抜においては、最終入学人数が入学定員10名に対し3名となり、研究科全体の学生数は収容定員20名に対し8名となる見込みである。次年度以降も引き続き適正な定員管理の努力が必要である。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学が求める教員像と教員組織の編成方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学が求める教員像と教員組織の編成方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
学習院女子大学教授会規程	(学)学習院規程集
学習院女子大学学則 第9条	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/docs/gakusoku.pdf
シラバス入力依頼文	シラバス入力に際して（お願い）
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）	国際文化交流学部	45	38	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	日本文化学科	18	15			
	国際コミュニケーション学科	21	19			
	英語コミュニケーション学科	6	4			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注2）	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							大学基礎データ（表1）
学部・学科等							

点検・評価報告書 様式

備考：

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条
 注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。
 注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
〇〇学部	専ら従事する教員		●以上					
〇〇学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科 (薬学)	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								

点検・評価報告書 様式

備考:	
根拠資料	

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
国際文化交流研究科修士課程	34	34	34	0	大学基礎データ(表1)
...					

備考:

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
〇〇研究科博士後期課程					大学基礎データ(表1)
△△研究科博士課程					
...					

備考:

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料

備考:

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学ティーチング・アシスタント規程	(学) 学習院規程集

備考:

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学教員の採用に関する規程	(学) 学習院規程集
学習院女子大学教員の昇格に関する規程	(学) 学習院規程集

備考:

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながらかつ協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学は、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげている。

なお、2022年10月の大学設置基準の改正により、大学設置基準第八条第1項において基幹教員が新たに規定されることとなった。しかし、以下では「基幹教員」ではなく「専任教員」という用語によって記述していく。というのも、この改正には経過措置が設けられており、本学国際文化交流学部においては、2026年度（学習院大学との統合後）に正式に基幹教員を規定する予定である。2026年度には専任教員の全員が基幹教員としての条件を満たすものとなる。

①-1 大学が求める教員像・教員組織の編制方針とそれに基づく教員組織

本学は「学習院女子大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を定め、本学が求める教員像、教員組織の編制方針、教員の募集・採用・昇格方針、教員の資質向上方針を、本学ホームページに公開している（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

その中で、求める教員像を「学則及び大学院学則に定める理念・目的と、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成実施方針）、アドミッション・ポリシー（学生受入方針）等の各種方針を理解し、教育者・研究者にふさわしい倫理観、優れた教育力、高度な研究力を有し、本学の人材育成と国際社会の発展に貢献することのできる教員」と明記している。

大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員の数は、（専任教員を基幹教員とみなすならば）大学設置基準を満たし、本学の教育研究、運営の上で支障のない人数は確保している。2024年度の専任教員の数は、国際文化交流学部 45 名、大学院国際文化交流研究科 34 名である。

教員の科目適合性や能力の適切性は、採用時の所属予定学科での予備審査、及び、それに引き続く、教授会選出の選考委員による審査で厳正に判断される（第6章基本情報一覧、規

程集【DVD】「学習院女子大学教員の採用に関する規程」。

国際文化交流学部（学士課程）では、専任教員の採用は、公募を原則としており、学位プログラムを担う学科において予備審査を行い、担当予定科目に対する適合性や研究能力の適切性を検討して3名程度の候補者を推薦し、その候補者について審査委員会が、各候補による模擬講義や講義動画の内容を確認・評価し、さらに面接を通じて、教育に対する姿勢等を審査する。また、非常勤講師については、公募の際（主として英語の非常勤講師の場合）は履歴と採用時の面接によって審査委員会が審査し、紹介の場合（概ね英語以外の非常勤講師の場合）は本学の専任教員または専任教員が信頼を置く紹介者の推薦を受け、各学科（共通科目は教務委員会）が履歴と業績等の予備審査を行い、教授会が最終的に採用の可否を判断する（第6章基本情報一覧、規程集【DVD】「学習院女子大学教員の採用に関する規程」）。

国際文化交流研究科（大学院修士課程）の教員は、大学院学則第6条により本学の教授が担当すると定められている。したがって、大学院の教員の能力と教育に対する姿勢等は本学で教授となる資格を有することによって認められる。例外的に本学の准教授や専任講師が大学院の授業を担当する場合は、研究科委員会において業績や教授能力等を慎重に審議され、担当を認められた教員に限られる。大学院の非常勤講師の能力、教育に対する姿勢等は、紹介者の説明を参考にし、研究科委員会が最終的に採用の可否を判断する（第1章基本情報一覧、大学院学生便覧5頁）。

国際文化交流学部と国際文化交流研究科のいずれも、こうした慎重な審査を通じて、学習成果の達成につながる教育や研究等が行える教員構成を実現している。

各教員の担当科目数や担当授業時間は、週あたり105分授業を5コマ担当することを申し合わせている。この申し合わせは文書化されていないが、新任の専任教員の採用時等に確認事項として伝達するとともに、折々に教授会等で確認している。

一方、本学の場合、授業運営や安全確保の面での負担が大きい実習や海外研修を多く抱え、一部の教員が担当しているため、その意味では一部の教員に負担が偏っていることは否定できない。こうした負担を平準化するため、語学研修等の引率については多くの教員で代替できるよう対策が講じられている。また、年度末に専任教員を対象に「教育研究活動調査」を実施し、過度な負担が生じていないかなどをチェックし、必要に応じて学長並びに学部長が調整を行っている。

以上のように、教員の授業そのものの負担については、それほど過重とは言えないが、その一方で、学務についての教員の負担は決して小さくない。1学部3学科の比較的小規模な大学であり教員組織が小規模のため、大学運営の役職に一定数の教員が就かなければならず、多くの教員が1人で複数の委員を兼ねている。

① - 2 クロスアポイントメントによる教員の任用に関する業務範囲

クロスアポイントメントについては、現在は、他大学等の基幹教員を兼ねる者はいないが、2022年度に1件、クロスアポイントメントによって他機関との業務を兼ねた例があり、その際には、文書により教員の業務範囲を明確に定め、業務状況を適切に把握した（根拠資料6-7）。2026年4月に学習院大学との統合が実現する場合、2029年度まではクロスアポイン

点検・評価報告書 様式

トメントによる教員を任用する予定はないが、2030 年度以降については学校法人学習院及び学習院大学の規程に従って任用することとなる。

①-3 教員と職員との役割分担

職員組織も比較的小規模であるため、教員と職員の意思疎通や有機的・合理的な連携は良好に維持されている。事務運営課の職員もそれぞれに業務の負担が大きいが、事務統括部長および2名の事務運営課長の管理・指導のもと、業務の処理の合理化を図り、適切に業務を遂行している。それにより、教員は教員の職務（教育・研究・学務）に専念できている。その一方で、教員が事務組織と協働しながら学生の指導にあたる教職協働は進んでいない。本学は比較的小規模な大学であることから、教員組織と事務組織の隔たりは少なく、また教育嘱託である副手が教員組織と事務組織の仲介の役割をうまく果たしている面がある。

実際のところ、教職協働に関して、本学の教育活動の中にはその必要性が感じられるものはほとんどない。強いてあげれば、学生の就職活動の指導は事務運営課内のキャリア支援部が主に担当しているが、キャリア教育の面でもう少し専任教員が関与することがあってもよいかもしれない。教職協働はその必要性があって導入されるべきものであり、教職協働を行うために何らかの教育活動を作り出すのは本末転倒であろう。

① - 4 授業の指導補助者

本学にはTAの制度があり、「学習院女子大学ティーチング・アシスタント規程」を定め、本学大学院の学生をTAとして雇用することができるようになっている（規程集【DVD】）。採用にあたっては、学部の各学科又は教務委員会の依頼に基づき、本学大学院に在籍する学生の中から成績優秀者を研究科委員会が選考の上決定している。TAは指導教員及び授業担当教員の指導監督の下に、学部の実習、演習及び講義の教育補助業務に携わっている。しかし、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定めてはおらず、明確な指導計画を文書として作成していない点については今後改善が必要である。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学は教員の募集、採用、承認等を適切に行っている。

②-1 教員の募集、採用、昇任等の適切性

教員の募集、採用、昇格は、基準及び手続に沿って公正性に配慮しながら行っている。

学長の選任及び教員の採用や昇格にあたっては、「学習院女子大学教員の採用に関する規程」により、大学設置基準（以下「設置基準」という。）の第四章の第十三条の二から第十六条の二に基づくこととなっている（第6章基本情報一覧、規程集【DVD】）。

教員の募集、採用については、採用する教員（教授・准教授・専任講師）の要件が「学習院女子大学教員の採用に関する規程」及び「学習院女子大学教員選考基準に関する内規」に、助教の要件については「学習院女子大学助教任用基準に関する内規」に、非常勤講師の採用については「学習院女子大学教員の採用に関する規程」にそれぞれ定められている（規程集【DVD】）。

専任教員の募集は「学習院女子大学教員の採用に関する規程」に基づき、原則として公募で行われる。公募情報は、国立研究開発法人科学技術振興機構が提供するウェブサービスのJREC-IN Portal を通じて一般に公開している。採用の審査は厳正に行われる。所属予定学科の書類選考を経て、教授会で選ばれた専任教員で構成される審査委員会が最終審査を行う。最終審査では審査委員会が、書類選考に残った若干名に対して面接をするとともに、模擬授業（または授業動画の提出）をしてもらい、1名の最終候補者を選考する。審査委員会が採用を提案した最終候補者が教授会での投票によって承認された場合に、学長が決裁して、院長に採用を求める。

非常勤教員の採用にあたっては、専任教員が担当できない科目について、その都度各担当部署（国際文化交流学部は各学科〔学科専門科目〕、教務委員会〔共通科目〕、各資格課程〔資格課程科目〕、大学院は研究科委員会）で採用人事が提案され、運営委員会の承認を経て各担当部署で審議され、その後、運営委員会と教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て、採用が決定される。

昇格に関する手続きは、「学習院女子大学教員の昇格に関する規程」と「学習院女子大学教員の昇格人事における推薦要件及び審査基準に関する内規」、「学習院女子大学教員の昇格の手続に関する内規」に定められている。教授会で選ばれた専任教員で構成される審査委員会が、これらに基づいて昇格候補者の人物及び業績を審査し、昇格が適当か不適当かを教授会に報告する。教授会の投票によってこの報告が承認された場合に、学長が昇格（または昇格不適当）を決定する（規程集【DVD】、根拠資料 6-1、6-2）。

②-2 年齢構成・多様性に配慮した教員配置

本学は専任教員の採用に関して「教員組織の編成方針」を定めており、年齢構成・多様性を配慮した教員採用を行っている。その結果、2024 年度には、次のような教員構成となっている（根拠資料 1-1【ウェブ】、第6章基本情報一覧）。

教員の国際性については、専任教員 45 名のうち外国籍を有する教員は 5 名である。さらに、外国語科目では非常勤講師として多くの外国人が授業を担当している。

専任教員の性別は、男性 23 人、女性 11 人で、男女比はおよそ 2 : 1 となっている。

教員の年齢構成は、41～45 歳が 2 名、46～50 歳が 11 名、51～55 歳が 12 名、56～60 歳が

点検・評価報告書 様式

5名、66～70歳が6名と、40代後半から50代前半にやや集中がみられ、40代前半までの人員が少なくなっている（第2章基本情報一覧）。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげているが、なお検討すべき課題がある。

③-1 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組み

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）の活動を組織的に実施している。「教員編制方針」に示された「教員の資質向上方針」に則り、FD活動を推進するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD委員会」という。）が組織されている。FD委員会には学部長、研究科委員長、教務部長、事務統括部長も参加し、全学的にFD活動を推進している。一方、教育課程を含めた授業運営や学生の教学面に関する検討は、主として教務委員会が行っている。

FD委員会の目的と任務は、「学習院女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に定められ、本学のFD活動を全体的に統括している（規程集【DVD】）。さらに、大学院を含め、科目群に応じて専任教員が「FD部会」と称するグループを作り、各FD部会によって、授業方法の開発及び改善について、より具体的なレベルで検討などを実施している。各FD部会は、年2回程度の会合をもち、問題意識を共有するとともに、そこで話し合われた事柄について議事録を作成し、FD委員会に報告している（根拠資料6-3）。

加えて、2017年度より、事務運営課においてスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の活動も積極的に実施している（根拠資料6-4）。

大学全体のFD・SDへの取り組みとしては、大学院を含め、全教職員を対象として年に数回の講習・研修を実施している。

教員の教育活動の評価については、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は学生に対しても公表している。さらに、教員の教育能力の向上に資するため、アンケート結

点検・評価報告書 様式

果を各教員が有効に利用できるよう、FD 委員会において、適宜、授業評価アンケートの調査項目の見直しや、教員を対象とした授業評価アンケートをふまえた授業改善の調査などを実施し、改善策を検討している。これにより、教員において「シラバスの作成→授業の実施→授業評価アンケート→授業改善」という PDCA サイクルができあがるとともに、大学全体の FD 活動にとって重要なデータの収集が可能となっている。しかし、収集したデータを有効に利用する仕組みがまだ十分でないのは、第 4 章⑤-3 に示した通りである。

このほか、各学科に所属する専任教員で構成される科会や、大学院専任教員で構成される研究科委員会において科目構成、教育内容の検討が恒常的・継続的になされているほか、新任教員（非常勤講師を含む）の採用に際しても、適切な教員構成の在り方や教育指導内容・方法等について検討され、その議論が採用方針に反映されている。また、国際コミュニケーション学科では、国際化推進のための FD 活動の一環として、教育能力向上のための海外視察派遣事業を実施した（根拠資料 6-5）。

③-2 教員の研究活動、社会活動等の諸活動の活性化や資質向上に向けた組織的取り組み

教員の研究活動、社会活動等の諸活動の活性化や資質向上に向けた組織的取り組みについては、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図るため、中期計画 実施計画（研-B）「学際研究の推進と若手・中堅研究者への支援」の一環として、学際研究および若手・中堅研究者への支援が行われている。支援は学内の公募により優れた研究計画に対して、選考の上で研究費を助成するものである。学際研究には年間 200 万円の研究費を 4 年間交付する。若手・中堅研究者支援では年間 80 万円の研究費を 2 年間にわたり交付する。その実施成果については、報告会が催され、研究者としての資質向上の促進が図られている（根拠資料 6-6）。

また、第 2 章①-3 でも触れたが、本学には特別研究費という制度があり、総額 400 万円を年間予算としている。研究課題を学内の専任教員に対して公募し、申請された研究計画を審査して、共同研究は上限 100 万円、個人研究は上限 50 万円を研究費として支給している（規程集【DVD】「学習院女子大学特別研究費取扱要領」）。

③-3 教員の業績を評価する仕組み

教員の業績については調査によって適切に把握しているものの、昇格審査時を除いて、それらを実評価する明確な基準や具体的仕組みの構築はなされていない。理由は、多様な専門分野の教員がいる本学では、教員が相互に研究内容を評価することが難しいからである。さらに、どの教員も複数の学内委員を兼務し、相互の業績の評価のために時間を割けない事情もある。自然科学系の教員の割合が小さく、人文・社会科学系の教員が多いことから、その研究成果を引用件数などのインパクトファクターで評価することも難しいのが実情である。したがって、研究活動、社会活動等の評価が的確に行われていないため、それらの成果を発展的に活用していくこともできていない。もちろん、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価の基準と仕組みを整備する必要性は全学的に共有されており、大学全体としてこ

の課題に取り組んでいく必要がある。

③-4 指導補助者の研修、指導等

国際文化交流学部の授業補助者として、大学院国際文化交流研究科の学生からTAを採用することがある。TAを採用する際の研修等については、TAの採用事例が少ないため、特に定めはないが、採用教員とTAとの間で、指導案の検討や役割分担に関する指導や打ち合わせが行われている。国際文化交流学部では、TAはあくまで授業担当教員が授業をしている教室で、教員が学生を指導する際の補助を担当するものであり、授業担当教員がいないところで論文指導等の学生の指導はしていない。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいるが、取り組み自体は体系的とは言えず、仕組みとして十分に構築されていない。

④-1 教員組織に関わる事項の定期的な点検・評価

教員組織に関わる、適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的点検・評価については、教員組織の編制に関する基本方針は示されているものの、そのための具体的な仕組みが確立されておらず、教員組織に関わる定期的な点検・評価の具体的な方策を文書等で明確化するといった取り組みが必要である。教員の教育活動、研究活動、社会活動等についても、評価の基準と仕組みがないため、これらの点検・評価が不定期かつ曖昧なものとなっている点は否めない。

ただし、教員採用の際の公募要件の決定プロセスと、昇格人事の際の昇格要件に関する審査によって、教員組織の適切性に関する実質的な点検・評価の機会そのものは、担保されている。

教員採用の際の公募要件の決定プロセスについては以下の通りである。本学では、学位プログラムの観点から授業運営や学生指導を含めた高等教育としての質保証を第一の条件に、候補者の専門分野を明示し、担当予定の科目、予定される職位等を明示して公募を行っている。具体的な公募条件は、採用予定学科の科会において当該学科の教員組織の中長期的見通しを踏まえて素案が策定され、それを全学的な観点から運営委員会及び教授会で審議する。公募である以上、公募条件として年齢・性別・国籍等において差別を行わないことが前提と

点検・評価報告書 様式

なるため、応募してくる候補者が必ずしも本学の意図には合致しない場合もあるが、そうした場合でも、その都度、本学の教員組織の現状をふまえ、より適切な教員組織になるよう配慮をしながら、候補者の専門分野、履歴や研究業績から読み取れる能力、面接・模擬授業から推察される教員としての適格性を最大限考慮し、教員を採用している。したがって、教員の採用を行うたびに、教員組織の適切性が実質的には点検・評価されていると言ってよいだろう。

昇格人事の際の昇格要件に関する審査については、専任講師から准教授、准教授から教授への昇格にあたって、対象者の研究業績に関する適正な審査（場合によっては外部者審査を行う）とともに、学内外での教育活動、研究活動、社会活動についての一定の基準を設け、それらを昇格の要件としており、教員組織の適切性に関する点検・評価の機会となっている。

④-2 点検・評価の結果を活用した、教員組織に関わる事項の改善・向上の取り組み

教員組織の適切性についてさらに能動的に点検・評価し、継続的に改善を行うには、定期的・恒常的な点検・評価・改善のためのプロセスを確立する必要がある。長期的展望に立った教員採用方針の確立も重要な課題であり、これについては、中期計画（実施計画B「教員採用における中期的な戦略視点の確保」）として採用計画を立案する予定であったが、学習院大学との統合の計画により同一性の保持が必要となり、カリキュラムと教員構成が固定されることとなったため、現時点でこの実施計画は凍結されている。さらに、教員組織のパフォーマンスを発揮・向上させるには、組織的改善だけではなく、教員の諸活動に関する評価の基準と仕組みを確立することも重要であり、教員の諸活動を適正に評価する基準と仕組みの導入も検討課題である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、小規模かつ、学際的テーマを扱う教育内容を重視する大学であるため、常に、全学的な教育内容構成の検討・調整が要求される。そのため、各専門分野を少数の専任教員で支えつつ、教育研究活動の質を高く維持するには、常に全体的カリキュラム構成を見直し、必要とされる教育研究能力の高い教員を公正かつ適切に採用する必要があり、専任教員の採用は原則として公募によってなされている。この結果、様々な分野で高い能力を持つ専任教員による専門領域に閉ざされない学際的な教育や共同研究が可能となり、教育指導の在り方や内容に関する改善についても柔軟に対応できている。このことは、学際的視野を養うことを重視している本学の理念に基づいた学生の学習成果の達成につながる教育の実現を可能にし、さらに大学として目指す研究上の成果にもつなげられている。

しかし、こうした改善に向けた活動は必ずしも仕組みとして十分に確立されているわけではなく、その都度の状況に左右されながら、その中で最善の努力をするという形になっている。自己点検・評価を教員組織の改善につなげられる仕組みの構築が必要である。

また、学習院大学との統合計画において同一性の確保が求められていることから、退職予定の教員と同じ専門分野の教員を採用せざるを得ず、現時点では中期的な採用計画を立てることが困難となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

FD・SD の活動を通じて、教員の教育研究能力の向上や職員の業務能力の向上への取り組みが図られているものの、教員及び教員組織については、特に、教員の教育活動、研究活動、社会活動等を点検・評価するための基準と仕組みを整備するといった重要課題が残されている。学習院大学との統合が計画されており、同一性の保持が求められているとはいえ、教育改善は許容されることから、国際文化交流学部・国際文化交流研究科としてできるかぎりの改善・向上の努力は続けていきたい。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
備考：	

第7章 学生支援（本文）

評定：(S)・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、職員と教員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

本学は学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施している。

①- 1 学生支援に関する方針に基づく学生支援体制

本学は、修学支援・生活支援・キャリア支援の3つの領域に整理して「学生支援に関する方針」を定め、本学ウェブサイト上において公表している（第7章基本情報一覧）。それぞれの内容は次の通りである。

修学支援

学生一人ひとりが学習に専念でき、幅広い教養と高度な専門知識を養うことができるよう、初年次教育やラーニングサポート、キャリア教育の充実を図り、エンロールメント・マネジメントを推進します。

生活支援

学生の心身の健康を維持し、また経済的に安定した学生生活を送ることができるよう支援体制を整備します。

キャリア支援

女性のキャリア構築に関する多種多様な支援の充実を図り、学生・卒業生に対する確かなキャリアサポートを行います。

教員の組織としては、修学支援を担うのは教務委員会、生活支援を担うのは学生委員会となっている。キャリア支援については、それに対応する教員組織がない。事務組織としては、修学支援は教務部、生活支援は学生部、キャリア支援はキャリア支援部が担当している。

修学支援のために学内にラーニングサポートルームを設置している（根拠資料 4-12【ウェブ】）。

保健施設として保健室を設置している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。保健室は学生および教職員の怪我・病気の応急処置のほか、健康診断の実施、産業医による職場（学生にとっては

点検・評価報告書 様式

キャンパス)の巡視、保健・衛生に関する情報の発信などを行っている(根拠資料 7-1【ウェブ】)。保健室の運営に関して、「学習院衛生委員会規程」に基づいて学内に衛生委員会が組織されている(規程集【DVD】)。

生活相談施設として、学生が心の悩みなどを相談できるカウンセリングルーム(本学では「Come and Talk!」の頭文字をとって「C.A.T.ルーム」(キャットルーム)と呼ばれている)を設置している(根拠資料 7-2【ウェブ】)。カウンセリングルームの運営のために、教員とカウンセラーで構成されるカウンセリングルーム運営委員会が組織されている(規程集【DVD】「学習院女子大学カウンセリングルーム規程」)。

修学支援、生活支援、キャリア支援に関して必要な体制が整っている。ただし、キャリア支援に関して教員の関与がほとんどない点は、第6章の現状分析①-3で触れた通りである。

①-2 学生支援のスタッフ

各種の学生支援には、専門的な知識・能力を有するスタッフを配置している。

ラーニングサポートルームのスタッフは、外部委託により授業開講時期にアカデミックアドバイザー1名が常駐している。保健室には看護師資格を有する職員が常駐し、内科医と精神科医が定期的に来室して健康相談に応じている。カウンセリングルームには臨床心理士・公認心理士の資格を持つカウンセラーを配置している。キャリア支援部には、国家資格キャリアコンサルタントを有した職員を配置している。

①-3 学生支援に関する情報の提供、支援の利用しやすさ

学生支援に関する情報は、本学ウェブサイト、G-Port、学内掲示によって、積極的に学生に向けて発信している。また支援は学生の利用しやすさに配慮している。

本学独自の奨学金および日本学生支援機構・地方公共団体等による奨学金の情報は、本学ウェブサイトと学生便覧にまとめて掲載されており、詳細や規程などを確認できるようになっている。さらに『奨学金の手引』という冊子を準備し、主な奨学金の概要、採用までのスケジュール、申請基準および申請に必要な書類について、1冊に分かりやすくまとめて情報提供している(根拠資料 7-3【ウェブ】、7-4)。

保健室の開室時間や学校医来室時間および連絡先は、保健室前の掲示板に表示されているほか、本学ウェブサイト上でも確認できる。カウンセリングルームの利用方法に関しては、ウェブサイト上で公開すると同時に、カウンセリングルーム前の掲示板に表示し、さらに学内随所にチラシを置き、利用方法を案内している。対面相談のほかにも、オンライン、メール、電話での相談が利用できる。またウェブサイトからメンタルヘルスに係る公的な情報サイト・相談窓口等につながるリンクも紹介されている。新入生に対しては、4月1日からカウンセリングルームガイダンス動画を配信し、全学的な新入生歓迎イベント「雅祭」でも、カウンセリングルーム紹介掲示を行っている。9月には2~4年生を対象に、秋学期ガイダンス動画を配信している。その他年に数回、それぞれ異なるテーマを取り上げて、「メンタルヘルスワンポイントアドバイス配信」を行っている(根拠資料 7-5)。

図書館では、保健室が選書した保健・健康に関する図書を置くコーナーを設置し、学生が保健・健康に関する情報を入手しやすくしている。

評価項目①-A：修学支援（学習面）

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

①-A-1 学生の能力に応じたサポートの仕組み

本学では、学生たちが十分な学びを得られるよう、学内の学生研究室内にラーニングサポートルームを設置し、学習支援を行っている。学生個々の学習面でのレディネスは多様であるが、どのような学生にとっても、必要な支援が受けられるよう、さまざまな相談に応じている。主な支援の内容は下記の通りである（根拠資料 4-12【ウェブ】）。

- ・ノートテイキングの手法
- ・文献検索サポート（文献の検索 [ネット・図書館]、本の読み方、文献の記録）
- ・ライティングサポート（レポートの構成、序論・本論・結論の書き方）
- ・プレゼンテーションサポート（プレゼン資料の作成、プレゼンの姿勢と話し方）等

相談形式としては、学生と相談員の1対1だけではなく、なるべく気軽に相談できるよう、学生数名のグループの形も受け付けている。また、単に学生からの相談を待つだけでなく、昼休みに、「レポートスキル」、「タイムマネジメント」、「英語発音」等といったさまざまなテーマで各種講座を開くなどの取り組みも実施している（根拠資料 7-6）。

常設のものではないが、「図書館ガイダンス」として、ライティング、卒論のための特別講座を行うなどの取り組みも実施している。図書館でレポートや卒論のための情報を収集する方法を分かりやすくまとめた冊子『じわじわ役立つレポートお助け BOOK』を作成し、「図書館ガイダンス」で配布するほか、本学図書館ウェブサイトからPDF版をダウンロードすることができ、さらに冊子版を図書館や学科事務室前などに配置し、必要とする学生が自由に持ち帰れるようにしている（根拠資料 7-7、7-8【ウェブ】）。

2024年度までは学生の英語学習と就職活動の支援のために、3年次学生（英語コミュニ

点検・評価報告書 様式

ケーション学科は1年次)を対象に、TOEICのスコアを上げるためのオンライン学習システム「TOEIC Official Learning and Preparation Course」(TOEIC OLPC)を導入していた。しかし、TOEICのスコアよりも1年次の英語のスピーキング能力の向上が重要であるとの考えから、2025年度からは希望者に対して外部企業によるオンライン英会話のサービスを紹介することが検討されている。

① -A-2 障がいのある学生や留学生の修学支援

本学においては、「学習院女子大学における身体等に障害のある学生への支援に関する規程」を定め、障害を有する学生に対して合理的配慮に基づく組織的対応を実施している。また対応の一環として、身体に障害を持つ学生に「学習院身体障害者支援給付援助金」を給付している(根拠資料7-9【ウェブ】)。以上の情報は学生便覧にも記載している。

支援の希望の申し出は、必要な場合は入学試験要項の定めに基づいて、入試の前に行われる場合もある。受験生にとって必要と認められた支援は、入学試験当日の試験形態(受験時間の特別措置、点字による受験等)も含めて多面的に行われる。

また、入学後の学習面に関しては、教務部が保健室やカウンセリングルームとの連携により、支援の必要な学生に授業における配慮願の提出を受け付けている。配慮願は身体に障害を持つ学生だけでなく、発達障害やメンタル面での配慮が必要な学生も提出し、合理的配慮を求めることができる。配慮願には、それぞれの学生にとって授業において必要とする配慮等が具体的な事項として明示され、それを当該学生が履修している授業科目の担当者と共有することにより、円滑な学習を可能にしている。配慮や特別措置の具体的内容は、個々の学生に応じたものであるため多岐にわたる。

2024年度には視覚障害(障害の程度:全盲)を持つ学生が1名入学した。この学生が所属する英語コミュニケーション学科においては、在学中に1セメスターの留学が必修であるため、留学先で協定校でもあるカナダのレスブリッジ大学とも連絡をとりながら、受入体制を確認している。全盲の学生は特にハンディが大きいと思われるため、ファカルティ・ディベロップメント委員会がFD研修会「視覚障害学生のキャンパスライフを支える」を開催し、このようなハンディを抱える学生への効果的な支援の方法などにつき、知見を共有した(根拠資料7-10)。教育技術に関すること以外にも幅広いテーマで講習や研修を実施するのが、本学のファカルティ・ディベロップメント活動の特徴である。

困難を抱えている学生の存在に教職員が気づき、支援へとつなげるために、カウンセリングルームがパンフレット『教職員のための発達障害のある学生支援ガイド』を作成し、教職員に配布している。より積極的な支援につなげるために、2024年7月11日にはカウンセリングルームのカウンセラーによる全専任教員向けレクチャー、「配慮が必要な学生への対応について」を実施した(根拠資料7-11、7-12)。

本学は、多くの国・地域からさまざまなバックグラウンドをもつ留学生を受け入れている。留学生に関しては、1年生から他の日本人学生と同様に入学して4年間在学する私費留学生と、本学と協定を結ぶ海外の大学から交換留学生として1~2セメスター在学する協定留学生に大別される。留学生にとっての学習面での最大の困難が言語面にあることは言うに及ばない。私費留学生に関しては入学時に、協定留学生に関しては来日時に日本語のプレ

点検・評価報告書 様式

イスメントテストを行い、3段階の学習到達度に応じたクラス分けを行い、指導を行っている。また、日本語の上達のためには、日本語母語話者との日本語による会話の実践が何よりも重要であるため、日本語の各クラスに日本人学生のボランティアを入れ、語学力向上を図っている。この取り組みは、留学生のみならず、日本人学生にとってもまたとない刺激を同世代の若者から受けるチャンスでもあり、学内の語学学習と相互交流の活発化に寄与している。

留学生支援の主要な窓口として国際交流推進センターがその役割を担っている。留学生にとっては、自分自身の学問的興味、語学力等に応じた履修を組むために専門の職員が個別に対応し、効果的な学習の実現をサポートしている。国際交流推進センターでは、この他に留学生の歓迎会、送別会、留学生の国の話を聞く会などの行事や、留学生対象の日本文化体験等の催しも行っており、留学生と日本人学生双方にとっての有意義な学習の実現をサポートするさまざまな活動を実施している（根拠資料 2-13【ウェブ】）。なお、国際交流推進センターの運営に関して、専任教職員による国際交流推進委員会が設置されている（規程集【DVD】「学習院女子大学国際交流推進センター規程」）。

①-A-3 学習の継続に困難を抱える学生への対応

何らかの困難を抱え学習が順調に進捗していない学生は、授業を欠席しがちとなり、大学から足が遠のく傾向が非常に強い。そのため、このような学生には大学の側から積極的に働きかけていく必要があり、本学は大きく2つの方法で困難を抱える学生を把握している。

その1つは、学期開始時における欠席者調査である。春学期と秋学期の開始後1か月間程度、基礎演習、専門演習、英語演習、外国語演習等、必修科目の担当教員が、開講日数の半分以上を欠席している学生を抽出して学科事務室に報告する。各学科は、名前が挙がってきた一人ひとりの学生と連絡を試み、状況を確認する。連絡がとれなかった学生や自分では解決できない問題を抱えた学生に関しては、教務部から保証人宛に出席状況確認の手紙を送付し、情報共有のうえで問題の解決を図っている（根拠資料 7-13）。

もう1つの方法は、成績不振者の洗い出しと個別の対応である。教務部において、2学期連続でGPAが1.5未満の学生をリストアップし、学部長が当該学生に対し文書をもって連絡を行い、専任教員による個別の指導を受けさせている。また、学部長より保証人宛に「学習状況と成績の改善に関する注意勧告」が送付される。指導対象の学生には「学習状況と成績の改善に関する自己分析報告」を提出させ、成績不振の現状の原因や必要とされる具体的な取り組みなどの意識づけを行っている（学部学生便覧 59 頁）。

① -A-4 ICT機器や通信環境確保等における対応

本学においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、2020年度春学期からオンラインによる遠隔授業を行った。これにともない、キャンパスのたいていの場所でWi-Fiによるインターネット通信が可能となるように学内の無線LAN環境を整備・補強した。同時に、学生の自宅等のパソコン・インターネット環境等の整備のため、全学生を対象として、1人あたり6万円を「学習院女子大学学生支援給付金」として支給した。また個人で大容量の高

点検・評価報告書 様式

速通信環境を短期間で整備することが困難な学生を対象に、モバイル無線 LAN ルーターの無償貸し出しを行った（根拠資料 7-14【ウェブ】、7-15）。

コロナ禍のあけた 2022 年度より、全面的に対面形式で授業が行われるようになり、その後は ICT 機器や通信環境の問題に関して特段の学生対応は行われていない。遠隔授業に関する唯一の例外として海外同時授業があるが、この授業においては、学生は学内の教室で備え付けの PC を使って受講している。

① - A - 5 ICT を利用した遠隔授業に関する学生への対応

本学では ICT を利用した遠隔授業は原則として実施していないため、ICT 機器や通信環境の問題に関して、特段の学生対応は行われていない。しかし、学則上はこうした遠隔授業を実施することが可能となっているため、将来もし遠隔授業を実施することになれば、相応の対応をとる予定である。

評価項目①-B：修学支援（経済面）

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

①-B-1 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援については多くの種類の奨学金等の制度を用意し、複数の方法で学生に対して必要な情報を提供している。

奨学金および学費の減免あるいは延納願いなど、学生の経済的支援に関する事柄は、学生部が取り扱う。日本学生支援機構奨学金・地方公共団体奨学金等の他に、学習院独自の奨学金として、「安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金」、「学習院女子大学学業優秀者給付奨学金」、「高等教育における修学支援新制度」による授業料・入学金の減免・給付型奨学金、「学習院女子大学学費支給給付奨学金」、「学習院女子大学教育ローン金利助成奨学金」など複数の給付型奨学金、無利子で貸与する「学習院女子大学・大学院奨学金」等を提供している。さらに 2023 年度より、首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外の日本国内の高等学校等を卒業した、一般選抜（A 方式・B 方式）による入学希望者を対象として、入学前予約型給付奨学金「やわらぎ奨学金」を創設した。これらの奨学金に関しては、学生便覧に記載するほかに、奨学金掲示板や G-Port で周知している。さらに学内奨学金、日本学生支援機構奨学金、学外奨学金（給付型）の応募を希望する場合の申請スケジュールおよび手続きに関して 1 冊にまとめた小冊子、『奨学金の手引き』を配布している。また企業等の奨学金に関しては、募集があり次第要件を満たす対象学生に案内し、奨学金掲示板や G-Port で周知している。個人で応募を希望する奨学金に推薦状が必要な場合にも、学生部に相談するよう案内している（根拠資料 7-3【ウェブ】、7-4、学部学生便覧 323-335 頁、344-348 頁）。

大規模自然災害の罹災に関しては、本学ウェブサイト上に、「大規模自然災害による罹災世帯の在学生および父母保証人の皆様へ」として、奨学金等の相談に応じること、該当者は

点検・評価報告書 様式

学生部に相談することが案内されている。さらに学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変した学生に対しては、学習院独自の「学習院父母会奨学金」のほか、学生の希望に沿った奨学金を可能な限り紹介している（根拠資料 7-16【ウェブ】、学部学生便覧 342-344 頁）。

研究科に対しても、奨学金については学生委員会で審査、検討を行っている。研究科の学生に対しても、学部学生と同様に、日本学生支援機構奨学金・地方公共団体奨学金等の他に、学習院独自の奨学金として、「安倍能成記念教育基金女子大学大学院奨学金」、「学習院女子大学大学院学業優秀者給付奨学金」、「学習院女子大学大学院研究奨励金」、「学習院女子大学教育ローン金利助成奨学金」など複数の給付型奨学金、無利子で貸与する「学習院女子大学・大学院奨学金」等を提供している（大学院学生便覧 139-140 頁）。

留学生に対する経済的な支援では、国費留学生以外の留学生（主として在留資格が「留学」である学生）に対し、学習院独自の奨学金を準備している。私費留学生に対しては、「学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金」があり、協定留学生に対しては、宿舍費を補助する「学習院女子大学協定留学生宿舍費補助制度」に加えて、協定校との取り決めや出身国の経済状況に応じて、「学習院女子大学協定留学生奨学金」、「学習院女子大学協定留学生招致奨学金」を支給している（学部学生便覧 324-325 頁, 336-342 頁）。

評価項目①-C：生活支援

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

①-C-1 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導や相談を適宜実施している。

学生が健全な学生生活を過ごすために、基礎演習、専門演習、ホームルームの指導教員および学生委員が適宜相談に応じている。傷病など保健に関することおよび精神保健相談に関することは保健室が、とくに心の悩みなどに関することはカウンセリングルームが、それぞれ専門の教職員を置いて相談に応じている。

保健室は定期健康診断のほか、日常生活における身体や心の問題についての健康相談を受け付けている。学校医による健康相談、精神保健相談も実施し、保健室前と校舎前の 2 か所に設置した保健室掲示板で、相談日時を明示している。必要な場合は専門医の医療機関を紹介し、治療につなげている。

さらに本学では、本学学生及び学習院関係者が当面する各種の個人問題についての相談に応じ、有意義な生活を送ることができるよう助力することを目的として、カウンセリングルームを設置している。

①-C-2 学生の孤立化を防止するための措置（学生の交流機会の確保等）

学生の孤立化を防止するために、いくつかの措置を実施し、学生の交流機会の確保に努めている。

まだ人間関係が構築できていない1年生の孤立化を防止するための措置として、4月末にカウンセリングルームが「一人暮らしの新入生のウェルカムパーティー」を開催し、1年生全員が履修する基礎演習を通じて学生に周知している（根拠資料 7-5、7-12）。

留学生に対しては、国際交流推進センターが（1）留学生の学校生活や日常生活を手伝う「学生サポーター」を本学の日本人学生から募集し、協定留学生とペアまたはグループになり、留学生の本学在学期間中を通じてサポートを行う「協定留学生バディ」、（2）留学生の歓迎会や送別会のイベント運営スタッフとなる「イベントスタッフ」、（3）留学生と互いの言語を教え合う「Language Partner」などの活動を行っている。そのほか、新たに来日した留学生を迎え入れる Welcome Party、帰国する留学生を送り出す Farewell Party にも、本学の学生が参加し、「きもの文化部」の協力を得て、ゆかたの着付け体験などの企画が行われた。さらに本学で学ぶ協定留学生に、自分の母国や通っている大学を紹介してもらう「留学生の話を聞こう！」というイベントも定期的で開催している。例年 12 月には、一般社団法人尚友倶楽部助成事業として、「学習院女子大学長杯 留学生日本語スピーチコンテスト」を実施している。そのほか同じく例年実施されている霞会館助成留学生行事として、2023 年度は「群馬バス旅行」、「留学生染物体験教室」を実施した（根拠資料 2-13【ウェブ】）。

評価項目①-D：進路支援

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

①-D-1 進路支援（就職支援、キャリア教育・キャリア形成等）

本学の学部学生及び大学院生への具体的な進路支援はキャリア支援部が担っている。

キャリア支援部が実施している支援の方法は、主に個別面談とセミナーの開講である。実施形態は、対面によるものとオンラインを活用したもの、さらに両者併用のハイブリッドタイプがある（根拠資料 7-17）。

個別面談は、原則として、学生とキャリア支援部職員が1対1で行う。学生は、希望に即して、対面かオンラインを選択できる。キャリア支援部は、面談を通じて、学生が自らのキャリアを選択していく上での不安を取り除く手助けをし、自己理解を促すアシストの役割を果たしている（根拠資料 7-18、7-19）。

他方、セミナーでは、就職活動をする上での実践的な技術を教授する内容から、卒業後のキャリアデザインの意識付けを期待するセミナーまで、多彩なプログラムを提供している。留学希望者には、留学と就職活動を両立させるためのガイダンスを開催している。また、学習院の同窓会組織である桜友会が企画運営する「面接対策セミナー」も実施しており、模擬面接などを通じてきめ細やかな指導が行われている。なお、本学主体のセミナーのプログラ

点検・評価報告書 様式

ムは半期ごとに作成・公表しており、学生はポータルシステムを使って申し込みをする仕組みとなっている（根拠資料 7-20）。

本学卒業生の就職率は、90%台後半の高い就職率を維持している。本学の教育でさまざまな能力を身につけた学生が企業に高く評価されていることはもちろんだが、キャリア支援部の充実した就職支援が高い就職率を支えていると言えよう。

評価項目①-E：その他支援

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

本学では開学時より積極的に課外活動を推奨している。自治の精神に基づいて、学習院の教育理念の達成と会員相互の親睦をはかるため、本院の教職員及び幼稚園から大学までの学生によって、「輔仁会」という組織が構成されており、運動部・文化部などの課外活動は、すべて輔仁会の事業の一端となっている。本学にはその支部の一つである女子大学支部が置かれている。課外活動の費用は、「輔仁会女子大支部費」、「学習院父母会課外活動等助成金」、「学習院課外活動助成金」によって一部を助成している（根拠資料 7-21、7-22）

なお、課外活動の安全性を確保するために、例年夏季休業中に保健室が「救命救急講習会」を開催し、課外活動各代表者 1 名の参加を義務付けている。「救命救急講習会」はコロナ禍のため中断を余儀なくされていたが、2023 年度より 3 年ぶりに再開した（根拠資料 7-23）。

社会・地域貢献活動の一環としてボランティア活動等を行う学生に関しては、「学習院女子大学学生ボランティアに関する内規」（2023 年 4 月 1 日から施行）を定め、活動を推進している（学部学生便覧 357 頁）。また休業期間中に海外で有意義なボランティア活動を行った学生を経済的に支援するため、「学習院女子大学海外ボランティア活動奨励金」を支給している（根拠資料 7-24）。

学修面以外で、「学内外の課外活動に功績を残し、本学の名声を高めた者」、「地域社会に貢献し、本学の名誉となった者」、「本学の発展及び課外活動の活性化に貢献した者」、その他表彰に値すると認められた者は、「学習院女子大学学生表彰」によって顕彰される（学部学生便覧 356-357 頁）。

評価項目①-F：学生の基本的人権の保障

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学生の「教育を受ける権利」を保証するためには、学生がハラスメントのない良好な環境のなかで学習・研究に従事できることが必要不可欠である。大学はその責務として、そのような環境をつくり、維持しなければならない。

学校法人学習院は、法人および法人が運営するすべての学校において、ハラスメントの防止および排除、ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めた「学習院におけるハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント防止規程」という。）を制定している（規程集【DVD】）。

点検・評価報告書 様式

この規程に基づき、本学では「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院女子大学の基本方針」および「学習院女子大学人権問題委員会規程」を定めている。「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院女子大学の基本方針」では、ハラスメントの定義、ハラスメントの成立要件、そして解決手続きが示されている。これらは便覧に掲載されると同時に、本学ウェブサイトにも掲載し、学生に周知している。(根拠資料 7-25【ウェブ】、学部学生便覧 353-355 頁、大学院学生便覧 165-168 頁、規程集【DVD】)

ハラスメントが発生した場合のために、「学生に対するハラスメントの防止等に関する学習院女子大学の基本方針」に基づき全学的に「相談窓口」を設置している。相談員は各学科の専任教員 2 名、カウンセリングルーム職員および事務統括部担当職員で構成され、各学科の相談員は性別が偏らないように男性・女性それぞれ 1 名ずつが教授会で選ばれる。これらハラスメント相談員の氏名および連絡先は毎年度初めに公表され、学生は相談しやすい相談員に直接連絡をとることができる。相談に来た学生のプライバシーの保護が十分に配慮されることも、先の基本方針に明記されている(規程集【DVD】、根拠資料 7-25【ウェブ】、学部学生便覧 308 頁、大学院学生便覧 120 頁)。相談員は、ハラスメントの相談や救済申し立てがあった場合は、直ちに対応を開始し、所定の手続きを通して報告し、人権問題委員会が問題の解決にあたる(根拠資料 7-25【ウェブ】、学部学生便覧 354 頁、大学院学生便覧 166 頁)。

ハラスメントの防止のためには、教職員および学生の意識向上が重要である。学校法人学習院は「ハラスメント防止規程」に従って、定期的にハラスメントに関する研修を実施している(規程集【DVD】、根拠資料 7-26)。他方、FD・SD 活動の一環としてもハラスメント防止のための講習会を実施することがある。2019 年度には「オンライン授業における教員と学生の良好なコミュニケーション」と題する研修会を実施した(根拠資料 2-2、146 頁)。(なお、2021 年度には「教職員間における」ハラスメントを対象とした講習会が行われている(根拠資料 2-2、146 頁))。

しかしながら、学生間のハラスメントに関する啓蒙活動は十分とは言えない。本学は女子大学であることから、学生がハラスメントをする側に立つことをあまり想定していない面がある。学習院大学との統合後は男子学生を受け入れることもあり、今後は学生間のハラスメントの防止についても積極的に啓蒙活動を行っていくことが必要であろう。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では学生支援に関わる状況を点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。ただし、点検・評価は必ずしも定期的とは言えず、実際の制度の運用において問題点等が意識

点検・評価報告書 様式

された場合に、エビデンスの確認と改善を進めている。

②-1 学生支援に関わる事項の点検・評価

学生支援に関わる事項は、教務委員会、学生委員会、国際交流推進委員会、カウンセリンググループ運営委員会などで点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。進路支援に関してはそれに対応する委員会等の教員組織がないが、事務運営課において適切に点検・評価と改善が行われている。

とくに学生の要望に関しては、日常的に各窓口に寄せられる要望を検討し、可能な限り対応しているほか、例年秋に、輔仁会女子大学支部の総務委員会（学生の委員会）と大学側の話し合いの場として、輔仁会女子大学支部協議会を開いている。総務委員会が授業、施設整備、図書館、学生食堂などさまざまなテーマに関する学生の意見や要望をアンケート等で集約し、その結果をもとに提出された要望について学内各部署で検討し、どのような対応が可能かを話し合い、輔仁会女子大学支部長である学長、協議会構成メンバーである学生部長、各学科学生委員が、総務委員会役員と協議し、回答している。協議の結果、改善可能な点については随時改善を行っている。

②-2 点検・評価結果の活用、改善・向上の取組み

学生支援に関わる事項の点検・評価の結果を活用した改善・向上の取組みは積極的に行われている。以下、3つの例をあげる。

(1) 「やわらぎ奨学金」の創設

近年の志願者の減少を経験した本学は、入学者選抜の結果から、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の1都3県）に入学者の大半が集中していることに着目した。たとえば2024年度入学者選抜の結果では、3学科の合計で入学数者516名に対して東京圏出身者が391名であり、割合として75.8%が東京圏出身者となっている。キャンパスにおける多様性を重視する本学の考えに基づけば、学生の出身地が東京圏に過度に偏ることは望ましくない。しかし、本学には地方出身者のための学生寮がないため、地方出身の学生には東京での学生生活の経済的負担が相当大きなものとなる。折しもコロナ禍で世間一般に家計が苦しくなっている事情もあった。

そこで、地方出身の入学者に多少とも経済的な支援をするために、2023年度入学者から、一般選抜（A・B方式）で本学に入学を希望する方を対象にした給付奨学金である「やわらぎ奨学金」の制度を設けた。この奨学金は、本学学部一般選拔出願時期に合わせて申請を受け付けて採用候補者を決定し、本学学部一般選抜を受験・合格して本学に入学後、所定の手続きを行うことで正式に採用される。給付額は1人あたり100万円である。

(2) 就職支援の改善

2022年度からスタートした本学の中期計画において、キャリア支援部として、「エビデンスに基づいたキャリア支援 各種セミナー行事の再編成」という実施計画を立案した。計画

のロードマップでは、中期計画期間中の前半3年（2022年度から2024年度）で現状の検証を行い、後半3年（2025年度から2027年度）で新編成のセミナー実施を計画していたが、コロナ禍の影響や本学の将来計画の進展に伴い、検証と実践のサイクルを短縮し、エビデンスで得られた情報に基づき、改善できることから実践していくこととした（根拠資料 7-27）。

2023年度に学生に対して「キャリア支援セミナーに関するアンケート」を実施した。その結果、学生全体（集団）を対象としたセミナーのニーズが減少し、個別支援のニーズが増加している傾向が明らかになった（根拠資料 7-28）。調査の結果に基づき、それまでセミナーの開講にかけていた労力を個別面談に振り分けることとし、セミナーの開講数については、2022年度の年間130回超を、2023年度は80回程度に絞りこんだ。また、配分時間を90分から60分に短縮して参加しやすさに工夫を行った。内容については、学生アンケートを踏まえつつ、景気動向や所管官庁からの情報等も考慮の上で見直した。他方、個別支援の要望が高いことがわかったことから、個別面談枠のなかで、エントリシートの添削や面接練習についても、実践していくこととした。

また、就職支援についての卒業生の評価も確認している。社会人1年目の卒業生にアンケートを実施して、就職活動をしていた自分（学生）と卒業して実際に社会で働いている自分を比較したうえで就職活動の振り返りを通じて、満足度の確認を行っている。このアンケート結果は、回答者の了解を得て在学生に情報を公開しており、進路に悩む学生への大きな道標になっていると考える（根拠資料 7-29）。

（3）学生食堂の改善

輔仁会女子大学支部協議会では様々な要望が学生から出される。学生食堂に関する要望も多い。学生数が少ない小規模校であるがゆえに実現困難な要望もあるが、学生食堂は学生生活における重要な厚生施設であることから、食事のメニューの改善や自動販売機で販売する商品等に関しては、栄養面なども考慮しつつ食堂業者との意見交換を通じて工夫を続けている。2023年の協議会では、食堂に個人席を設けてほしいという学生の要望に対し、学生部職員から具体的にどのような席をイメージしているのかと質問し、協議の結果、食堂の混雑解消や快適性の向上のため、積極的に実現可能性を検討することとなり、2024年に食堂什器の入れ替えおよびレイアウト変更が行われた（根拠資料 7-30、7-31、7-32）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の学生支援は全体的に充実している。特に就職支援に関しては特筆すべき成果をあげている。面接対策セミナーは、学習院大学のキャリアセンターの主催により、学習院の同窓会組織である桜友会の支援を受けて実施しており、成果をあげている。参加した学生が年代層も職域も違う多くの卒業生から手厚い励ましと支援を受けることとなり、就職活動における自信をもてるだけでなく、縦横に重層的な人間関係を構築することにつながり、人間的にも成長できている。修学支援については、学生一人ひとりに目を向け、学習面では出席状況を把握し、GPAなどの指標も利用しながら、手遅れにならないうちに必要な指導をしている。経済面でも、何種類もの奨学金制度を用意しており、経済的な理由による退学をできるかぎりなくすようにしている。生活支援についても、保健室とカウンセリングルーム

点検・評価報告書 様式

が中心となって学生の健康の維持・増進に努めている。

問題点については、特に大きなものが点検・評価の中で浮かび上がってきてはいない。とはいえ、さらに支援向上の可能性がある点はある。たとえば、進路支援の面で正課のプログラムとの連携が十分とは言えない。現在、正課の授業でキャリア教育に関わるものは、共通科目の「特別総合科目Ⅵ(キャリアデザイン1)」「特別総合科目Ⅶ(キャリアデザイン2)」と、探究的学習とキャリア形成の動機づけを結びつけた「インディペンデント・スタディ(課題研究)」の3科目である。もちろん、個々の教員は学生のキャリア支援などにつながる教育活動を実践しているが、そうした実践が把握され評価される仕組みがない。キャリア支援の面での教育活動を体系化し、点検・評価する仕組みを考え、キャリア支援をさらに充実させていきたい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は女子大学であることから、これまで学生に寄り添い、学習面、生活面、学内外の安全面などにおいて比較的丁寧で、学生に寄り添うような支援を行ってきた。学習院大学との統合が計画されていることから、今後は男女共学の学習院大学の一学部としての支援のあり方が求められる。その際、ジェンダーの平等と衡平を強く意識し、学生の多様性を顧慮しながら、様々な学生支援の制度を設置、運営していかなくてはならない。また、進路支援に教員が関与する重要性について教員間で認識を共有し、キャリア支援を含む教育活動のさらなる発展に向けて検討を続けていく必要がある。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育・研究環境の整備に関する方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
学習院女子大学研究倫理指針	(学) 学習院規程集
学習院女子大学研究倫理審査規程	(学) 学習院規程集
学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する基本方針	(学) 学習院規程集
学習院女子大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程	(学) 学習院規程集
公的研究費等不正使用等防止策	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/research_rules/
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学は教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備している。

① - 1 学生の学習環境と教員の教育研究環境の整備

本学は「教育・研究環境の整備に関する方針」を定め、「本学の理念・目的（建学の精神）、教育目標（人材育成方針）の実現と、学生・教職員の教育研究能力の更なる高度化・グローバル化に向けて、既存の教育研究環境の適切な維持・管理に加え、本学ならびに学校法人学習院が定める中・長期計画に基づいて計画的に教育研究に関わる施設・設備を整備します」と明記しており、その内容は本学ホームページに公開している（根拠資料 1-1）。

この方針の下、各会議体での議論で浮かび上がった課題を教授会で審議し、その意見を徴して学長が大学としての環境整備の方針を最終決定している。決定された大学の方針のうち、中期的な環境整備については、学校法人学習院と協議の上で法人の中期計画に反映される。一方、短期的な環境整備については、優先順位なども含め学内のコンセンサスを形成した上で、年度ごとの施設・営繕要求という形で法人に予算を要求し、法人との協議の上で次年度の整備計画が確定する。

また、本学のある学習院戸山キャンパスには、学習院女子中等科・高等科も存在するため、キャンパスの環境整備については、女子中等科・高等科と連携したキャンパスプランの策定が必要となる。そのため、学習院の法人全体のキャンパスプランを考える校地校舎等整備委員会の下部組織として、戸山地区施設に関する事項を扱う第4部会が設けられている。校地校舎等整備委員会第4部会の組織運営に関する必要な事項は「校地校舎等整備委員会規程」及び「校地校舎等整備委員会部会規程」に定められている（規程集【DVD】）。

①- 2 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境の整備

(1) ICT関連の教育研究環境の整備

学内のほとんどの教室にはPCとAV機器を備えた教卓、高精細映像が表示可能なプロ

点検・評価報告書 様式

ジェクター、スクリーン、音響設備を備え付け、また、教室の大きさに応じてマイクを備え付けている。教卓の PC は学内ネットワークを通じてインターネットに接続されており、教員は研究室の PC とほぼ同じ環境を教室においても利用することができるようになっている。また、比較的大きな講義用教室には授業のオンライン配信のためのカメラとマイクが用意されている。

また、情報科目の授業などで使用する PC 教室、語学学習を支援する CALL 教室および図書館内に計 9 つのコンピュータ演習室を設置している。学生は、授業が行われてない時間帯であれば 2 号館の情報演習室や CALL 教室の PC を利用することができる。このほか、学生研究室、院生研究室、就職情報室、図書館の各所には PC とプリンターが備えられ、学生は使用ルールの範囲内で自由に使うことができる。

本学の全学生は、学内ネットワークに接続する ID とパスワードを交付され、学内のポータルサイトである G-Port、学習管理システムの WebClass にログインすることができる。教室の PC は学生がプレゼンテーション等を行う際にも利用できる。各 PC は主要なオフィスソフトやコンテンツ制作ソフトが使えるようになっている。学内の多くのエリアとほとんどの教室でインターネットに接続できる無線 LAN が利用できるため、学生は自身の PC やタブレット、スマートフォンでインターネットに接続しながら授業を受けることが可能である。

学内の PC は 4 年ごとに新機種に更新され、恒常的にシステムの刷新が行われるようになっている。学内の情報ネットワーク関連施設・機器・設備は、委託業者によって管理され、概ね良好な状態に保たれている。7 号館には AV 教室があり、カナダのレスブリッジ大学、韓国の誠信女子大学との間で海外同時授業が行われている。

学内の無線 LAN の設備が整えられ、教職員及び学生は eduroam（教育機関・研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現する国際的なネットワークローミング利用の仕組み）の ID とパスワードが配布され、これを利用できる。これにより、校舎、学生食堂、図書館等の主要な施設において、学生・教職員が自分自身の PC、タブレット、スマートフォン等を使って無線 LAN を通じてインターネットにアクセスできるようになっており、学生はインターネットを利用して情報を入手したり、学習・研究に利用したりしている。

大学と学生との連絡等については、G-Port を通じた連絡網と連絡体制が確立されており、学生に対する授業関連情報、教材送付、その他の諸連絡の徹底、教職員においても業務の効率化、電子化、情報共有化、情報伝達、その他の諸連絡等において活用され、効率的な組織運営の促進につながっている。また、WebClass も活用し、主に、レポート提出、出欠確認など教育指導に関連した効率化を図っている。

なお、必要に応じた技術的支援体制については、教員が PC、ネットワーク機器、AV 機器等の利用に際して不明な事柄がある場合に教員をサポートすることを目的として支援組織を設けている。

(2) ICT 以外の教育研究環境の整備

本学の教育の特色の一つをなすものに伝統文化演習科目群があるが、この科目群の教育に不可欠な和室（教室）を、2 号館 3 階に設置している。また、2 号館には、「文化交流ギャラリー」が、4 号館には「第一展示室（常設展示室）」「第二展示室（企画展示室）」「実習

室 1」「実習室 2」があり、学芸員課程の学内での博物館実習のための展示施設・実習準備施設・実習施設として、あるいは、学部ゼミ生による展示会、大学院アートマネジメントプログラムの学生による展示会などに活用されている。このほか 2 号館地階には、放送メディア関連の教育・研究に活用するために、放送設備・放送映像作成の設備を備えた「スタジオ」（防音スタジオ）がある（学部学生便覧 391-402 頁）。

学生・教職員の安全面、障害者等へ配慮し、各施設の自動ドア化、通路等を含む学内のバリアフリー化を進めている。2024 年度現在、全盲の学生が 1 名在籍しているため、学内の各所に点字の文字盤や点字ブロックを設置し、学生が安全で効率的にキャンパスを移動できるようにしている。また図書館に障害学生が専用で利用できる部屋があり、ネットワークの利用が可能な PC を設置しているほか、対面朗読なども可能となっている。現在、こうした対応は対象学生からのヒアリングを踏まえて、合理的配慮の観点から、教務部や学生部が順次行っている。

学生・教職員の安全・健康には十分に配慮している。毎月 1 回、産業医がキャンパス内を巡視し、教場・職場として問題がないかをチェックしている。受動喫煙を防ぐため、キャンパス内全域が禁煙となっている。防災面では、1910 年代初頭に建築された旧近衛騎兵連隊兵舎を使用していた 4 号館の耐震補強工事が 2023 年に終了したことから、新設された新 1 号館を含め、キャンパス内の耐震強化は完了した。また、年 1 回の避難訓練も実施している（根拠資料 8-1）

①-3 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みは適切に行っている。

学生の情報倫理の確立や ICT 利用におけるセキュリティに関しては、共通科目（情報技術科目群）に「情報リテラシー」を設置して、原則として全学生に履修させ、必要な知識を提供して情報倫理の確立を図っている。この授業では情報倫理に関する e-Learning 教材を提供し、履修者に学習させている（根拠資料 8-2）。

また、教職員の情報倫理の確立や ICT 利用におけるセキュリティに関しては、情報セキュリティに関するオンライン講座の受講を定期的に行っている（根拠資料 8-3）。

なお、情報ネットワークの運営は、情報倫理の観点から、下記のような仕組みで適切に行っている。

ネットワークに関する事柄は学校法人学習院が全体で取り組むことになっており、法人の定めた「学校法人学習院情報セキュリティポリシー」に、法人全体の情報セキュリティの基本方針が示されている。また、個人情報の取り扱いについては「学習院特定個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適切な取り扱いに努めている。法人内の各学校でのネットワークの運用については「学習院情報ネットワークシステム運用管理に関する申合せ」が定められており、これに基づいてネットワークシステム管理者に就いた教職員が各学校のネットワークを運用している。事務組織における情報セキュリティの確保については、「学習院事務組織情報処理ネットワークシステム運用規程」が定められており、事務組織はこの規程に従ってネットワークシステムを運用している。ホームページの運用については、「学習院ホームページの開設・運用に関するガイドライン」が定められており、それによって、学校ごと

に適切な情報発信に努めている（規程集【DVD】）。

当然ながら本学も、法人の情報セキュリティ及び適切な情報公開のための方針に従い、セキュリティに最大限配慮して情報ネットワークを運用するとともに、個人情報保護に努めている。情報セキュリティ実施責任者は、「学校法人学習院情報セキュリティポリシー」に基づき、学長が務めている。また、本学のコンピュータネットワークの運営については、「学習院女子大学コンピュータネットワーク委員会規程」の定めによって設置された、コンピュータネットワーク委員会が担っている。本学において ICT の利用が適切に行われているかどうかについても、情報セキュリティ実施責任者である学長の下、基本的にコンピュータネットワーク委員会が点検・評価を行っている（規程集【DVD】）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学は、図書館サービスおよび学術サービスを提供するための体制を整え、それらを適切に機能させている。

② - 1 図書その他の学術情報資料の体系的整備

大学全体の蔵書数は 226,055 冊である（図書及び特殊資料合計。2024 年 3 月 31 日現在）。また学術雑誌 78 タイトルを所蔵している。電子ブック、電子ジャーナル、データベースなどの電子資料については、利用可能な電子ブックは 3,524 タイトル、電子ジャーナルは 10,911 タイトル、データベース契約数は 32 となっている。学生・教員はディスカバリーサービス（EBSCO 社の EDS）を利用して、図書館所蔵の紙媒体と電子資料を一括で検索可能である。また、電子資料は学内からの利用だけではなく学外からのリモートアクセスを可能とするためのソフトウェア RemoteXs を導入しており、学外からのアクセスも可能である。

このように紙媒体と電子資料の学術情報資料を体系的に整備するだけでなく、学術情報資料を利用する際に必要となるソフトウェアも積極的に導入し学生・教員へ提供している。

また、同一法人内の学習院大学図書館や法学部・経済学部図書センター・理学部図書室の資料については週に 3 回取り寄せ便が運行されているほか、文学部各科図書室や附置研究施設の図書室は直接来館しての利用が可能となっており、必要十分な学術情報資料が整備されている。

上記に加えて、これまで学習院女子大学図書館として他大学図書館との協力関係を積極

点検・評価報告書 様式

的に構築してきた。まず同一法人内の学習院大学とは相互利用が可能であり、学生に便宜をはかっている。他の法人に関しては、通称「f-Campus（5大学単位互換制度）」の枠組のもと、学習院、日本女子、早稲田、立教の各大学と単位互換制度を行っており、図書館についても相互利用ができるよう配慮している。

本学の学生は、このような他大学の図書館の利用も含め、図書館のリソースは十分であり、質・量ともに整備された図書環境の中で学生・教員ともに、研究・学習活動を行うことができていると評価できる（根拠資料 8-4【ウェブ】）。

②-2 専門的な知識を有する職員の配置、図書館の施設環境

図書館には司書資格を有する専任職員が4名（管理職1名、レファレンス2名、整理・総務1名、）アルバイト1名が配属されている。専任職員は図書館勤務経験年数が長く、専門的な知識を有している。レファレンス業務は、主として司書資格を持つ専任職員が担当している。

閲覧業務と整理業務は業務委託であるが、作業従事者に必要な資格として司書資格を求めており、館内のスタッフは専任職員、委託職員に関わらず、全員が司書の有資格者である。専任職員が担当するレファレンス業務では授業内容に沿ったテーマでの図書館ガイダンスも実施している。これについては希望する教員が多く、その内容とともに高い評価を得ている。学生と教員の図書館利用の窓口となる閲覧カウンターについては常時3名体制としており、適切な人員配置であるといえる。

従来からの図書館機能である閲覧室や参考図書室、雑誌室、書庫に加えて、ラーニングコモンス施設（ラーニングスクウェア）、個人キャレル、ディスカッションルーム、リフレッシュルームを備えており、大学図書館として適切な施設環境を整えている。予約制の個人キャレルのうち防音設備も備えたブースは、コロナ禍ではリモート授業に利用され、現在は就職活動のオンライン面接にも利用されている。

PC利用については、全閲覧席にPC電源が設置され、無線LAN環境も整備されている。PCは、PCコーナーに13台設置されているほか、PCロッカー（30台）から学生証を使って貸出手続きを行い、館内のどこでも無線LANを利用して学習できるようにしている。また、館内にある824教室には28台のPCが設置されており、授業時や専任職員による各種図書館ガイダンス実施時以外、学生は一定のルールのもとで自由にPCを利用できる。

図書館内に視覚障害学生のための学習室を設置し、視覚障害学生にとって不利益のない学習環境を整えている。

以上から、図書館の施設環境は十分なものであるといえる（根拠資料 8-4【ウェブ】）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を

十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学は、研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っている。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じている。

③-1 研究に対する支援や条件整備

本学の研究についての基本的考えは、学則第1条に、「国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究める」と示され、研究倫理との関連で「学習院女子大学研究倫理指針」の「1 目的」に「研究者は、真理を探究する重要性が認知され、学問の自由の下で研究活動における自主性が尊重されている一方、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、常に高い倫理性が求められる」と述べられ、「3 研究者の基本姿勢」として、研究者として求められるべき姿勢や倫理観が明確に示されている（規程集【DVD】）。

その前提に立って、以下のような支援、条件整備を通じて、研究活動の促進を図っている。

(1) 研究費の適切な支給

本学では学校法人学習院および本学の定めるルールに従った適正な使用を前提に、すべての専任教員に個人研究費を交付している。また、研究計画を立案して申請し、審査によって選ばれた研究計画を対象に特別研究費を交付する制度もある。

専任教員の研究活動を助成する目的で交付される個人研究費は、年度ごとに教員1人あたり40万円を支給している。個人研究費の取り扱いについては「学習院女子大学個人研究費取扱規程」が定められている（規程集【DVD】）。

特別研究費は、学部、学科および附置教育研究機関（図書館を除く）における学術研究の振興と教育の改革等を目的として交付している。特別研究費には、⑦年間の予算総額400万円の競争的なものと、④前年度に私立大学等経常費補助金特別補助の中の研究所、特色ある教育研究、共同研究および高度化推進特別経費に対する補助金が交付された学術研究に対して交付されるものがある。前者は、年度ごとに交付希望者が研究計画書を作成して学長に提出し、運営委員会での審査を経て、総額400万円の範囲内で交付される。共同研究は100万円、個人研究は50万円が上限となっている（規程集【DVD】「学習院女子大学特別研究費取扱要領」、根拠資料8-5）。

研究成果の公表に関しては、専任教員の学術的著作物の刊行を支援するため、経費の一部を助成する制度を設けている。助成金額は最大100万円である（規程集【DVD】「学習院女子大学研究成果刊行助成規程」）。

このほか、中期計画の実施計画（研-B）「学際研究の推進と若手・中堅研究者への支援」

点検・評価報告書 様式

を実施し、いずれも公募により、学際共同研究については研究経費として年間 200 万円を 4 年間にわたり給付し、若手・中堅研究者への支援では、選考の上で、優れた研究計画に対して、年間 80 万円の研究費を 2 年間にわたり給付している。

個人研究費と特別研究費によって、専任教員の研究の資金面はかなり安定したものとなっている。

(2) 研究室の整備

本学はすべての専任教員に対し、個人研究室を与えている。また、客員研究員室が 2 室、客員教授室が 1 室、名誉教授室 1 室も用意している（2024 年度は学習院大学との統合計画により教員が増員されていることから、客員教授室を個人研究室として使用している）。さらに、大学院生には院生研究室が用意され、すべての大学院生に個人のデスクが与えられている（学部学生便覧 392 頁、397 頁）。

(3) 研究時間の確保

研究時間の確保は、教員の個人的な努力に任されている。教員の授業のノルマはそれほど厳しくないが、授業以外の校務に時間が割かれることも少なくないため、必要な研究時間は確保されるものの、十分とは言いにくい。

研究専念期間を確保するために、本学では国内外長期研究員派遣の制度を設けている。本学に専任として 3 年以上勤務した専任講師以上の職位の専任教員は、学長に研修の計画を申請し、運営委員会及び教授会で認められれば、3 ヶ月以上 1 年以内の長期研修に研究員として派遣される。この制度に関しては、「学習院女子大学国内外長期研究員派遣規程」が定められており、あわせて、より詳細な事柄についての「学習院女子大学国内外長期研究員派遣規程に関する内規」及び「学習院女子大学国内外長期研究員派遣に関する申し合わせ」が定められている（規程集【DVD】）。しかしながら、教員数に余裕がないため、校務に支障が出ない範囲として 1 学期に派遣できる教員数を 3 名以内と定めている。

(4) 専門的な研究支援人材の活用

本学の専任教員の専門分野は幅広く、個別に対応できるだけの人員を配置することが困難である。ただし外部資金の獲得等により、研究費の使用ルールの範囲内で事務作業等を支援するアルバイトを雇用することは可能である。一般的には、外部資金管理の事務は各学科に配置されている教育嘱託の副手が担当し、教員の事務作業の負担を軽減し、研究活動を支えている。なお、科学研究費補助金などの外部資金を申請する書類の作成にあたっては、大学の予算を利用して、外部機関に申請書類についてのアドバイスをもらうサービスを利用できる（根拠資料 8-6）。

(5) 若手研究者育成のための仕組みの整備

本学の大学院国際文化交流研究科は修士課程のみであり、博士課程をもたないため、研究者の養成は主眼としていない。制度化されているのは、大学院修士課程を修了した（またはそれと同等の能力を有する）者を対象とする大学院研究生制度に限られる（大学院学生便覧 53 頁）。

点検・評価報告書 様式

なお、現在は中期計画の実施計画（研－B）「学際研究の推進と若手・中堅研究者への支援」で「若手・中堅研究者」に該当する専任教員に対し、研究計画書の選考により研究費を支給している。

③－2 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程と取り組み

(1) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程

外部からの助成金、補助金等の競争的資金や寄附金の扱いについては、「学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」を定め、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長）、コンプライアンス推進責任者（学部、大学院研究科、附置教育研究機関、附属施設及び事務部門の長）が中心となって、外部から受入れた競争的資金や寄附金を適正に機関管理するようにしている。競争的資金の間接経費については「学習院女子大学における競争的資金に係わる間接経費取扱要領」が定められている。また、この方針を徹底するために、「学習院女子大学における研究費等に係る不正使用の防止等に関する規程」を定めて、不正使用の防止に努めている。更に、研究費等の不正使用をめぐっては、不正な取引に関与した業者についても「学習院女子大学における研究費等に係る不正取引に対する処分方針」を定めている（規程集【DVD】）。

学外の組織や団体から受託を受けて研究を行うケースについては「学習院女子大学受託研究取扱規程」を、専任教員が獲得した学外からの研究助成金を本学が受け入れる場合の取扱いについては「学習院女子大学研究助成金取扱規程」を定めている（規程集【DVD】）。くわえて、民間等外部の機関との共同研究の取り扱いについては、「学習院女子大学民間等外部機関との共同研究取扱規程」を定め、第3条に「当該研究が本学の主体性の下に推進できるものであり、かつ、本学の教育・研究上有意義であり、本学の教育・研究活動に支障をきたすおそれがないことが確認され、学長が受け入れた場合に限り受け入れるものとする。」と明記している（規程集【DVD】）。

さらに研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程も整備している。

法人及び本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持を目的として、法人全体としては「学習院コンプライアンス規程」が、本学としては「学習院女子大学コンプライアンス規程」が定められている（規程集【DVD】）。これらの規程に基づき、研究倫理に関わるものとして「学習院女子大学研究倫理指針」が、実際の研究倫理審査を行う組織と過程に関するものとして「学習院女子大学研究倫理審査規程」が定められている。研究活動における不正行為の防止に関しては「学習院女子大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」が定められている（規程集【DVD】）。

これらの方針及び規程に基づき、研究費等に係る不正使用に関する告発、相談又は情報提供（以下「告発等」という。）を学内外から受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を事務統括部に置いており、研究費等の不正使用の疑いがある場合には、受付窓口で告発等を行うことができる。告発者に一切不利益が生じないことを前提として、告発等があれば早急に調査委員会を設置し、調査等を行って事態の対応にあたることとなっている。

さらに、法人では「学習院公益通報に関する規程」が、本学においては「学習院女子大学公益通報に関する規程」が定められており、公益通報とそれをめぐる相談に対応することと

なっている（規程集【DVD】）。

（2）研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組み

「学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」第9条において、コンプライアンス教育を実施することを定め、これに基づいて教職員および学生を対象に研究倫理や研究活動の不正防止の取り組みを行っている。

教職員に対しては、科学研究費補助金の申請・交付の際に研究支援担当職員から研究費の不正使用の防止に関する説明会を実施している。また、研究倫理に関するオンライン研修をすべての専任教員に実施している（根拠資料 8-7、8-8）。

大学院生に対しても、同様に研究倫理に関するオンライン講習を受講させている（根拠資料 8-9）。

学部学生に対しては、本学は3つの資格課程を除いて専門職を養成する課程ではないため、専門職倫理ないし職業倫理よりも知的財産権や著作権の保護を重視して研究倫理教育を行っている。具体的には、学生便覧に論文・レポートの執筆における注意事項を示し、何が不正行為にあたるかを学生に明示している。くわえて、専任教員（一部非常勤が担当する場合もある）が、1～2年生の必修科目である基礎演習科目群等の授業および日本語表現法の中で、何が不正行為となるのか、なぜその行為は不正とされるのかなどを説明し、その防止に努めている（学部学生便覧 291-294 頁）。

研究倫理に関する学内審査機関も整備している。「学習院女子大学研究倫理審査規程」に従って、運営委員会構成員から学長の指名した委員5名によって学習院女子大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）が組織されている（規程集【DVD】）。「学習院女子大学研究倫理指針」に基づき研究倫理審査が求められる場合には、倫理委員会が研究倫理審査を行う（規程集【DVD】）。

専任教員の専門領域が多岐にわたるため、本学の専任教員だけでは倫理審査の内容について専門的な判断ができないケースも起こりうる。そうした場合には、倫理委員会は学外の専門家に意見を聴取することもできる。倫理審査を受けた者は、審査結果に疑義がある場合には、1回に限り学長に再審査を求めることができる。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

点検・評価報告書 様式

教育研究等環境の適切性については、運営委員会を中心とした本学の内部質保証システムを通じて、根拠に基づく点検・評価が行われており、問題点や成果が上がっている取り組みを把握している。具体的には、各部門が、年度ごとに実施計画及びそれに基づく自己点検・評価の結果としての実施報告書を作成し（実施計画と実施報告は書類として一体化した様式になっている）、自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において全学的な視点からの事業計画、事業報告書原案を作成のうえ、内部質保証推進組織としての運営委員会で審議・承認される。

以下、点検・評価の結果として改善された事項の例をあげておく。

（１）ネットワーク管理の外部委託による教員負担の軽減

以前は学内のネットワークの管理を２名の専任教員が行っていたが、その仕事量は専任教員の授業準備や研究のための時間を圧迫するものであり、２名には大きな負担となっていた。また、２名のうち１名が休職するなどの事情もあった。さらに、コロナ禍でオンライン授業が増え、またコロナ禍が明けてからの対面授業でも ICT を利用した授業が多くなったため、学内ネットワーク、とりわけ無線 LAN の重要性が増し、ネットワークを管理する専任教員の負担がきわめて重くなった。

そこで、2022 年度から開始された中期計画 A の実施計画「(管-A) グローバルで多様性に開かれた学びを支える環境の整備」の 1 項目として「ICT 活用の支援体制及びそれに伴う ICT 関連の企画機能の強化」を掲げた。この計画に沿う形で、専任教員の過重負担を軽減するため、学内ネットワークの維持・管理を外部委託とすることにした(根拠資料 8-10)。

なお、2025 年度以降は、法人の主導により、学校法人学習院全体でネットワークの管理・維持を外部委託にしていくことが決定されている。

（２）図書館サービスの充実

コロナ禍でオンライン授業が増えたこととともない、図書館のオンライン・サービスの充実が重要となった。②-1 で述べたように、図書館はリモートアクセスの環境を整備し、学生が自宅にいてもインターネットを通じて一定程度の学習をすることを可能にした。

中期計画 A の実施計画「(教-E) リベラルアーツ教育の充実に対応する総合的な学習支援体制の構築」においても「図書館のオンライン・サービスの充実」が掲げられ、「図書館の学生向けオンライン・チュートリアルコンテンツの充実を図り自律的な学びを支援する」ことのほか、「図書館で購入する図書の一定割合を電子書籍とし、学外アクセスで利用できる図書を増強し、コロナ禍のような事情でも学習・研究を継続できる環境を整える」こととした。計画では電子書籍購入の割合の目標を「経常図書費の 10%以上」としている。また、図書館内で PC やインターネットを利用しやすくするため、すべての閲覧席のデスクに PC 用の電源を確保した。実施報告にあるとおり、図書館の設備やサービスの充実は、確実に進められている(根拠資料 8-11)。

（３）研究倫理の逸脱や研究活動の不正の防止

本学では研究倫理からの逸脱や研究活動の不正の防止の努力を行い、開学以来、研究活動における不正に関する認知件数は 0 件である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定め、それに基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境はおおむね適切に整備している。また、ネットワーク環境や ICT 機器の整備も十分であり、技術的支援を行う体制も整え、それらの活用も促進している。さらに、学生及び教職員の情報倫理の確立を図るための取り組みも適切に行っている。図書館サービス及び学術情報サービスを提供する体制も備え、機能している。

研究活動に関わる支援、条件整備も適切で、研究活動の促進も図られ、教員に対する研究費の支給も適正に行っており、若手研究者のための研究促進努力も適切である。研究倫理や研究活動の不正防止についても必要な規程を定め、学生も含めて研究倫理の遵守を促す努力も行っている。

教育研究等の環境は上を見ればきりが無い。現時点で、小規模大学なりに比較的充実した環境を整えている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

小規模大学ではあるものの、学校法人学習院の適切な支援を得ながら、本学は教育研究等の環境を概ね適切な状態に保っている。特に、研究における不正と研究費の不正使用の防止やコンプライアンスの面では規程がかなり整備されている。また、図書館は蔵書数や利用可能なデータベース数こそ大規模大学には劣るが、学生に対するサービスは充実している。

一方で、大学運営にあたっては、大学運営のための役職者と学部・学科および研究科の運営のための役職者が別に存在することになるため、専任教員に占める役職者の割合が高くなっている。そのため、様々な委員を役職者以外で担わなければならなくなり、現在の教員数では、教員の学務に費やす時間の割合が多くなりがちである。そのため、会議をなるべくオンラインで実施し、また議事進行の合理化を図るなどして、教職員のワーク・ライフ・バランスを適切に保つとともに、教員の授業準備や研究のための時間を確保することに努めている。今後、学習院大学との統合により、学務が整理され、教員の一人当たりの負担が軽減されれば、研究時間の確保についても改善が見込まれるものと考えている。

第 9 章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献に関する方針	https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、高大連携事業を中心として社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

① - 1 社会連携・社会貢献に関する方針と事業計画

本学は「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、本学ウェブサイトで公表している（根拠資料 1-1）。本学の社会連携・社会貢献はこの方針に基づいて実施している。

小規模大学である本学の人的資源は限られているため、社会連携・社会貢献についても大規模なものは難しく、限定的とならざるを得ない。法人中期計画「学習院 VISION150」では、「社会貢献」に関わる事業計画として、本学から2本の事業計画（事業計画Aに含まれる）が立案されている。一つは「(社-A)新展示室の開室と教育・研究活動の発信」であり、もう一つは「(社-B)『グローバルで多様性に関わった学びの空間』を地域とつなげる」である（第1章基本情報一覧「学習院 VISION150」【ウェブ】9頁）。

実施計画「新展示室の開室と教育・研究活動の発信」は、本学の4号館に新しく開設する2つの展示室を本学教育・研究活動の発信のための新たなハブと位置付けるという計画である。本学の4号館はもともと近衛騎兵連隊の兵舎であった。それを現在、本学の校舎として使用している（また一部は学習院女子中等科・高等科がB館として使用している）が、耐震性に問題があることが判明し、耐震補強工事を実施することになった。教職課程の設置により教員数が増えたため、この工事にともなって、本学では新たに1号館を建設し、教員の研究室の約半分がそちらに移動した。それにより4号館に生じたスペースに、学芸員課程の博物館実習のための施設と2つの展示室を新設した。第一展示室は女子中等科・高等科との共同運営となるもので、この展示室を利用して、戸山キャンパスの歴史と女子教育の歴史の常設展示を実施する計画となっており、現在準備を進めている。戸山キャンパス内に旧近衛騎兵連隊兵舎であった4号館・B館があるだけでなく、戸山地区がもともと尾張藩徳川家の下屋敷であったことから、本学近辺は歴史豊かな土地である（実際、女子中等科・高等科の体育館の新設工事の際には遺跡が発見され、発掘調査が行われた）。そうした地域の歴史性と学習院の女子教育の歴史を展示し、社会に公開することが主要な目的である。第二展示室は本学の専有部分であり、ここでは学芸員課程の実習を通じて様々な展示を行い、広く社会

点検・評価報告書 様式

に学術的成果を還元する（第1章基本情報一覧「令和5年度事業報告書」）。なお、4号館の耐震補強工事が終了したのが2023年9月であり、その後から展示室等の設備・備品を中期計画に従って徐々に整備している状況であり、第一展示室はまだ展示の準備が整っていない。第二展示室については2023年度後半以降、いくつかの展示が行われており、今後はさらに活用していく予定である。

実施計画『『グローバルで多様性に関わった学びの空間』を地域とつなげる』は、2つの活動からなる。「①キャンパスでの活動を地域に開く活動の持続性の強化」では、英国劇団によるシェイクスピア作品の上演、演劇祭の開催、環境教育に関する多様なプログラムの提供などが計画された。「②キャンパスでの活動と地域の課題の接続」では、新宿区との連携協定のもとでの諸活動を継続するとともに、新たに自治体との連携協定を締結することが目指された。

こうした事業計画Aの2つの実施計画のほかに、事業計画Bには「高大連携の一層の推進」があげられている。本学は2022年度に山脇学園高等学校（東京都港区）及び神田女学園高等学校（東京都千代田区）と高大連携協定を結んだ。これらの2校を中心として、大学の知を高等学校（及び中学校）の生徒にわかりやすく伝える出張授業等の取り組みを積極的に行っている。本学では、学習院の幼稚園・初等科・男女中等科・男女高等科の園児・児童・生徒も含め、学外の学校の児童・生徒に対して探究的な学習の一環として多様な学びの機会を提供することも重要な社会貢献の形であると考えている。

① - 2 社会連携・社会貢献に関する取り組み例

現在の中期計画がスタートしたのが2022年度であり、その時点から社会連携・社会貢献についても中期計画の事業計画として実施している。よって、ここでは本学の社会連携・社会貢献の取組みの例として2022年度以降の事例を表9-1にまとめた。

表9-1 本学の社会連携・社会貢献の取組み事例（2022年度以降 2024年度9月末まで）

取組み事例	年度	内容	根拠資料
親子エコサイエンス教室	2022 以降	環境教育センターがテーマを決めて年に数回実施。	9-1
食と農の体験教室	2022 以降	環境教育センターによる親子農業体験。	9-2
高大連携セミナー	2022	高大連携セミナー「ライティングの高大連携を考える」の開催。	9-3
シンポジウム開催	2022	シンポジウム「学際的な「知」が拓く持続可能性～「地域」から考える～」の開催。	9-4
山脇学園と協定締結	2022	山脇学園中学校・高等学校と「高大連携事業に関する協定」を締結。	9-5
神田女学園と協定締結	2022	神田女学園中学校高等学校と「高大連携事業に関する協定」を締結。	9-6
シェイクスピア演劇ワークショップ	2023	「シェイクスピアの名場面：愛のセリフとワークショップ」の開催。	9-7
神田女学園NCLプロジェクトに協力	2023	神田女学園中学校高等学校のNCLプロジェクトに協力し、ワークショップを開催。	9-8

点検・評価報告書 様式

山脇学園の平和教育プログラムに協力	2023	山脇学園中学校・高等学校の平和教育プログラムに協力し、出張授業を実施。	9-9
シェイクスピア劇開催	2024	シェイクスピア劇『ロミオとジュリエット』学習院女子大学公演を実施。	9-10
神田女学園NCLフィールドトリップに協力	2024	神田女学園中学校高等学校NCLフィールドトリップに協力し、授業を提供。	9-11
シンポジウム開催	2024	「海とその環境を感じるシンポジウム」の開催。	9-12
基調講義とワークショップの開催 企画コンテスト	2024	SDGsに関連し、具体的な自治体や企業での取り組みを学び、また地方創生の企画アイデアの提案を行う。福島県南会津町、株式会社電通アドギアと本学との産学官連携プロジェクト。	9-13
山脇学園の平和教育プログラムに協力	2024	山脇学園中学校の平和教育プログラムに協力し、出張授業を実施。	9-9

これらの取り組みは小規模で、広く世間の目に触れるものではないが、本学の評価を確実に高めていると言える。神田女学園のインターネット広報記事からは、本学のワークショップに参加した生徒が本学について肯定的な印象をもっていること、また神田女学園校長の芦澤氏も本学を高く評価していることがうかがえる（根拠資料 9-14）。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組みへとつなげているか。

本学は社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

② - 1 社会連携・社会貢献活動の状況の点検・評価

2022 年度以降、本学の社会連携・社会貢献活動は事業計画A及びBとして実施計画を立て、年度ごとに実施報告を行っている。その過程で、社会連携・社会貢献活動について実質的な点検・評価活動を実施しており、取組み及び課題について適切に把握している。また、法人の中期計画「学習院 VISION150」に組み込まれた事業計画Aの2本の実施計画については、計画内容と進捗状況（事業計画書兼報告書）が法人のウェブサイトで公表されている（第1章基本情報一覧「学習院 VISION150」【ウェブ】）。

本学は、社会連携・社会貢献の点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上を心掛けている。

②-2 点検・評価の結果の活用

小規模大学である本学は、社会連携・社会貢献活動を拡大していく人的・物質的余裕がないのが現状である。そのため、社会連携・社会貢献活動に関する点検・評価は、それらの活動が適切であるか否かを中心に行っており、質的な改善・向上を目指している。

一例をあげれば、山脇学園から依頼される出張授業は、2023 年度から「平和」をテーマとするものとなった。2023 年度は国際政治と安全保障を専門とする教員が中学生に「平和とは何か」を講義した。また国際協力を専門とする教員が日本とルワンダをインターネット回線で結び、かつて大きな内戦があったルワンダの事例をとりあげながら、現地の人々の生の声を日本の高校生に届けた。2024 年度は再び国際政治と安全保障を専門とする教員が核兵器と核軍縮について中学生に講義を行った。こうした授業内容は、国際文化交流学部として貢献できる内容であり、協定高校から依頼されたものとはいえ、本学と先方の高校との間で数回の協議を重ねて内容を精査し決定したものであり、本学の教育が社会に生かされた例だと言えよう。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は小規模ながら社会連携・社会貢献活動を地道に行っている。また、それによって本学に対する評価も着実に高められている。教職員に過度な負担がかからない範囲で、今後も地域に貢献していくことが重要である。

本学の基本方針としては、社会連携・社会貢献活動を事業として計画し、実施計画・実施報告の作成のプロセスのなかで点検・評価することを目指している。しかし、社会連携・社会貢献の活動のすべてが事業計画化されているわけではなく、また出張授業等が実施計画とは無関係に依頼されることもある。そうした事業計画外の活動については点検・評価のプロセスからもれてしまう可能性がある。同様に、教員が個人的に行っている（とはいえ、そこには本学の教員であることが重要な意味をもっている）ような社会連携・社会貢献活動もあり、そうした活動について大学として実態を把握することができていない。

社会連携・社会貢献の活動はどうしても教員個人の努力に負うところが大きい。そうした活動に積極的に関わる教員もいれば、あまり関わらない教員もいる。結果として、社会連携・社会貢献の活動が一部の教員に偏りがちになり、業務として公平に分担されているとはいえず、業務を公平に分担できる仕組みを考えていくべきであろう。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動に関して見えてくる改善点は、大きく2点にまとめられるだろう。第1に、事業計画化されていない社会連携・社会貢献活動を全体的に把握し、それを教員の業務として評価する仕組みの構築である。それがなければ、有益な活動をいくらしても大学内で認められず、教員の評価につながらなくなり、それでは社会連携・社会貢献活動を衰退させてしまい、本学の評価を高めることに結びつかなくなってしまう。第2に、本

点検・評価報告書 様式

学が実施している社会連携・社会貢献活動を効果的に広報していく必要がある。そうでないと、社会連携・社会貢献に関していろいろな活動を行っているにもかかわらず、学外からは何もしていないように受け取られてしまう可能性があり、やはり活動をしている教員の意欲を減退させてしまうことも考えられる。

社会連携・社会貢献は現代の大学が担う義務であり、それゆえに「やりたい人だけがやればいい」ような活動ではもはやあり得ない。大学全体として、社会連携・社会貢献を推進していく必要がある、そのためには社会連携・社会貢献を大学全体の事業として位置づけ、業務として公平に配分し、公正に評価するような組織的に対応できる仕組みの構築が不可欠である。その意味では、社会連携・社会貢献活動をできる限り事業計画化していくことが重要だろう。そして、社会連携・社会貢献活動が公平に配分され、公正に評価されているかを点検・評価していくことが必要となり、大学がそのための評価の視点をもっているかが問われることになる。残念ながら、本学はまだその点で不十分である。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	中期計画（実施計画 A・B） 基本方針	事業報告書（2022～2024 年度） https://www.gwc.gakushuin.ac.jp/about/basic_policy.html
学長選出・罷免に関する規程	学習院女子大学学長選任規程	(学)学習院規程集
役職者の職務権限に関する規程	学習院女子大学役職規程	(学)学習院規程集
教授会規程	学習院女子大学教授会規程	(学)学習院規程集
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人学習院役員等名簿	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/assets/include/pdf/yakuin.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学習院女子大学学長選挙規程	(学)学習院規程集
職員採用規程	学習院就業規則 学習院職員人事規則	(学)学習院規程集
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	(学) 学習院事業報告書 独立監査法人の監査報告書	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kikaku/pdf/houkoku05.pdf
事業報告書	(学) 学習院事業報告書	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kikaku/operation.html
備考：		

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営 (本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学は大学運営に関する方針に基づき、所要の役職と適切な組織を設け、それらの権限等を明示している。また、それに基づいて適切に大学を運営している。さらに、大学を設置・管理する法人の運営も適切である。

① - 1 大学運営に関する方針の教職員間での共有

本学は、学則第 1 条に規定する本学の理念に基づいて、大学運営に必要な各種の方針を定め、「基本方針」として本学ウェブサイトに掲載している（根拠資料 1-1【ウェブ】）。また、「基本方針」に従って、運営に必要な教育・研究組織及び事務組織を設け、学則上に明記している。学生には、学則、履修規定を含む関連諸規程、学生生活のルール等を掲載した「学生便覧」を毎年度交付することによって、必要な情報を提供している。

① - 2 明文化された規程に従った大学運営、役職者の職務と権限の明確化

本学は「学習院女子大学役職規程」を定め、学長以下の各役職の職務と権限をそこに明記している（規程集【DVD】）。また、それぞれの役職について選任規程を定め、役職者の選任にあたってはそれらの規程を必ず参照することとしている。

大学運営を担っていく上で必要な意思決定は、各組織の権限範囲について、「女子大学会議日程表」に基づく定期（議題によっては臨時）の会議体で必要な審議を行っている（根拠資料 10-1）。また、各組織において取り扱われた事項のうち、大学を運営する上で総合的に扱うべき事項については、「学習院女子大学内部質保証規程」に基づき、内部質保証推進組織である「運営委員会」において、各組織の意思決定の適切性を検証する目的で、事前もし

点検・評価報告書 様式

くは事後において審議等を行っている（規程集【DVD】）。運営委員会での議事の内容は議事概要としてまとめられ、学内ではいつでも参照・確認できるようになっている。

運営委員会は、学長が委員長を務め、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を基底とした毎年度の事業計画・事業報告の点検・評価を通じ、カリキュラムをはじめとする教育活動全体の方針との整合性をチェックし、それぞれの方針の実質化を図る役割を担っている。原則的には毎週1回の開催で、議題の即時性が保たれるよう予定が組まれている（規程集【DVD】「学習院女子大学運営委員会規程」）。

学則第9条に基づき、教授会が組織されている。教授会については「学習院女子大学教授会規程」を定め、その第6条に列挙されている事項については教授会での審議を経て学長が決定する（規程集【DVD】）。教授会での議事の内容は議事録としてまとめられ、学内ではいつでも参照・確認できるようになっている。

① - 3 法人の運営、役職者の職務と権限の明確化

学校法人学習院の組織および役職者の権限と責任は、「学校法人学習院校規」に定められているほか、学習院長、専務理事、常務理事などの役職にはそれぞれに選任規程がある（規程集【DVD】「学習院長選任規程」「学習院専務理事選任規程」「学習院常務理事選任規程」）。監事、評議員などについても同様に諸規程が定められている。また、法人事務組織に関しては、「学校法人学習院事務規程」と「学校法人事務分掌規程」が定められている。法人の運営はこれらの諸規程に基づき、公正かつ適切に行われている（規程集【DVD】）。

2022年度からは、法人全体で、ガバナンスの強化のために、「学習院ガバナンス・コード」を適用することが学習院理事会において決定され、ガバナンスの状態を確認する作業が始まった。「学習院ガバナンス・コード」は、一般社団法人日本私立大学連盟が定め公表する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠する形で、2022年4月1日付で制定、現在は2023年4月1日付改定のコードを使用している。毎年度、教授会を通じて学内の各部門に対して遵守状況の点検を依頼し結果を法人に提出、最終的には、学習院理事会において審議が行われている。各年度における順守状況の結果は、本院のウェブサイトに掲載し公表している（根拠資料10-2【ウェブ】）。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

法人および本学は予算編成と予算執行を適切に行っている。

② - 1 予算編成と予算執行の適切性と透明性

(1) 法人

予算の編成については、「学校法人学習院校規」第36条で「予算及び事業計画は、毎会計年度開始前、院長が編成し、理事会の議を経なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。」と定められている。このことを踏まえて、予算編成及び予算統制の全般的なルールについては、法人全体として「学習院経理規程」「予算統制実施要領」で定められている（規程集【DVD】）。また、具体的な予算要求については、毎年度策定される「予算編成方針」、目的別予算制度を柱とする予算要求のルールを定めた「予算要求要項」、見積り合わせや調達のための契約・承認等を定めた「経理規程取扱細則」「物品および固定資産等調達細則」に基づき適切に行われている（規程集【DVD】、根拠資料 10-3、10-4）。

最終的には、本学の予算案が法人全体の予算案に組み込まれた形で、「科長会議」の審議・承認及び評議員会への諮問を経て、理事会で決定される。

予算執行にあたっては、学校法人会計基準を踏まえ、法人全体のルールである「学習院経理規程」「予算統制実施要領」「物品および固定資産等調達細則」「備品および用品に関する取扱内規」、及び法人財務部が配付している「財務会計マニュアル」に基づき、適切に執行している。また、年度初めには、法人の財務部及び施設部が、各部門の経理業務担当者を集めて予算執行にあたっての留意点等を説明する予算説明会を開催しており、適切な執行の徹底と最大限の経費節減努力を要請している（規程集【DVD】、根拠資料 10-5）。

予算執行のプロセスとしては、各部門で支払申請書を起票し当該部門の所属長決裁を受け、用品・備品は施設部、旅費は人事部での確認を経て、最終的に財務部で確認を行い執行している。また、期中の計画変更等、特に金額の大きな案件については、補正予算を組み、理事会の議を経なければならないため、適切性・透明性を確保している。執行状況についても、内部監査室に全部門の閲覧権限を付与し、いつでも確認できる状況を構築しており、第三者による確認としては、監査法人による法定監査、消費税の観点から税理士による確認により、透明性を確保している。なお、主な予算執行については、法人ウェブサイトの情報公開の頁において、各年度の主だった予算執行の内容や金額、収支状況を記載した「決算の概要」を公開している（根拠資料 10-6【ウェブ】）。

(2) 学習院女子大学

予算は、人件費・物件費・施設営繕費・中期計画予算・その他事業推進予算等に区分され、前年度の7月に予算編成方針が学習院理事会で承認されたのち、法人の各予算管理部門（人件費は人事部、物件費は財務部、施設営繕費は施設部、その他推進予算は総合企画部）に対し予算要求を行う。その後、必要に応じて各予算管理部門からのヒアリングを経て凡そ1月ごろに予算査定結果が通知される。なお、本学は予め4月に、各予算別の要求スケジュールを運営委員会で示し、学内の各組織が事業推進に必要な予算を計画的に要求するよう求めている。各予算の中でも、中期計画推進予算は、6年間の総額が中期計画スタート時点から定められており、最も計画的な推進が可能な予算である。本学が策定した10本の中期計画についても、推進責任者が所属する組織等で計画が立てられ審議されたものが運営委員会に上程される。運営委員会は、各計画に対する内容について、費用対効果の観点も含めて見積内容の妥当性を確認すると共に、コストの見落としが無い、実効性に無理はないか等を

点検・評価報告書 様式

内部質保証推進組織として確認しており、予算編成における適切性を確保している（根拠資料 10-7）。

予算執行については、「学習院経理規程」、「経理規程取扱細則」、「物品および固定資産等調達細則」等の規程に従い、予算査定金額に基づいた伝票起票によって可能となる。物品等検収後に証憑類と共に提出された伝票は、決裁権者が確認印を押して各法人予算管理部門に提出し、更に法人内管理部門責任者の決裁を経て、支払いが完了する仕組みであり、この決裁ルートの過程で例えば勘定科目の間違い等もチェックされ、適切な決算に導かれていく仕組みである（規程集【DVD】）。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・ 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・ 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・ 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・ 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

学校法人学習院および本学は、運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他の大学運営に必要な組織を設け、人員を配置している。また、組織は適切に機能している。

③-1 法人および大学の運営のための人員配置の適切性

大学の運営としては、学長が教授会を招集して議長となり、「学習院女子大学教授会規程」に規定の各事項について構成員に意見を徴し、必要な決定を行っている。教育研究活動支援の面では、教務部が正課に関する支援を、学生部が正課外活動や生活支援を、国際交流推進センターが留学や国際交流活動の支援を担い、情報メディア等の提供は女子大学図書館がそれぞれ分担して業務を担っている。他に、教員の外部研究資金の獲得や執行の支援、学生の就職や進学などの進路支援等の業務があり、これらの業務に、事務運営課の職員を適正数配置し、業務運営にあたっている。

また、学生の健康管理を担う保健室には看護師資格を有する職員を、メンタルヘルスを扱うカウンセリングルームには臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し専門性に基づく学生支援を行っている。各組織には全て教員もしくは事務の管理職が置かれ、責任体制が明確になっている。

点検・評価報告書 様式

③-2 教職協働

本学は小規模なキャンパスであることから、教員の研究室と事務部門とが比較的近くに置かれている。そのため、教員と職員の連携が図りやすくなっており、大学運営が円滑かつ効果的に行われている。

各組織が相互連携によって総合力を向上させるためには、教職協働することが望ましく、これまでも教員と職員は連携を図ってきているが、さらに協働を発展させる余地もある。たとえば、学生の就職支援においては、キャリア教育と就職支援業務を結びつけるような教職協働を考えることもできるだろう。とはいえ現時点では、今以上の教職協働を要する事項が各会議体で発議されることはない。

③-3 専門的な知識及び技能を要する職員の育成、配置

本学の職員の採用は、「学習院職員人事規則」に基づき法人人事部が行い、「職員異動配置規程」に基づく職員配置計画によって、毎年度の入れ替えを含め本学の運営に必要な人数が配置されている（規程集【DVD】）。職員の業務分担については、職員の人事異動結果をもって事務統括部長と事務運営課長との合議で決定している。職員の評価については、目標管理を用いた面談を通じて育成指導を行いながら、年度末近くに「職員自己申告規程」に基づいて、職員より直属の管理職に対して自己申告書を提出させたうえで、「職員人事考課規程」に基づいた業務評価を行っている。更に、「職員職能資格規程」に従い、「職員昇格運用基準」に照合して、昇格推薦を行っている（規程集【DVD】）。

③-4 専門的な知識及び技能を要する職員の育成と配置、スタッフ・ディベロップメント活動

職員の質的向上に欠かせないSDについては、法人人事部が「職員研修規程」に則って公表される「職員研修計画」と本学独自のSD研修とで構成される（規程集【DVD】、根拠資料10-8）。前者については、資格階層別研修、通信教育、職員高度化支援プログラム等のメニューが充実している上、受講料補助制度等も完備している（根拠資料10-9）。後者については、2024年度は、全盲学生の入学を契機に、「視覚障害学生のキャンパスライフを支える」と題して、特別支援学校の先生を講師にお招きしFDとの合同開催を行った。また、SD単独として「大学生の自殺を防ぐ—教職員にできること—」というテーマで、オンデマンド講習を義務付けた。2023年度以前の開催内容については、資料を参照されたい（根拠資料6-4）。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容

点検・評価報告書 様式

で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

④-1 監事監査

大学運営の状況を確認する機会としては、初めに、「学習院内部監査規程」に基づく、業務監査と会計監査が挙げられる（規程集【DVD】）。本院の内部監査室が、毎年の監査項目を設定し、定期的な点検・評価を行っている。業務監査については、大学長が、監事より、文書での質問・回答に加えて、対面による監査を受けている。

④-2 大学運営に係る事項の点検・評価

学内的な確認状況としては、残念ながら定期的かつ制度的な点検・評価体制は整えられていない。これは、大学運営上の課題が発生した際は、その都度、運営委員会で即時的に検討する場があったからに他ならない。例えば、2021年度末に、志願者数の減少が大きな課題となった時点で、翌月の2022年4月には運営委員会のなかに、「入学者選抜制度検討委員会」が設置され、ロードマップに従って具体的な対応にあたった事例などが挙げられ、組織の小ささが、機動性に貢献した好例とも言える（根拠資料10-10）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学運営の点検・評価活動を振り返ると、日常的にPDCAの活動が実践されている。しかしながら、それを定期的に行うように規程等を定めて明文化・制度化していないという点において、不十分さを否めない。制度化していないことから、当座の課題に対して解決策につながるがあったとしても、次への継承が十分とはいかず、改善を牽引していく責任者も明確にできていないということにつながるところがある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営の点検・評価の仕組みについて、規程等を定めて明文化・制度化することが必要である。但し、2026年度に予定している本学と学習院大学との統合計画に伴い、統合時点から学習院大学の自己点検・評価活動が適用になるため、本学独自の制度ではなく、統合先

点検・評価報告書 様式

の質保証の仕組みに適応していかなければならず、覚悟がいることである。

教職協働については、他大学の事例を参考にしながら、本学に相応しい在り方を考えるべきだが、この点についても、学習院大学との統合計画により、学部運営における教職協働のスタイルを出来るだけ早い段階で見出していきたい。大学としてよりも、学部としてのほうが、場合によっては機動性のある協働形態を獲得できる可能性がある。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/zaimu/index.html
財産目録	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/zaimu/index.html
事業報告書	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kikaku/operation.html
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/zaimu/index.html
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査法人の監査報告書（6カ年分）
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評定：S・ A ・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学の財政計画の策定は学校法人学習院が担っている。法人は教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。

①-1 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画の策定

法人として 2027 年の創立 150 周年に向けて、2022 年度から 2027 年度を実施期間とする 6 か年中期計画「学習院 VISION150」を策定した（第 1 章基本情報一覧「学習院 VISION150」【ウェブ】）。これに伴い、当該計画に係る中期計画推進予算（単年度 4 億円、6 年総額 24 億円）を新設し、各学校の分野別（教育・研究・社会貢献・管理運営）目標の達成を推進している。

当該中期計画と併せて中期財政計画を策定し、強固な財政基盤確立のために「中期的な財政基盤」と「単年度の収支」2 つに対する目標を掲げ、前者は将来への蓄えとなる運用資産の視点から積立率（運用資産÷要積立額）80%を、後者は健全な財政状況の指標となる事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入）5%を目指している（第 1 章基本情報一覧「学習院 VISION150」【ウェブ】）。

これらの目標の達成に向けて、①納付金及びその他の収入に対する戦略、②財政状況の維持・改善に向けた支出削減に対する戦略、③教育研究の質向上に向けた ICT 等整備事業に対する戦略の 3 つを基本戦略として財政運営を行っている。また、法人の財務部では、毎年度法人全体の向こう 10 年間の収支見通し（事業活動収支・資金収支）を作成しており、収支バランスを考慮しながら無理のない資金計画を立案している。

①-2 財務関係比率に関する指標または目標の設定

本院では、毎年度決算時に主要な財務指標を算出し、事業報告書に掲載している（第 10 章（2）基本情報一覧）。中期財政計画では、「中期的な財政基盤」の目標として積立率 80%を、「単年度の収支」の目標として事業活動収支差額比率 5%を掲げるとともに、教育研究経費比率、人件費比率の動向については、特に注視している。また、事業団が毎年発行している『今日の私学財政』による大学法人・大学部門の指標と比較検討することで財務状況を客観的に把握し、長期的なスパンでの財政政策を検討する際の参考として活用している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

学校法人学習院は教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立している（根拠資料 10-6【ウェブ】）。

②-1 安定的な財政基盤の確保

将来を見据えた計画等を実現するための財政基盤の確立に向けては、上述のとおり毎年度向こう 10 年間の収支見通しを事業活動収支・資金収支の両方の視点で作成しており、これをベースに今後想定される経営状況を評価し、第 2 号基本金政策や借入を含めた資金調達等の資金計画及び増収・経費削減に向けた各施策の検討を行い、それらを機動的に実行できる体制を整えている。また、直近 5 年間の経営状況について、「中期的な財政基盤」の視点では、積立率は 80%前後で推移しており、自己資金の充実を表す純資産構成比率についても 86~90%程度を維持しており、財政基盤は安定している。一方で、「単年度の収支」の視点では、臨時的な耐震対策に係る工事の修繕費を主な要因として、2023 年度は基本金組入前当年度収支差額がマイナスになっているが、2024 年度以降は収入増と支出削減の両立により改善していく見込みである。

②-2 収入の多様化

資産運用については、法人の財務部が行っており、運用の対象となる金融資産は近年 400 億円規模で推移している。2002 年度に「資金の運用に関する取扱規程」を定め、運用商品や期間、発行体の格付け等について規程に沿った運用を行っている（規程集【DVD】）。毎年の運用原資となるのは、予算承認された財源のほか、各特定資産（退職給与引当特定資産・第 3 号基本金引当特定資産、第 2 号基本金引当特定資産・減価償却引当特定資産・初等科施設維持引当特定資産・大学改革推進引当特定資産）、その他剰余資金である。運用対象となる金融商品は、基本的に元本毀損リスクが低いものとしている。近年は超低金利の環境が継続しているため、以前から購入している鉄道・電力等の公共的な事業債に加え、より高金利が期待できる金融機関の劣後債や外債等を購入しており、リスクに留意しつつ、運用益の確保に努めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

中長期的な財政基盤については、過去 5 年間の積立率が概ね 80%程度、純資産構成比率

点検・評価報告書 様式

が 86～90%と高い水準を維持しており、安定している点では長所と言える。一方、単年度収支については、2020 年度以降、コロナ禍や耐震工事等の臨時的な要因により収支が悪化している点は問題点と言える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

法人として 2027 年の創立 150 周年に向けて、2022 年度から 2027 年度の 6 か年中期計画「学習院 VISION150」を策定し、合わせて中期財政計画を策定し、増収策として 2022 年度、2024 年度に納付金の改定を行い、財政基盤強化への取組みを行った。

財務関係比率に関する指標は、中期財政計画において「中期的な財政基盤」では積立率 80%と、「単年度の収支」では事業活動収支差額比率 5%の 2 つの目標を掲げ、事業団が発行する『今日の私学財政』による大学法人・大学部門の指標と比較検討によって長期的なスパンでの財政政策を検討している。将来を見据えた計画等を実現するための財政基盤の確立に向けては、毎年度、事業活動収支と資金収支の両方の視点から向こう 10 年間の収支見通しを作成し、経営状況を評価している。教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、人件費や施設・営繕費以外を物件費予算としており、更に予算を「教育」等の目的別に分けて管理することで適正な予算管理を実現している。また、これ以外に、各学校の独自性を生かした教育研究活動を遂行するため中期計画推進予算を設けている。

2024 年度以降は、耐震工事も概ね終了しているため、大型の施設整備を抑制し、収入増と支出削減により、単年度の収支改善に努めていく。

終章 今後の自己点検・評価に向けて

第1章から第10章まで、本学の教育・研究等について自己点検・評価を行ってきた。各章の自己点検・評価の結果としての評価は以下の通りであった。

表 終-1

第1章	評価A	第7章	評価S
第2章	評価A	第8章	評価A
第3章	評価A	第9章	評価A
第4章	評価B	第10章(1)	評価A
第5章	評価B	第10章(2)	評価A
第6章	評価A		

本学は最短で2026年4月に学習院大学と統合し、本学国際文化交流学部および本学大学院国際文化交流研究科はそれぞれ学習院大学国際文化交流学部および学習院大学大学院国際文化交流研究科となる計画を公表し、その準備を進めているところである。この統合計画においては、国際文化交流学部および国際文化交流研究科として同一性を維持することが必要となっている。そのため、自己点検・評価の結果を積極的な改善に十分に結びつけられない面があることは否めない。また、これまでの運営委員会が全学内部質保証推進組織として大学全体のPDCAサイクルを管理・運営していく内部質保証システムは、学習院大学のシステムに変更されることになる。これにより、国際文化交流学部・国際文化交流研究科の内部質保証について、従来のシステムの何を引き継ぎ、どう活用していくかを考えていかなければならない。その際、教職員に過度な負担とならない仕組みにすることも重要であろう。

女子大学としての本学は、これまで学生に寄り添うような学生支援に努めてきた。こうした充実した学生支援を今後も継続できるかを（そもそも継続するべきであるのかという点も含めて）検討していかなければならない。たとえば、本学は海外研修、短期語学研修、海外同時授業など、外国・異文化に触れる様々なプログラムを維持しているが、女子学生を外国に送るうえで安全確保に教職員が多大な労力を費やしているのも事実である。学生に対する教育サービスを充実させ、それにとまらうリスクを減らして安全な体制を確保することはきわめて重要であるが、教職員の過度な負担の回避とバランスをとることも同じく重要である。プログラムの充実度・安全性と教職員の負担をどのようにバランスさせるかは、それぞれのプログラムの具体的内容を子細に検討するような自己点検・評価のあり方が求められる。こうした内実に応じた点検・評価の仕組みを（これもまた教職員の過度な負担とならないやり方として）構築していくことが課題となっている。

内部質保証の仕組みをさらに発展させ、教育・研究の実情に即する形で洗練させていく課題のほかに、今回の自己点検・評価活動を通して本学が取り組まなければならない個別の課題も浮かび上がってきている。とりわけ重大な課題は、国際文化交流学部と国際文化交流研究科のいずれもが抱える学生の受入れに関する課題、特に入学者の定員管理の問題である。国際文化交流学部はコロナ禍において英語コミュニケーション学科の志願者が大きく減少した。英語コミュニケーション学科は半年の海外研修が必修となっているため、感染のリス

点検・評価報告書 様式

クのために渡航の保証がなくなった時期には大きな定員割れを起こしていた。しかし、コロナ禍が終わり、再び海外渡航ができるようになったこともあり、2024 年度には志願者数が大きく回復した。また、学習院大学との統合計画により、志願者の動向も大きく変化したために、2024 年度入学者選抜においては、入学定員を大きく超えた入学者を受け入れる結果となった。今後数年をかけて収容定員の適切な管理を実現していく必要がある、そのために受験生の動向などに関する様々なデータを収集し、細かく分析・解釈していかなくてはならない。他方、国際文化交流研究科は定員割れを起こしている。人文・社会科学系の研究科は本学に限らず定員割れが常態化しているのも事実であるが、それでよいわけではない。統合後、完成年度を迎えるまでは基本的に現状のカリキュラムを維持するほかはないが、その後にはカリキュラム改革などが必要となるとすれば、そのための判断材料を蓄積していかなければならず、大学院における自己点検・評価活動はこれまで以上に重要性を増すことになる。

もう一つの内部質保証上の課題は、可視化された学習成果を学部・研究科の改善に結びつけていく体系的な手法の開発である。残念ながら、本学は今のところ様々な学習成果の可視化の方法を導入し、多くのデータを収集しているが、それが十分に教育改善に結びつけられていないと言わざるをえない。内部質保証システムとしては、運営委員会が学習成果の可視化の結果をふまえて総合的な見地から教育改善を発案、計画し、実施していかなくてはならない。しかし、実情として、運営委員会はルーティーンとしての大学運営に時間をとられ、学習成果のデータを教育改革に十分に生かしてはいない。学習院大学との統合により運営委員会がなくなることを見据えれば、国際文化交流学部・国際文化交流研究科レベルで学習成果をデータとして全体的に把握し、それらを分析・解釈し、教育の改善のための計画立案を行う何らかの学部内組織を作ることが必要となるだろう。そうした作業にまだ着手できていないのが本学の現状であり、この点が今回の自己点検・評価の作業で明らかになったもっとも大きな課題である。

以上、表 終-1 において評定を S または B とした点について簡単に述べてきた。自己点検・評価と内部質保証は終わりのないプロセスである。課題はいくらでも見つかるが、実際のところすべての課題に有効な解決策が見いだされるわけでもない。したがって、大学としては、どのような課題を重視し、何に焦点を絞って解決・改善を目指すかの判断が問われる。学習成果の可視化はそのための情報収集の手段である。教職員はそのことを十分に理解したうえで、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの観点から学習成果をどのように可視化するか、その結果をどう生かしていくのかをたえず検討し続けていくべきである。本学はそのことを組織として強く意識し、今後の教育・研究活動を展開していきたい。